

NKSJひまわり生命の現状  
2012

# NKSJひまわり生命



## 社名・シンボルマークに込めた想い

最高品質の安心とサービスをご提供することで、お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい。その想いを、太陽を見つめつづける「ひまわり」に重ね、社名・シンボルマークとして表現しました。

また、大空へと高く、大きく成長するそのイメージは、NKSJグループの中核生命保険会社として、経営基盤をさらに強固なものとし、成長を加速していく新会社の姿を表しています。

本冊子では、特段の注記などがないかぎり、2010年度(平成22年度)以前は、損保ジャパンひまわり生命(存続会社)の数値を、2011年度(平成23年度)は、2011年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命の数値および2011年10月～2012年3月のNKSJひまわり生命の数値を記載しています。

## はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「NKSJひまわり生命の現状2012」を作成いたしました。2011年度の成果や取り組みなどを掲載しています。

本誌が、NKSJひまわり生命をご理解いただくうえで、皆さまのお役にたてれば幸いです。

## 会社概要(2012年3月末日現在)

設立：1981年(昭和56年)7月  
営業開始：1982年(昭和57年)4月  
資本金：172億5千万円  
総資産：1兆8,092億円  
保有契約高：17兆6,597億円(個人保険と個人年金保険の合計)  
本店所在地：〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
TEL:03(6742)3111(代表)  
ホームページアドレス <http://www.nksj-himawari.co.jp/>  
取締役社長：松崎 敏夫  
従業員数：2,751名  
株主：NKSJホールディングス株式会社(100%)

## Contents

トップメッセージ ..... 1

### 経営について

NKSJひまわり生命の誕生 ..... 3

NKSJグループについて ..... 4

トピックス ..... 8

### 財務の健全性について

格付け ..... 10

ソルベンシー・マージン比率 ..... 10

実質資産負債差額 ..... 11

基礎利益 ..... 11

逆ざやの状況 ..... 11

MCEV ..... 12

責任準備金の積立状況 ..... 13

### 主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況 ..... 14

損益の状況 ..... 14

主要業績の推移 ..... 15

収支の状況 ..... 17

資産・負債の状況 ..... 19

2011年度の一般勘定資産の運用状況 ..... 21

### 業務品質向上に向けた取り組み

業務品質向上推進態勢 ..... 23

カスタマーセンターのご案内 ..... 27

### お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢 ..... 28

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて ..... 28

保険金等のお支払い状況 ..... 29

内部統制の整備 ..... 30

コンプライアンス態勢 ..... 33

反社会的勢力への対応 ..... 36

リスク管理態勢 ..... 37

お客さま情報の保護 ..... 41

### 生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは ..... 45

### CSRの取り組み

CSRの取り組み ..... 46

CSRの活動事例 ..... 46

### 商品・サービス体制について

ご契約の流れ ..... 49

保険金・給付金のお支払いまでの流れ ..... 50

お申し込みの際にしてお客さまへの情報提供 ..... 51

情報開示 ..... 53

販売チャンネルのご案内 ..... 54

商品ラインナップ ..... 55

健康・生活応援サービス ..... 57

社員・代理店教育・研修の概略 ..... 58

### データファイル

コーポレート・データ ..... 63

業績データ ..... 79

【参考資料】2社合算ベースの指標 ..... 136

用語集 ..... 140

# トップメッセージ

## はじめに

日頃より、NKSJひまわり生命をお引き立ていただき、まことにありがとうございます。

東日本大震災から1年以上が経過し、現在復旧・復興が進められておりますが、いまだ不自由な暮らしを余儀なくされている方々が多くいらっしゃいます。また、台風、豪雨、大雪、突風などの自然災害による大きな被害も発生していません。被害を受けられた皆さま、そのご家族の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、2011年10月1日に、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併して誕生しました。2010年4月に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社が設立したNKSJグループの一員として、合併と同時にNKSJホールディングス株式会社の直接出資子会社となりました。

「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

## 2011年度を振り返って

2011年度は、東日本大震災によるお客さまの安否確認を重点課題に掲げ、お客さまと直接連絡が取れるまで確認活動を続けてまいりました。その結果、東北3県沿岸部のお客さま全員の安否を確認しました。引き続き被害を受けられたお客さまへのフォローに取り組んでおり、最後の1件まで丁寧な対応をして生命保険会社としての社会的責任を果たしてまいります。

2011年度の日本経済を振り返りますと、東日本大震災の影響で大きく落ち込んだ後、年度前半はサプライチェーンの修復などを背景に復旧にむけて急速な回復を示しました。夏場以降は欧州債務問題・海外経済減速・円高などによる外需の減少に加え、タイ洪水被害というマイナス要因が重なり、一進一退の動きとなりました。

また、生命保険業界は、このような経済環境に加え、少子高齢化、新規参入会社の増加、販売チャネルの多様化による競争激化など、厳しい経営環境に置かれています。

そのような環境下においても、医療保険「健康のお守り」や収入保障保険「家族のお守り」が堅調に推移したことなどにより、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の合算で、保有契約件数（個人保険と個人年金保険の合計）は前年度末比10.3%増となりました。また、保有契約高（同）も前年度末比9.0%増となりました。これも皆さまのご支援の賜と深く感謝申し上げます。

## 2012年度の取り組み

当社は、2012年度も引き続き「お客さま視点に基づく業務品質の向上」を経営基本方針の柱として掲げ、これまでの取り組みを加速してまいります。

2012年4月には、苦情対応の国際規格「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)に適合したお客さまの声対応の仕組みを構築し、改めて同規格への適合宣言を行いました。これまで以上に「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般の業務品質向上に積極的に活かしてまいります。

また、当社は、NKSJグループのCSR基本方針に基づき、全社をあげてCSRを推進しています。例えば、独立行政法人 国立がん研究センターと連携・協力してがん医療情報の普及推進等を行うとともに、保険商品を通じて、がんにかかれた方の療養生活の質の向上に取り組んでいます。

がん保険「勇気のお守り」は、「QOL(Quality Of Life:生活の質)を重視したがん治療に適した保険」をコンセプトに、がんの治療が入院から通院にシフトしていることを踏まえて開発した商品です。「外来治療給付金」の導入により、仕事を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「日常」をサポートしていきます。

当社は、保険という商品を単に販売するのではなく、大切なお客さまをお守りするという使命感を持ち、お客さまニーズの適切な喚起、ニーズに適合した商品・サービスの提供を行うことが生命保険会社としての責務であると考えています。そのような使命感を持った募集人を数多く育成し、さらなる業務品質の向上を目指してまいります。

当社は、2012年度から新しい企業スローガン「笑顔を、まもる。」を掲げました。

「最高品質の安心とサービスをご提供することで、太陽を見つめつづける『ひまわり』のように、お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい」という想いの実現に向け、全社員が一丸となって取り組んでまいり所存です。

今後とも、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。



2012年7月

取締役社長 松崎 敏夫

# NKSJひまわり生命の誕生

損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命は、2011年10月1日に合併し「NKSJひまわり生命」として新たにスタートしました。

## NKSJひまわり生命の誕生まで

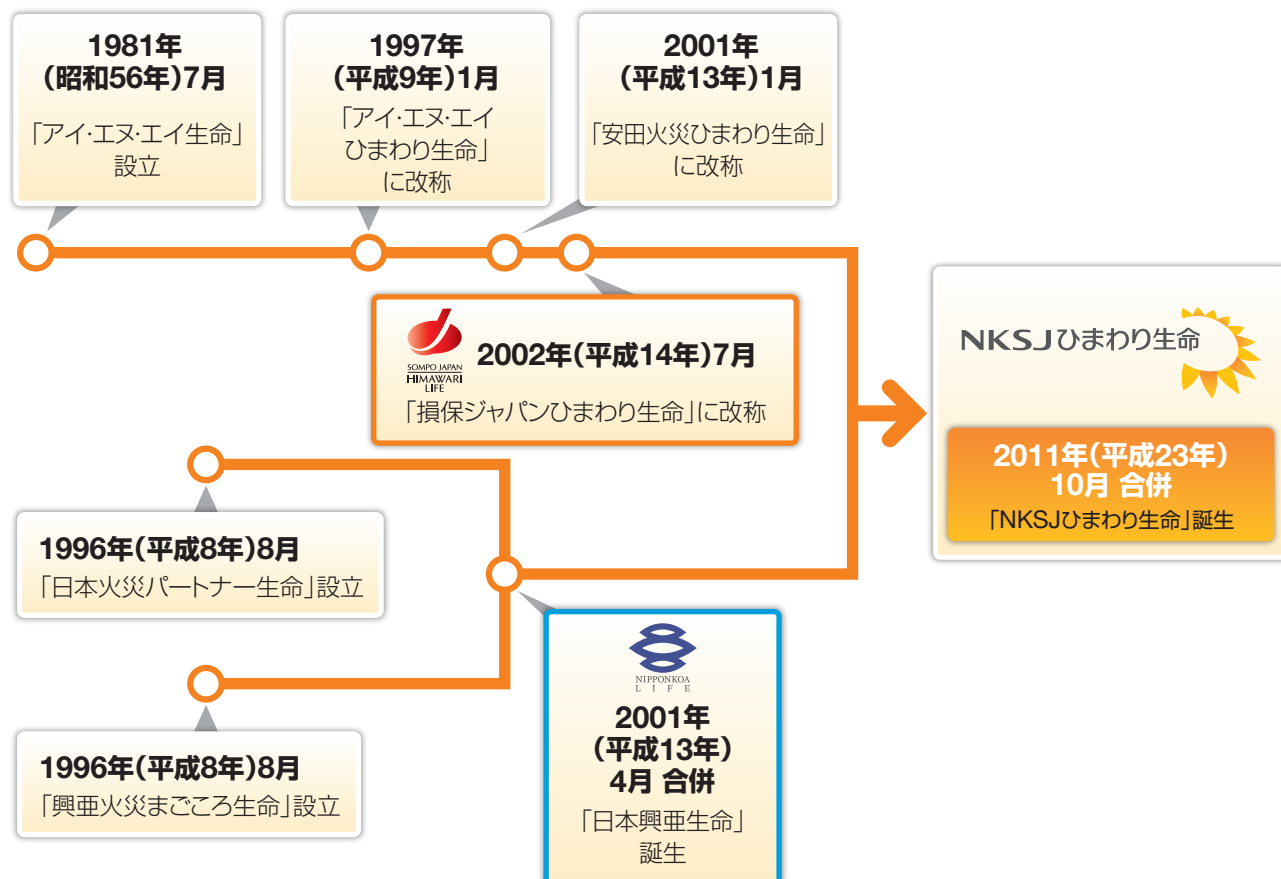
- 2010年4月1日…株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社によるNKSJホールディングス株式会社の設立とともに、NKSJグループの傘下に入る
- 2011年4月20日…合併契約を締結
- 2011年6月23日…株主総会で合併契約が承認される
- 2011年9月20日…金融庁から保険業法に基づく合併の認可を取得
- 2011年10月1日…NKSJホールディングス株式会社の直接子会社となり、「NKSJひまわり生命保険株式会社」として新たなスタートを切る

<発足記念式典の様子>



## NKSJひまわり生命の沿革

当社はお客さまからの期待に応えるため、よりよい未来を見据えた変革を続けてまいりました。



## 今後の展望

NKSJグループにおいて成長分野と位置付けられている生命保険事業を担う当社は、「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社となることを目指していきます。



# NKSJグループについて

## NKSJグループの概要

2010年4月1日、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は共同持株会社「NKSJホールディングス株式会社」を設立し、NKSJグループが誕生しました。

## NKSJグループの事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、国内損害保険事業を中心に、国内生命保険事業、海外保険事業などさまざまな事業を展開しています。



### 国内損害保険事業

グループの中核事業であり、高品質な商品・サービスを提供することにより、お客さまに安心・安全をお届けしています。代理店販売の損保ジャパン・日本興亜損保、ダイレクト販売のセゾン自動車火災・そんぽ24があります。

### 海外保険事業

経営統合で強固になる財務基盤および人材を活用し、高い成長が見込まれる海外保険市場でM&Aを中心として事業拡大を図ります。

### NKSJグループの経営戦略

NKSJグループは、経営統合シナジーの実現と成長分野への経営資源投下を戦略的に実行することにより、グループ収益を向上させ、持続的成長と企業価値の向上を目指します。

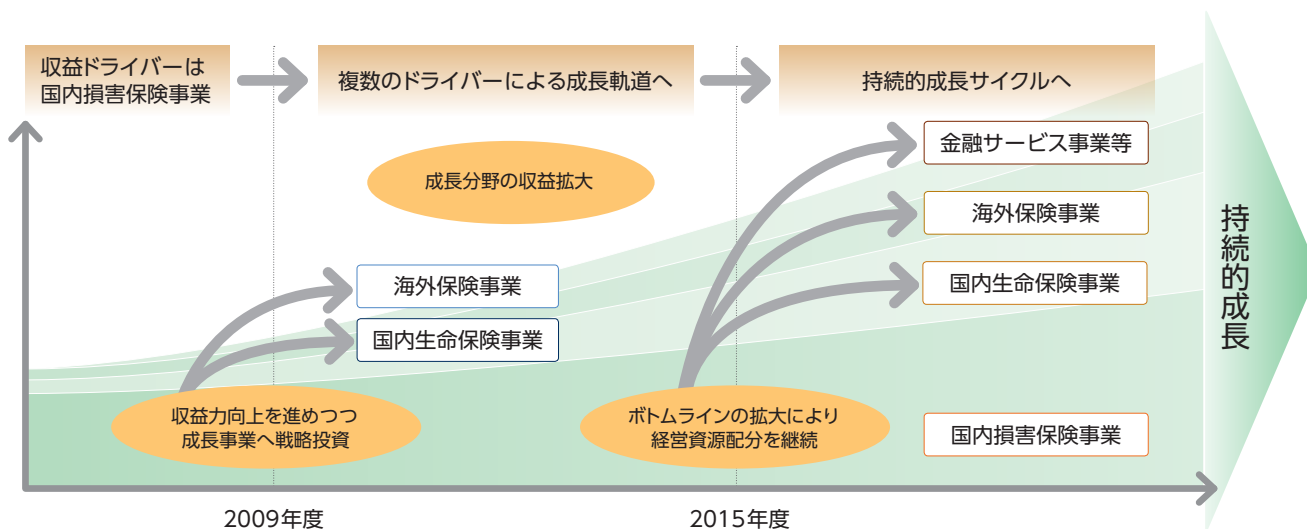
### NKSJグループの経営基本方針

1. サービス品質の追求  
すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価されるグループになることを目指します。
2. 持続的な成長による企業価値の拡大  
目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。
3. 事業効率の追求  
あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。
4. 透明性の高いガバナンス態勢  
保険・金融事業等の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。
5. 社会的責任の遂行  
環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
6. 活力ある風土の実現  
グループ内の組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

## NKSJグループの基本戦略

NKSJグループは、収益ドライバーである国内損害保険事業の収益力をより一層向上させ、経営資源を国内生命保険事業や海外保険事業などの成長分野へシフトさせることにより、バランスの良い事業ポートフォリオを構築します。

さらに、複数の成長ドライバーにより拡大した収益を活用することにより、さらなる成長事業への投資を行い、NKSJグループを持続的成長サイクルに乗せていきます。



## 中期経営計画の進捗状況

2011年度は、国内外の自然災害などにより国内損保事業や海外保険事業において損失が発生しましたが、国内生命保険事業の利益が貢献し、グループ合計では12億円の修正連結利益となりました。

	2010年度 (実績)	2011年度 (実績)	2012年度 (予想)	2015年度* (計画)
修正連結利益				
国内損害保険事業	213億円	△713億円	△332億円	810億円
国内生命保険事業	598億円	1,000億円	850億円	550億円
海外保険事業	24億円	△197億円	63億円	200億円
金融サービス事業等	△27億円	△76億円	△43億円	40億円
グループ合計	807億円	12億円	537億円	1,600億円
修正連結ROE	4.2%	0.1%	2.7%	7%以上

\* 2011年9月公表の中期経営計画値。

(注) 中期経営計画については、損保ジャパンと日本興亜損保の合併をはじめとする事業環境の変化を考慮して見直しを行っております。(2012年7月現在)

## 修正利益計算上の集計対象

国内損害保険事業	損保ジャパン、日本興亜損保の単体の合算
国内生命保険事業	NKSJひまわり生命(2010年度は損保ジャパンひまわり生命、日本興亜生命の合算)
海外保険事業	海外保険子会社
金融サービス事業等	ゼン自動車火災、そんぼ24、損保ジャパンDIY生命、金融サービス事業、ヘルスケア事業など



## 修正利益の計算方法

### 【国内損害保険事業】

当期純利益 + 異常危険準備金繰入額(税引後) + 価格変動準備金繰入額(税引後) - 有価証券の売却損益・評価損(税引後) - 特殊要因

### 【国内生命保険事業】

当期エンベディッド・バリュー(EV)増加額 - 増資等資本取引 - 金利等変動影響額

### 【海外保険事業・金融サービス事業等】

財務会計上の当期純利益

修正連結ROE = 
$$\frac{\text{修正連結利益}}{\text{連結純資産(除く生保子会社純資産) + 異常危険準備金(税引後) + 価格変動準備金(税引後) + 生保子会社EV}}$$
  
(注)分母は期首・期末の平均残高

## 修正利益2011年度実績値

### 【国内損害保険事業】

当期純利益	△601億円
+ 異常危険準備金繰入額(税引後)	△476億円
+ 価格変動準備金繰入額(税引後)	△1億円
- 有価証券の売却損益・評価損(税引後)	103億円
- 特殊要因(法人税率引下げ)	△468億円
合計	△713億円

(注)「税引後」は、各項目の金額から実効税率分を差し引いたもの

### 【国内生命保険事業】

当期EV増加額	1,483億円
- 増資等資本取引	-
- 金利等変動影響額	483億円
合計	1,000億円

### 【修正連結ROE】

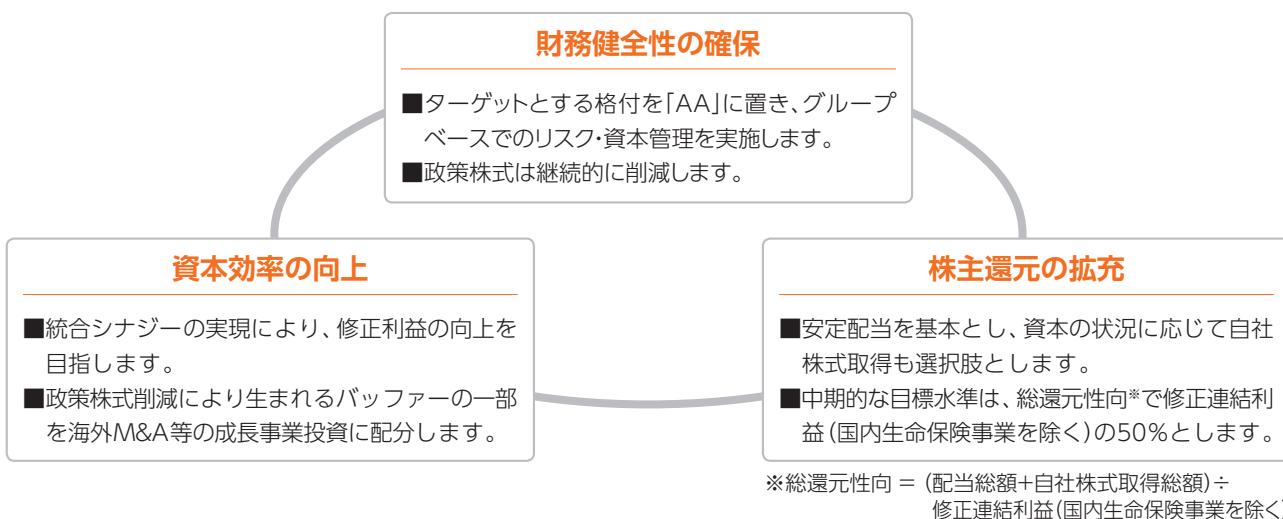
修正連結利益 12億円

$$\frac{12 \text{ 億円}}{\text{連結純資産(除く生保子会社純資産) 9,563 億円 + 異常危険準備金(税引後) 3,984 億円 + 価格変動準備金(税引後) 165 億円 + 生保子会社EV 5,311 億円}} = 0.1\%$$

(注)「税引後」は、各準備金残高から実効税率分を差し引いたもの / 分母は期首・期末の平均残高

## NKSJグループの資本政策

NKSJグループでは、「財務健全性の確保」、「資本効率の向上」、「株主還元の拡充」という3つの要素のバランスをとりながら、企業価値の拡大を目指していくことを資本政策の基本方針としています。



## (ご参考)「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」の設立

NKSJホールディングス、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、国内損害保険事業の効率性向上を目指して「世界で伍して戦える新しい会社の創設」について検討・協議を重ねてきました。

その結果、損害保険業界を取り巻く厳しい経営環境の変化を踏まえ、損保ジャパンと日本興亜損保が培ってきた強みを1つの会社として発揮し、強固な事業基盤のもと収益力の最大化を図るべく、2014年度上半期を目処に、損保ジャパンを存続会社として両社合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」(以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。)を設立することとしました。

損保ジャパン日本興亜では、最もお客さまに評価される損害保険会社になることを最重要の経営戦略目標とし、持続的な成長を目指していきます。また、損害保険事業の社会的使命を踏まえ、引き続き持続可能な社会づくりに貢献していきます。



日本興亜損保 二宮社長 損保ジャパン 櫻田社長

### 損保ジャパン日本興亜の目指す企業像・ビジョン

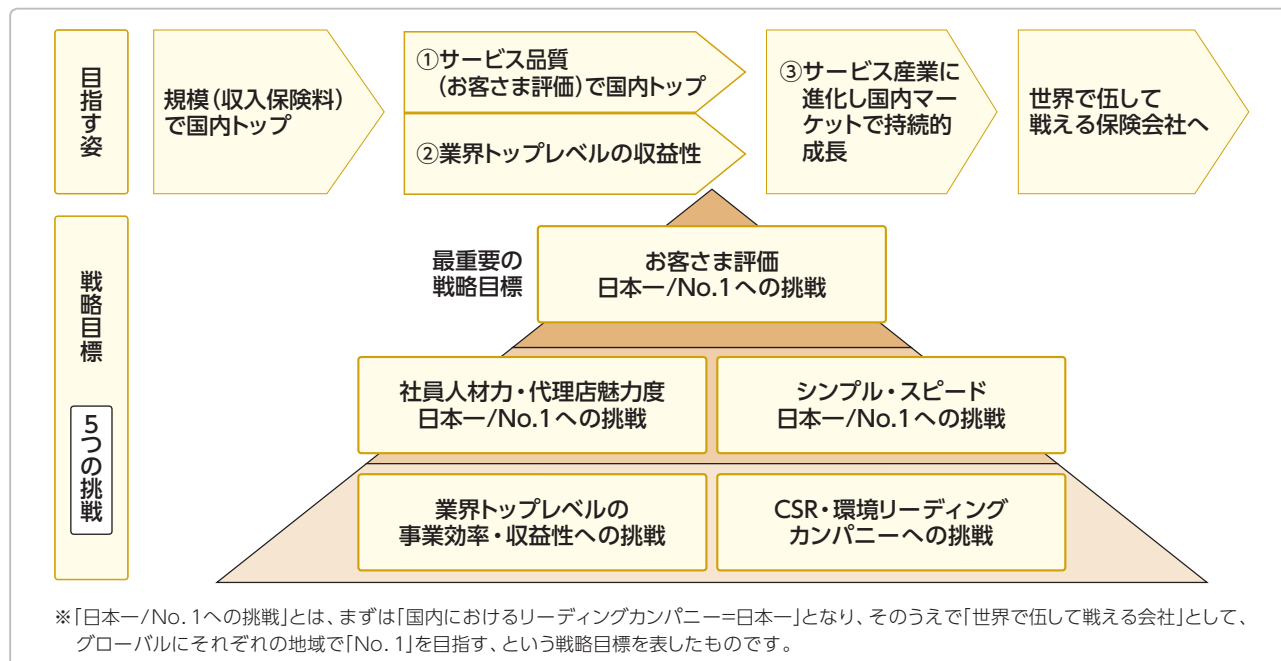
損保ジャパン日本興亜が目指す企業像は、「世界で伍して戦える会社」と定義しています。世界で伍して戦うには、まずは業績や先進性において国内のリーディングカンパニーになる必要があり、これを具体化すると、次のとおりです。

- ①規模だけでなく、サービス品質でも業界をリードする会社
- ②業界トップレベルの事業効率と収益性を安定的に維持する会社
- ③損害保険事業を核として、代理店とともに信頼を得た国内約2,000万人のお客さまに対し、安心・安全を支援する先進的なサービスを提供し、真のサービス産業に進化していく会社

### 損保ジャパン日本興亜の戦略目標

#### 5つの挑戦

上記の企業像をできるだけ早く実現すべく、強固なコーポレート・ガバナンス体制のもと両社の経営資源をベスト・ミックスし、以下に掲げる『5つの挑戦』に、スピードを重視してチャレンジしていきます。



# トピックス

## 東日本大震災への対応

当社では、被害を受けられたお客さまに、以下の取り組みを行ってきました。引き続き少しでもお役に立てるよう取り組んでまいります。

### ご契約に対する特別取り扱いの実施

被災地域のご契約に対して、以下の特別取り扱いを実施しました。

- ①災害死亡保険金等の全額お支払い
  - ②保険料払込猶予期間の延長※
  - ③保険金・給付金・契約者貸付の簡易迅速なお支払い
  - ④新規の契約者貸付への特別金利の適用※
  - ⑤入院治療に関する特別取り扱い
- ※新規の受付は終了しております。

### お客さまの安否のご確認

迅速かつ確実に保険金・給付金等をお支払いするために、被災地域のお客さまの安否確認を実施しました。

被災地域である東北3県沿岸部のお客さま全員の安否が確認できています。

### 支払保険金等、保険料払込猶予取り扱いの実績

被害を受けられたお客さまへの支払保険金等および保険料払込猶予取り扱いの実績は、次のとおりです。

- 支払保険金等の額※…**1,341**百万円  
(2012年3月末時点)  
※個人保険、個人年金保険、団体保険の合算であり、災害入院給付金を含みます。
- 保険料払込猶予取扱件数…**3,320**件  
(2011年12月末に取り扱いを終了しました)

### 義援金の寄贈

被災者支援を目的に、義援金2,000万円を中央共同募金会に寄贈しました。また、生命保険協会を通じて他の会員各社とともに、日本赤十字社に3億円を義援金として寄贈しました。

役職員個人としても、NKSJホールディングスがグループ会社の社員に対して義援金の募集を行い、中央共同募金会等に総額約1億2,000万円を寄贈しました。

## テレビCMの放映開始

2012年2月から、タレントのベッキーさんを起用したテレビCM「歌うひまわりさん篇」を全国でオンエアしました。ベッキーさんが、お客さまに安心と笑顔をお届けする「ひまわりさん」として、広大で美しいひまわり畑で歌います。その曲は、1970年代のヒットソング「ひまわり娘」に現代アレンジを加えたものです。

まさに「NKSJひまわり生命」だからこそ実現した作品に仕上がりました。

テレビCMを締めくくる企業スローガンは、「笑顔を、まもる。」。太陽を見つめつづける「ひまわり」のように、お客さま一人



ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい、その想いを表現しています。

このテレビCMを通じて、より多くの方々に当社を知っていただくとともに、生命保険会社として確固たるブランドを築いていきたいと考えています。

## 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」への適合を宣言

2012年4月2日、苦情対応の国際規格「ISO10002」に適合した「お客様の声」への対応の仕組みを構築し、同規格への適合宣言を行いました。

合併前の2008年4月、損保ジャパンひまわり生命は「ISO10002」の自己適合宣言を行い、すでに規格に適合した苦情対応を実施していましたが、合併後、苦情のみならずお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客様の声」への対応と業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」の策定、「業務品質向上委員会」の発足など、「お客様の声」を業務品質の向上に反映させる取り組みを充実させてきました。そして、「お客様の声」への対応の仕組みについて、新会社として再点検したうえで、改めて自己適合宣言を行ったものです。

お客さま視点ですべての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供するため、これまで以上に「お客様の声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を当社の事業活動全般の業務品質向上に積極的に活かしていきます。

### <ご参考> 「ISO10002」の概要

「ISO10002」とは、苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の仕組み、苦情対応プロセス手順などを規定している国際規格です。「ISO10002」は、2004年7月に国際標準化機構 (ISO) により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格「JISQ 10002」が日本工業標準調査会 (JISC) により制定されています。

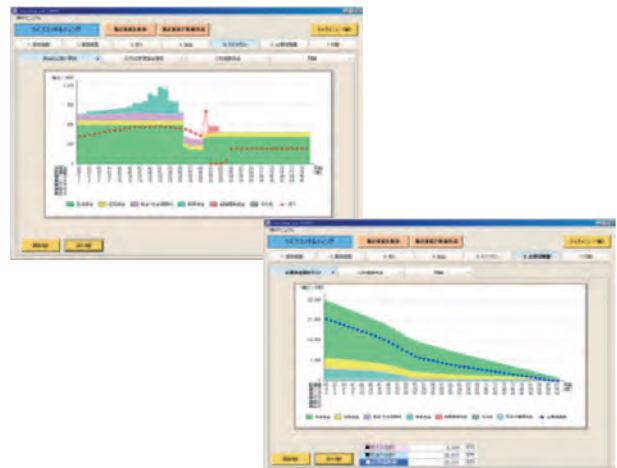
## コンサルティングサービスツールの開発



### コンサルティングソフト「SAPRI(サブプリ)」

2012年5月、お客さま一人ひとりの人生に、必要かつ十分な保障をご提案できる独自のコンサルティングサービスツールを開発しました。「SAPRI」では、お客さまのライフプランに応じて必要な保障額をわかりやすいグラフで確認していただけるメニューや、現在ご加入の生命保険の加入状況をまとめて一覧表にできるメニューなど、募集人を通じて多数のサービスを提供しています。

また、法人の経営者さま向けに事業保障資金、死亡退職金・甲慰金準備資金、生存退職金準備資金など、経営者さまにとって必要な保障額をグラフや推移表にしてご覧いただけます。



# 財務の健全性について

## 格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるスタンダード&プアーズおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。(2012年7月1日現在)

**A+**      スタンダード&プアーズ  
保険財務力格付け

**AA-**      格付投資情報センター  
保険金支払能力

- 保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。
- 保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定通りに履行される確実性についての意見を表したものです。

## ソルベンシー・マージン比率

2011年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,449.5%となり、引き続き高水準を維持しています。

**1,449.5%**

2011年度末

- ソルベンシー・マージン比率とは、大震災、株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば、安定的な経営を維持する上での一つの基準を満たしていることを示します。

(単位:百万円)

項目		2010年度末	2011年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	損保ジャパンひまわり生命	153,831	199,339
	日本興亜生命	60,073	
リスクの合計額 (B)	損保ジャパンひまわり生命	18,683	27,502
	日本興亜生命	5,756	
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	損保ジャパンひまわり生命	<b>1,646.7%</b>	<b>1,449.5%</b>
	日本興亜生命	<b>2,087.3%</b>	

- (注) 1. 2011年度から、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。2010年度末の数値は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定した数値です。  
2. 2010年度末の旧基準によるソルベンシー・マージン比率は、P.97に記載しています。



## 実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標の一つとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2011年度末の実質資産負債差額は2,854億円となりました。

<ご参考>2010年度末実質資産負債差額

損保ジャパンひまわり生命	1,703億円
日本興亜生命	650億円

2,854億円

2011年度末

## 基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入(戻入)などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2011年度の基礎利益は、2010年度実績1億42百万円に対して70億84百万円増加し、72億27百万円となりました。

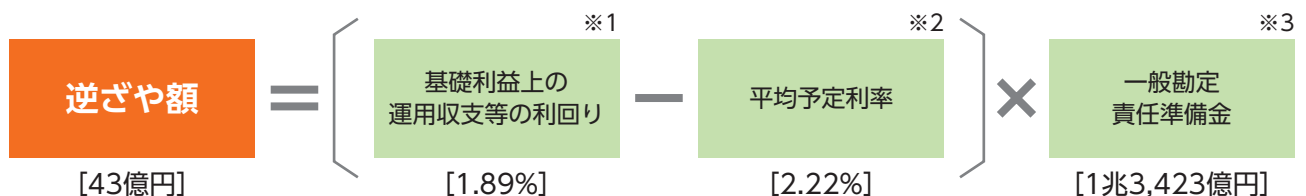
72億27百万円

2011年度

## 逆ざやの状況

平均予定利率が低下していることもあり、2011年度の逆ざや額は43億円と、前年度実績54億円に比べ10億円減少しました。当社では、この逆ざや額を全体の収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しています。

### <逆ざや額の算出方法>



※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。

(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2



## MCEV (Market Consistent Embedded Value)

### MCEVとは

一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書等法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

MCEVは、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生保事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したもので、「企業の純資産価値」と「保有契約からもたらされる将来利益の現在価値」の合計として計算されます。

欧州では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles<sup>®</sup> (以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。現在、CFOフォーラム参加会社はEEV原則に準拠した開

示が義務付けられています。また、2011年12月末からはMCEV Principlesに準拠することが義務付けられる予定でしたが当面見送りとなり、義務化時期を再検討中の状態にあります。

国内においても、EEV原則またはMCEV Principlesに準拠した開示が広まりつつあることから、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

### 2011年度末のMCEV

2011年度末のMCEVは6,153億円で、その内訳は、純資産価値が1,371億円、保有契約価値が4,782億円です。

2010年度末と比較して2,698億円の増加となりました。その増加の内訳としては、純資産価値が592億円の増加、保有契約価値が2,106億円の増加となっています。

なお、2010年度末の数値は存続会社である損保ジャパンひまわり生命単体の数値、2011年度末の数値は合併後の数値を表示しています。2010年度末から2011年度末へのMCEV増加額2,698億円には日本興亜生命と合併したことにより増加した価値1,215億円を含んでいます。

※Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008

### 〈過去2年間のMCEV〉

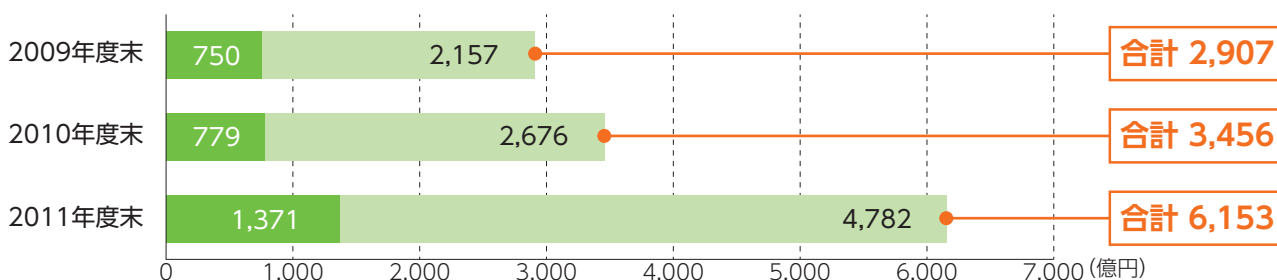
(単位:億円)

	2010年度末	2011年度末	増減額
年度末MCEV	3,456	6,153	2,698
純資産価値	779	1,371	592
保有契約価値	2,676	4,782	2,106
新契約価値	310	528	218

(注) 純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には貸借対照表の純資産の部の額に、1価格変動準備金、2危険準備金、3配当準備金中の未割当額、4一般貸倒引当金、5満期保有目的の債券の含み損益、金融派生商品の含み損益を加え、無形固定資産を控除した後、これら前7項目の税効果相当額を差し引いたものです。保有契約価値は、保有契約から将来生ずる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したもので、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を控除した額です。新契約価値は、年度末MCEV総額のうちの新たな契約分の数値を表しています。

### 〈MCEV推移〉

■ 純資産価値 ■ 保有契約価値



## 2010年度末から2011年度末への変動要因

2010年度末から2011年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

主な変動要因としては、日本興亜生命と合併したことによる価値の増加、2011年度に獲得した新契約価値による増加、保険関係の前提条件の変更による増加、経済的前提条件と実績の差異による減少、その他の要因に基づく差異（法人税制の改正）による増加の影響があげられます。

(単位：億円)

	MCEV
前年度末MCEV	3,456
前年度末MCEVの調整*	1,215
前年度末MCEV(調整後)	4,671
当年度新契約価値	528
保有契約価値の割り戻し (リスクフリーレート)	105
保有契約価値の割り戻し (期待超過収益分)	152
保有契約価値および必要資本から フリー・サープラスへの移管	—
保険関係の前提条件と実績の差異	△71
保険関係の前提条件の変更	350
保険事業に係るその他の要因に 基づく差異	243
保険事業活動によるMCEV増減	1,307
経済的前提条件と実績の差異	△157
その他の要因に基づく差異	333
MCEV増減総計	1,483
当期末MCEV	6,153

\* 日本興亜生命と合併したことにより増加した価値

## その他

● 保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるミリマン・インク（Milliman, Inc.）から、意見書を受領しています。（意見書およびMCEVに関する詳細については当社のオフィシャルホームページでご参照いただけます。）

● MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。その多くは、個別会社の管理能力を超えた領域に属します。

適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実際実現値とは異なるものです。前提条件と実際実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。

これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

## 責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金等の支払いに備え、責任準備金の積み立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積み立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金等の支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、

その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積み増しを行うことが義務づけられています。

なお、2011年度末のストレス・テストの結果、危険準備金として163百万円の積み立てを行いました。また、その結果を受けて負債十分性テストを実施しましたが、保険料積立金の追加積み立ての必要はありませんでした。

# 主要業績の推移

## 直近事業年度における事業の概況

2011年度の新契約高は前年度比111.2%の2兆4,940億円、保有契約高も前年度末比151.5%の17兆6,597億円と伸展しました(契約高は個人保険と個人年金保険の合計)。  
保険料等収入は合併による保有契約の増加などにより、前年度比121.5%の3,031億円となりました。

総資産は当年度中に6,219億円増加し、当年度末には1兆8,092億円となりましたが、うち5,298億円は合併により増加した資産です。

### 〈主要業績の状況〉

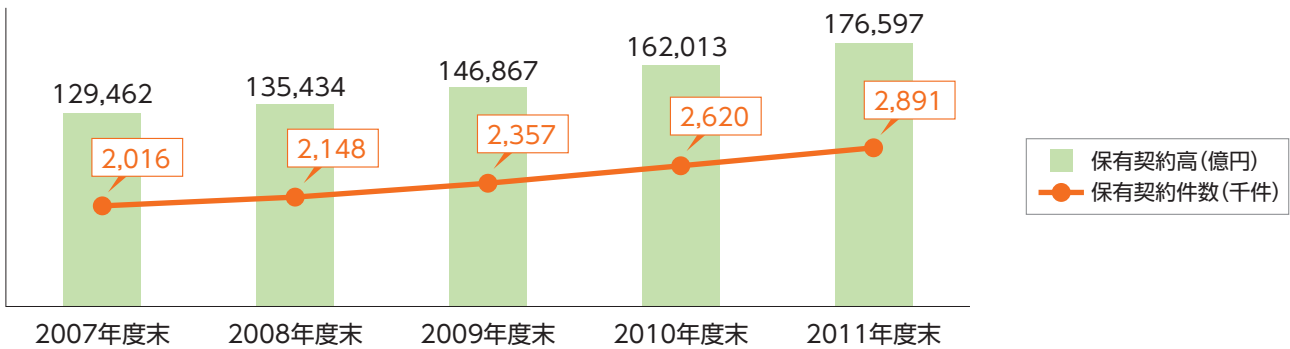
	2010年度(末)	2011年度(末)	前年度(末)比
新 契 約 高	2兆2,432億円	2兆4,940億円	111.2%
保 有 契 約 高	11兆6,530億円	17兆6,597億円	151.5%
保 険 料 等 収 入	2,494億円	3,031億円	121.5%
総 資 産	1兆1,872億円	1兆8,092億円	152.4%

### 〈(ご参考)2社合算〉

	2010年度(末)	2011年度(末)	前年度(末)比
新 契 約 高	3兆673億円	2兆9,683億円	96.8%
保 有 契 約 高	16兆2,013億円	17兆6,597億円	109.0%
保 険 料 等 収 入	3,551億円	3,601億円	101.4%
総 資 産	1兆7,154億円	1兆8,092億円	105.5%

(注)2社合算では、合併前の業績について、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

### 〈保有契約の過去5年度分の推移(個人保険と個人年金保険の合計)〉



(注)2社合算の数値を記載しています。

## 損益の状況

2011年度の経常利益は49億円となり、前年度実績7億円に比べ41億円増加しました。

当期純損失は、特別損益項目として合併関連費用111億円を計上したこと、および、法人税制改正による繰延税金資産の取崩しにより36億円の決算負担が生じたことなどによ

り98億円となり、前年度当期純損失の15億円に比べ損失が83億円増加しました。

基礎利益は72億円となり、前年度実績1億円に比べ70億円増加しました。

## 主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2007年度(末)	2008年度(末)	2009年度(末)	2010年度(末)	2011年度(末)
総資産	1,035,988	1,073,052	1,122,133	1,187,254	1,809,210
有価証券残高	960,980	993,085	1,030,306	1,083,552	1,672,594
責任準備金残高	954,945	987,198	1,032,371	1,097,361	1,689,139
経常収益	270,735	260,182	258,426	269,332	331,593
保険料	249,359	236,671	232,187	244,911	299,417
資産運用収益	17,415	18,655	22,095	19,710	26,704
保険金等支払金	125,454	159,576	147,861	138,884	154,268
うち解約返戻金	78,406	109,171	97,900	85,253	92,132
経常利益	19,232	11,115	4,088	759	4,924
当期純利益または当期純損失(△)	10,578	5,867	1,315	△1,506	△9,829
ソルベンシー・マージン比率	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	1,449.5%
新契約高	1,614,880	1,570,446	2,121,806	2,243,293	2,494,094
保有契約高	9,099,013	9,529,382	10,485,124	11,653,083	17,659,712

(注) 1. 新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。そのため、2007~2010年度、2011年度はそれぞれ異なる基準によって算出されています。なお、2010年度末のソルベンシー・マージン比率の( )内の数値は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2011年3月期に開示した数値です。

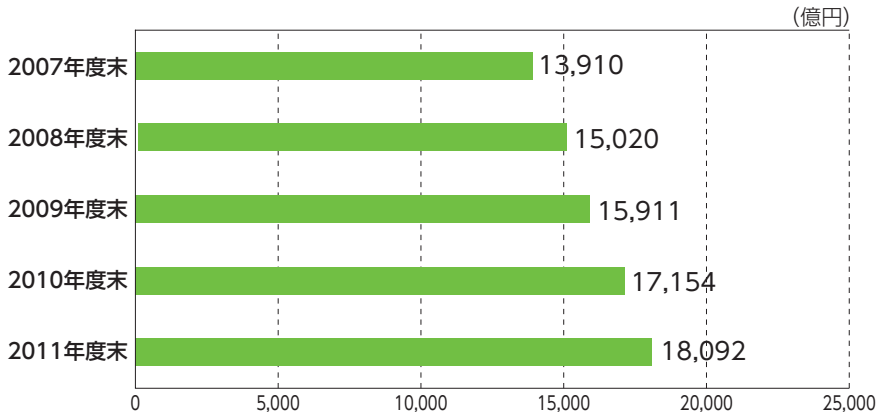
## 〈(ご参考)2社合算〉

(単位:百万円)

項目	2007年度(末)	2008年度(末)	2009年度(末)	2010年度(末)	2011年度(末)
総資産	1,391,003	1,502,075	1,591,121	1,715,400	1,809,210
有価証券残高	1,248,875	1,314,250	1,408,918	1,507,240	1,672,594
責任準備金残高	1,275,277	1,351,864	1,439,564	1,559,315	1,689,139
経常収益	362,964	358,600	359,981	385,380	395,288
保険料	332,501	323,168	323,376	349,877	356,263
資産運用収益	25,322	28,104	31,011	29,208	32,667
保険金等支払金	156,630	194,766	185,344	177,978	172,819
うち解約返戻金	96,638	131,299	121,981	109,028	103,550
経常利益	20,507	11,227	6,204	1,830	4,225
当期純利益または当期純損失(△)	10,579	5,247	1,867	△1,784	△11,105
ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	1,449.5%
損保ジャパンひまわり生命	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	—
日本興亜生命	2,914.3%	2,947.5%	2,750.4%	2,596.3% (2,087.3%)	—
新契約高	2,229,565	2,172,216	2,768,734	3,067,388	2,968,353
保有契約高	12,946,213	13,543,489	14,686,763	16,201,321	17,659,712

(注) 2社合算では、合併前の業績について、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

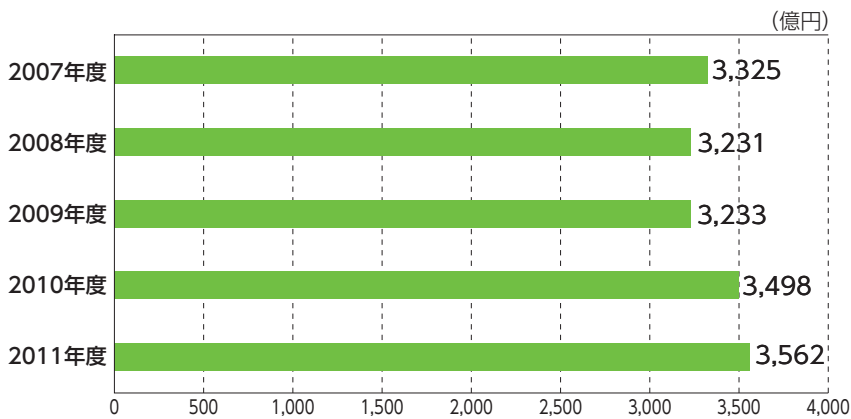
### 〈総資産の推移〉



2011年度中に総資産が938億円増加し、順調に拡大しています。

(注) 2社合算の数値を記載しています。

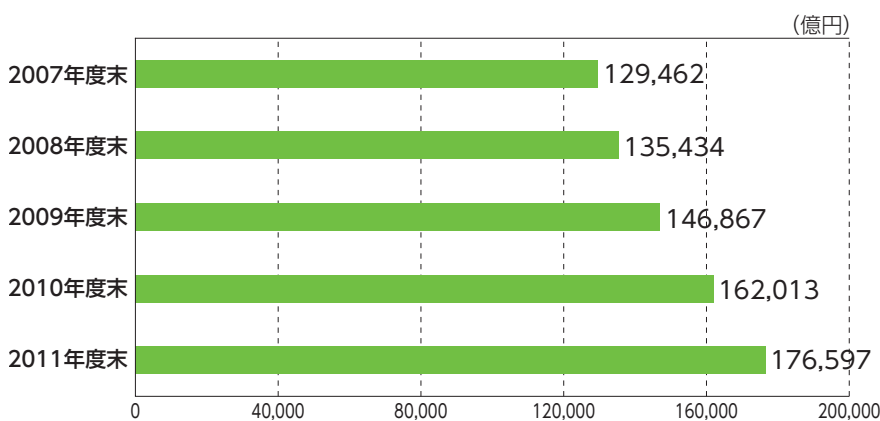
### 〈保険料の推移〉



保険料は、一般事業会社の売上高に相当します。2011年度は、対前年度比1.8%の増加となりました。

(注) 2社合算の数値を記載しています。

### 〈保有契約高の推移(個人保険と個人年金保険の合計)〉



保有契約高は、個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、2011年度末は前年度末比9.0%増となりました。

(注) 2社合算の数値を記載しています。

## 収支の状況

## 〈損益計算書(抜粋)〉

(単位：百万円)

科 目		2010年度	2011年度
		金 額	金 額
経常収益	①	269,332	331,593
保険料等収入		249,462	303,151
保険料	②	244,911	299,417
再保険収入		4,550	3,733
資産運用収益	③	19,710	26,704
利息及び配当金等収入		19,127	25,566
有価証券売却益		582	784
その他経常収益		159	1,738
経常費用	④	268,572	326,669
保険金等支払金	⑤	138,884	154,268
保険金		22,970	28,201
年金		1,050	1,687
給付金		24,057	26,359
解約返戻金		85,253	92,132
その他返戻金		977	1,024
再保険料		4,575	4,862
責任準備金等繰入額	⑥	66,851	96,414
資産運用費用	⑦	853	644
支払利息		60	90
有価証券売却損		334	455
金融派生商品費用		34	32
事業費	⑧	59,332	71,147
その他経常費用		2,651	4,193
経常利益	⑨	759	4,924
特別利益		10	—
特別損失	⑩	940	11,526
契約者配当準備金繰入額	⑪	1,706	2,566
税引前当期純損失 (△)		△ 1,876	△ 9,168
法人税及び住民税		374	152
法人税等調整額	⑫	△ 744	509
法人税等合計		△ 370	661
当期純損失 (△)	⑬	△ 1,506	△ 9,829

(注)2社合算の数値をP.138に記載しています。



① 経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
② 保険料	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。 *合併による保有契約の増加などにより、増加しています。
③ 資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかには有価証券売却益なども含まれます。 *当社では、資産運用収益の95.7%を「利息及び配当金等収入」が占めています。
④ 経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。
⑤ 保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。
⑥ 責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。損益計算書上は(繰入額-戻入額)の差額で表示されます。 *契約の増加に伴い、標準責任準備金の積み立てが増加しています。
⑦ 資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧ 事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。 *募集経費や人件費、設備費などが増加しています。
⑨ 経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、毎年継続的に発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。
⑩ 特別損失	特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。 *合併関連費用として111億円を計上しています。
⑪ 契約者配当準備金繰入額	ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。 *当社では、ほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。
⑫ 法人税等調整額	税効果会計を適用したことによる法人税、住民税、事業税の当期調整額を計上します。 *当社では法人税と住民税の当期調整額を計上しますが、平成23年度の税制改正で法人税率の引き下げなどが決定したことにより、期首の繰延税金資産の取崩しに伴う調整額36億円を計上しています。
⑬ 当期純利益または当期純損失(△)	税引前当期純利益または税引前当期純損失から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。 *合併による特別損失の増加、税制改正による法人税等調整額の増加などにより、98億29百万円の当期純損失となりました。

## 資産・負債の状況

## 〈貸借対照表(抜粋)〉

(単位：百万円、%)

科 目		2010年度末	2011年度末	
		金 額	金 額	構成比
(資産の部)				
現金及び預貯金		39,395	42,764	2.4
有価証券	①	1,083,552	1,672,594	92.4
国債		644,873	1,126,262	62.3
地方債		69,354	120,094	6.6
社債		314,678	382,065	21.1
株式		4,744	9,869	0.5
外国証券		49,902	34,301	1.9
貸付金	②	18,067	34,091	1.9
有形固定資産		1,354	1,676	0.1
無形固定資産		4,114	3,101	0.2
代理店貸		143	137	0.0
再保険貸		1,480	1,467	0.1
その他資産		25,303	34,092	1.9
未収金		16,771	24,822	1.4
未収収益		3,129	4,746	0.3
預託金		3,411	2,851	0.2
仮払金		1,265	365	0.0
繰延税金資産	③	13,871	19,343	1.1
資産の部合計		1,187,254	1,809,210	100.0
(負債の部)				
保険契約準備金		1,121,707	1,717,788	94.9
支払備金	④	22,017	24,615	1.4
責任準備金	⑤	1,097,361	1,689,139	93.4
契約者配当準備金		2,329	4,034	0.2
代理店借		2,584	3,466	0.2
再保険借		1,231	1,248	0.1
その他負債		5,803	7,294	0.4
退職給付引当金		941	1,718	0.1
特別法上の準備金		923	1,881	0.1
価格変動準備金		923	1,881	0.1
負債の部合計		1,133,276	1,733,423	95.8
(純資産の部)				
資本金		17,250	17,250	1.0
資本剰余金		10,000	30,000	1.7
利益剰余金		25,777	15,958	0.9
その他有価証券評価差額金	⑥	949	12,578	0.7
純資産の部合計		53,977	75,786	4.2
負債及び純資産の部合計		1,187,254	1,809,210	100.0

(注) 2010年度末の2社合算の数値をP.137に記載しています。

## ①有価証券

有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業等が発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。

\*当社の一般勘定資産の資産運用ポートフォリオはALM(資産・負債の総合管理)の観点から、保険契約の特性を勘案して、高格付けの円貨建債券を中心とした健全かつ効率的な運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っています。

## ②貸付金

生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

\*当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

## ③繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

## ④支払備金

支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金等のうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

## ⑤責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。  
責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

\*当社は平準純保険料式による積み立てを行っています。

## ⑥その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されず、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

\*当社の一般勘定で保有している有価証券は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が70.7%、その他有価証券が29.3%です。

## 2011年度の一般勘定資産の運用状況

### 運用環境

2011年度のがわが国経済は、東日本大震災の影響で大きく落ち込んだ後、年度前半はサプライチェーンの修復などを背景に復旧にむけて急速な回復を示しました。夏場以降は欧州債務問題・海外経済減速・円高などによる外需の減少に加え、タイ洪水被害というマイナス要因が重なり、一進一退の動きとなりました。

企業部門は、年度前半は復興需要もあって生産活動は急ピッチに回復しましたが、タイ洪水被害の影響による生産調整の影響もあって、その後の生産活動は概ね横這い推移となりました。個人消費は、震災後の自粛ムードが和らぐにつれて耐久消費財の販売が増加したものの、依然として厳しい所得環境の中、年度を通じてはゆるやかな回復となりました。

このような景気情勢の下、金融市場では各国の金融緩和策に加え、欧州債務問題の深刻化に伴い、安全資産である債券に対する需要が世界的に強まりました。10年国債金利は米国およびドイツの長期金利が歴史的な水準にまで低下する中、年度半ばにかけて1.0%程度まで低下した後、年度末まで概ね横ばいで推移しました。日経平均株価は、一時8,000円台前半まで下落しましたが、年度末にかけては欧州情勢の落ち着きや円安基調を受けて反発し、3月末は10,000円台となりました。為替は投資家のリスク回避姿勢が強まる中で円高基調が続き、円は一時、対ドルでの史上最高値となる1ドル=75円台前半を記録しましたが、年度末にかけては日銀の追加金融緩和等もありやや円安基調となりました。

### 当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案したALM運用を行っています。

上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は株価変動リスクを最小限に抑え、高格付けの円貨建債券の満期保有を中心とした資産運用ポートフォリオを構築し、長期的に安定した収益の確保を図っています。

また、一部を外貨建債券やRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)に投資することにより、利回りの向上を図っています。

#### ALMの推進

資産と負債を総合的に管理していくことをALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)といいます。

生命保険会社の負債は、将来の保険金などのお支払いに

備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多くという特徴があります。資産を運用する際に、そのような保険契約の特性を考慮することは、生命保険会社としての健全性を維持するうえで重要であると考えられます。

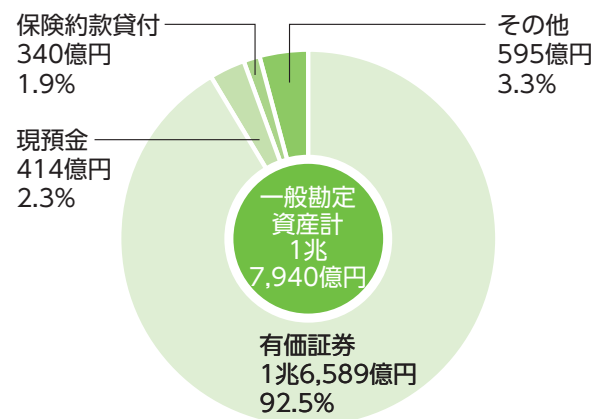
当社では、資産運用関連規程にALMの考え方に基づく資産運用方針を定め、負債特性に応じた資産運用を行っています。

### 運用実績の概況

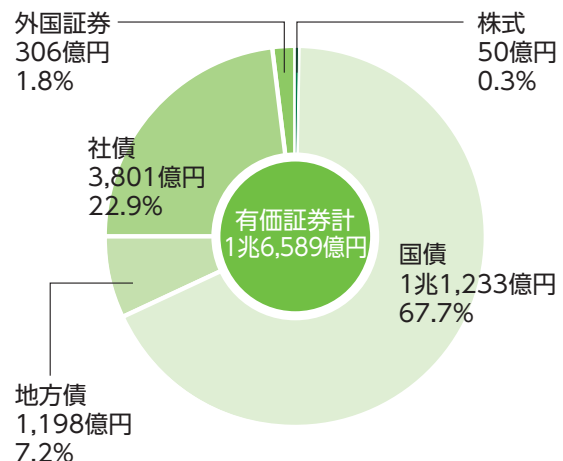
#### 資産配分

2011年度末の一般勘定資産は、期中の合併等に伴い前年度末に比べ、217億円増加し1兆7,940億円となりました。2011年度末における主な資産構成は、有価証券1兆6,589億円(一般勘定占率92.5%)、現預金414億円(同2.3%)となっています。

#### 〈一般勘定資産の構成 2011年度末〉



#### 〈有価証券の構成 2011年度末〉

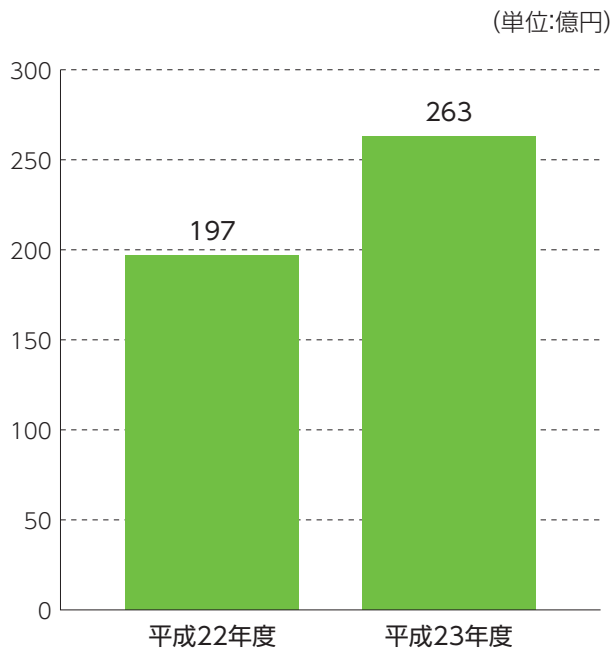


### 資産運用収支

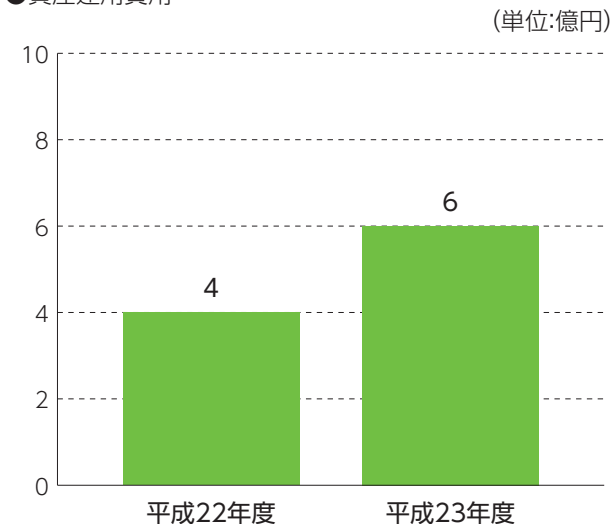
資産運用収益は、利息及び配当金等収入の増加や有価証券売却益等により263億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損等を計上したことにより6億円となりました。これらの結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、257億円となりました。

#### 〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

##### ●資産運用収益



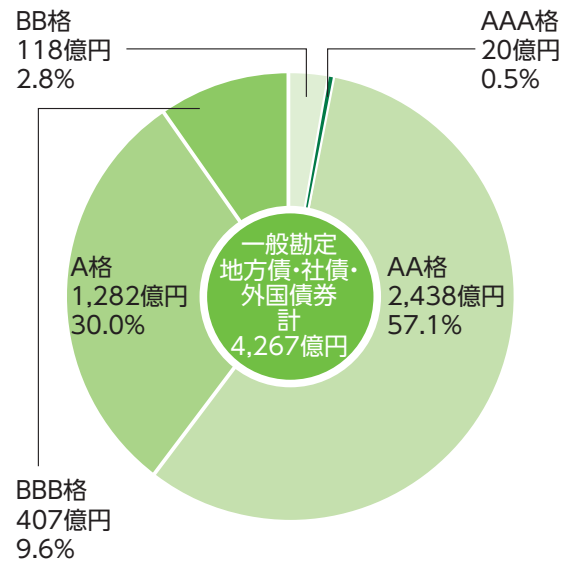
##### ●資産運用費用



### 財務の健全性

当社が2011年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の87.7%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格9.6%、BB格2.8%となっています。

#### 〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2011年度末〉



格付けは当社社内格付規程に基づき分類しています。社内格付規程はムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債は含めていません。

### 証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資の状況

証券化商品への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

# 業務品質向上に向けた取り組み

## 業務品質向上推進態勢

当社は徹底したお客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、お客さまから信頼される保険会社を目指しています。苦情を含むお客さまの声を積極的に受けとめ、業務品質の向上に活かし、お客さまの保護やお客さまの利便性向上を図る態勢の整備に取り組んでいます。

まず、2011年10月に、全社員が目指すべき姿勢と業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」を制定し、その方針を具体化するためお客さま対応の枠組みやお客さまの声対応の基本項目を定めた規程を整備しました。

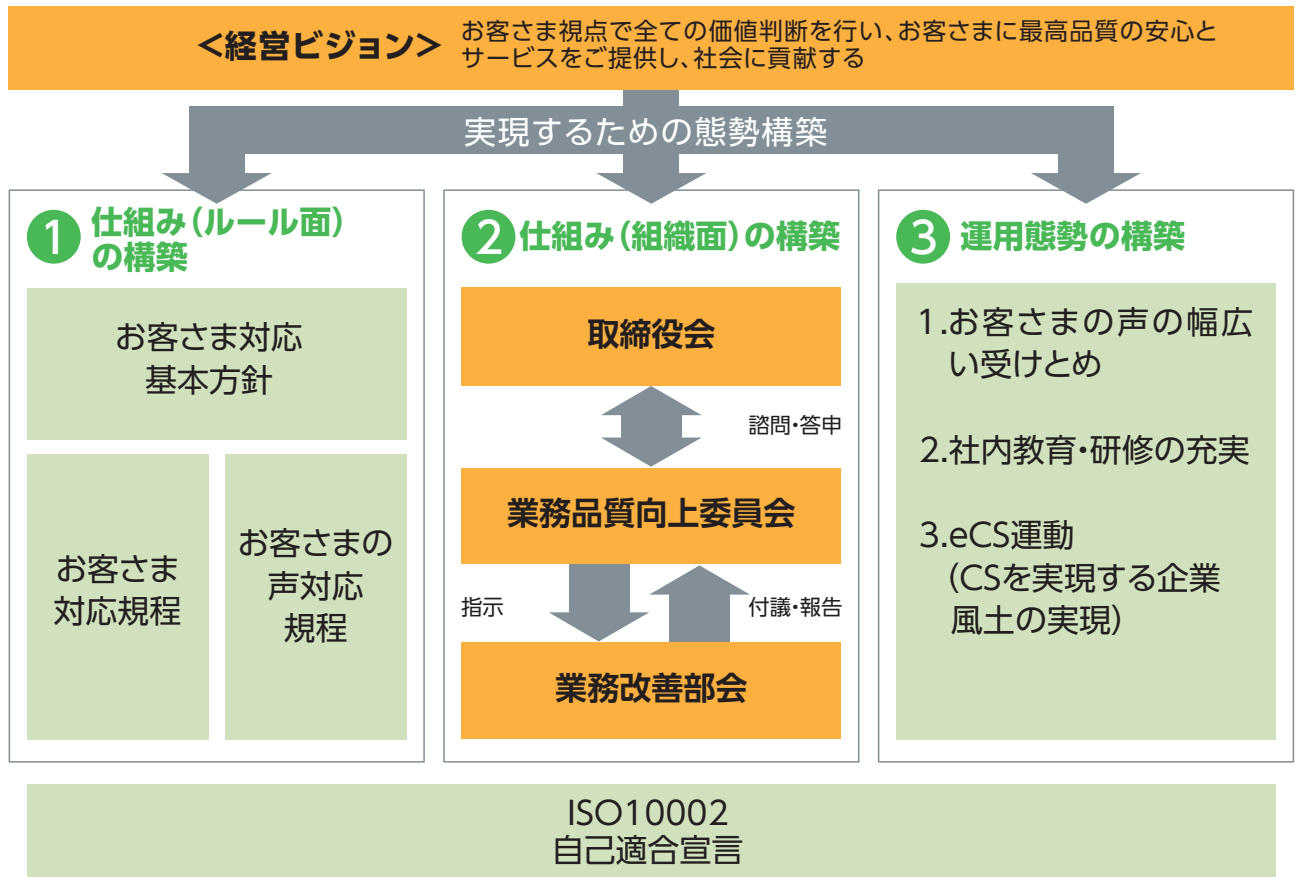
組織面では、全社的な推進組織として「業務品質向上委員会」とその下部組織である「業務改善部会」を設置しました。業務改善部会は毎月開催し、お客さまの声をはじめとし

たさまざまな意見や提言をもとに業務改善・業務品質向上策を策定・実行しています。業務品質向上委員会は四半期に一度開催し、さまざまな業務品質向上施策の実施状況を確認・検証し、「品質向上PDCAサイクル」の構築に努めています。

さらに、2012年1月より社員一人ひとりが自らの意思と行動で日常の業務を通じてお客さま満足度の向上に取り組む「eCS運動」を展開し、会社をあげてお客さまから選ばれ信頼される会社を目指しています。

また、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002への適合を宣言し、PDCAサイクルに基づく業務品質向上を継続的に推進していきます。

## 業務品質向上推進態勢—全体像





当社におけるお客さまの声への対応態勢および対応状況は以下のとおりです。

### お客さまの声対応態勢

当社は、「お客さまから選ばれる生命保険会社」を実現するため、苦情を含むお客さまの声を積極的に受け止め、「お客さま視点に基づく業務品質の向上」に向けたお客さまの声への対応態勢を構築し、継続的な取り組みを推進しています。

#### <苦情対応マネジメントシステムISO10002\*への自己適合宣言>

・2012年4月2日付で、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002 (JISQ10002) への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002についてはP.9をご参照ください。

#### <お客さま対応基本方針の制定とルールの見直し>

・お客さま視点に立った対応やコミュニケーションにつなげるため、全社員が目指すべき基本姿勢と行動、業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」を制定しました。また、お客さまの声を幅広く受けとめるため、「お客さま」と「苦情」の定義を見直し、「お客さま」は当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」「生活者」のことをいい、「苦情」はお客さまからの当社への申出のうち、その事業活動全般に起因する不満足の原因だけでなく、その予兆を当社として認識したものも含むとしました。

## お客さま対応基本方針

- 1 業務の一つひとつがお客さまの当社への評価を決定するとの意識を持ち、常にお客さま視点に立って業務を遂行します。
- 2 お客さまからのお問い合わせ、相談、要望、苦情などのお申し出ならびに紛争への対応は、すべての部門において最優先の課題と認識し、迅速・適切かつ誠実に対応します。
- 3 お客さまの真のニーズや社会の期待を積極的に汲み取り、期待以上のサービスを提供することを目標とします。
- 4 お客さまからのお問い合わせ、相談、要望、苦情を商品・サービスの品質向上に積極的に活かします。
- 5 お客さまに必要な情報をわかりやすく積極的に提供します。

NKSJひまわり生命



#### <お客さまの声を業務改善に活かす仕組み>

- ・「お客さま視点」での業務品質向上のため、取締役会の諮問機関である「業務品質向上委員会」とその下部組織である「業務改善部会」を設置しています。
- ・「業務品質向上委員会」は役員・本社部長をメンバーとし、「お客さまの声」等から得られた商品・サービス、保険募集、契約管理、保険金等支払いなどの各業務プロセスにおける課題を部門横断で協議し、お客さまの保護や利便性向上を図ることを目的としています。あわせて各業務プロセスをまたぐ課題についても委員会主導で解決することにより適正な業務運営の徹底を図っています。
- ・「業務改善部会」は本社各部のリーダー職以上の役職者をメンバーとし、集約された「お客さまの声」を起点として、お客さまサービスの観点から本社各部門が検討した業務品質向上・業務改善策、商品・サービスの向上に資する改善策、「お客さまの声(苦情)」の再発防止策等を協議しています。

<お客様の声対応態勢>

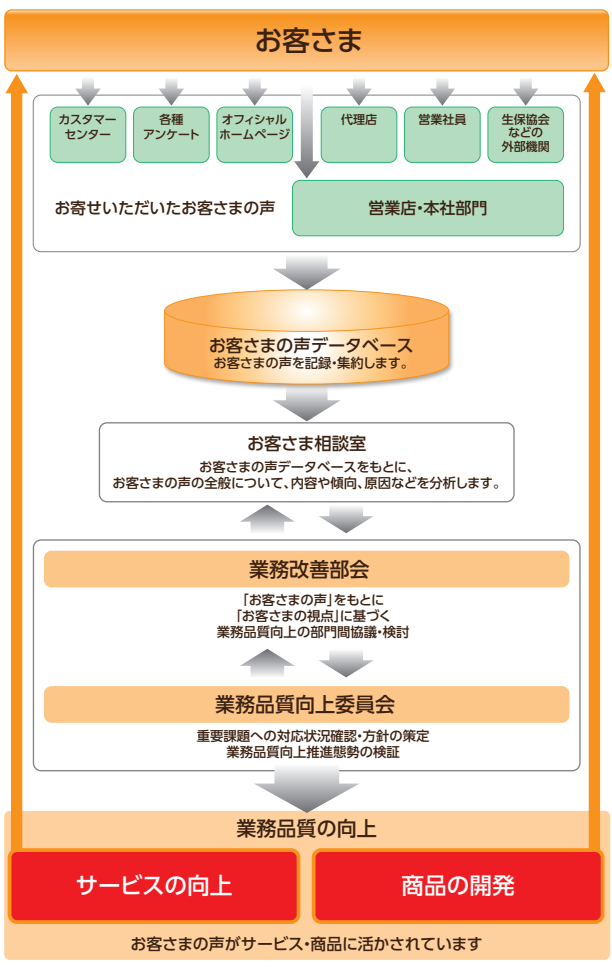
- 1.お客様への適切な対応と情報管理  
 カスタマーセンター、各営業店、代理店、インターネット、外部機関、各種アンケート等に寄せられたお客様の声は、お客様の声データベースへ集約しています。
- 2.お客様の声を活かした経営  
 問い合わせ・相談・要望・苦情を含めたお客様の声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発・販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。
- 3.お客様への情報開示  
 お客様の声(苦情)の受付状況や概要を定期的に当社オフィシャルホームページ上の「お客様の声」にて開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

<当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置>

- ・当社に対しご意見・ご要望のあるお客様のご相談窓口として専用フリーダイヤルを開設しています。また、当社オフィシャルホームページ上の「お客様の声」のご意見・ご要望フォームから、お客様のご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

**●フリーダイヤル**  
**当社に対するご意見・ご要望のあるお客様の窓口**  
**☎0120-273-211**  
 受付時間：月～金 9:00～18:00  
 (土、日、祝日および12/31～1/3を除く)  
 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

**●オフィシャルホームページ**  
<http://www.nksj-himawari.co.jp/>  
 受付時間：24時間 365日  
 トップページ「お客様の声」のご意見・ご要望フォームからお客様の声をお聞かせください。



<外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)>

- ・ADRとは、身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は、社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。
- また、社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXでは受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けし、お客様の疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスをを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

**生命保険相談所**  
 本 部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1  
 新国際ビル3F  
**生命保険相談室 電話 03(3286)2648**  
 ○相談受付日/月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
 ○相談受付時間/午前9時～午後5時  
 ※詳しくは生命保険協会のホームページ  
 (<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

## お客様の声の受付状況

2011年度にお客さまから寄せられた「お客様の声」の受付状況は下表のとおりです。

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合
ご加入に関するもの	・保険証券に記載されている氏名・住所が相違している ・保険証券が届かない(遅い)	5,015	20.5%
保険料のお支払いに関するもの	・突然、失効の案内が来たが納得できない ・口座の変更を依頼したのに変更されていない	3,819	15.7%
ご契約後の各種手続き(内容変更など)に関するもの	・解約手続きがされていない(遅い) ・変更した住所が間違っている	6,135	25.1%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	・給付金の支払いが遅い ・給付金が支払われないのは納得できない	4,058	16.6%
その他、社員の対応・マナーに関するもの	・契約者以外からの問い合わせに答えられないのは納得できない ・控除証明書が届くのが遅い	5,387	22.1%
2011年度合計		24,414	100.0%

## お客様の声を反映した商品・サービス等の改善・開発の取り組み

当社では、前述のようにさまざまな形で「お客様の声」をお聴きする仕組みを構築しています。当社は、いただいた「お客様の声」を活かして、お客様のニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客様の利便性向上につながるよう各種帳票の改善を随時行うなど、さまざまな業務改善に取り組んでいます。

2011年度に実施した改善取り組みの主な事例は次のとおりです。

カテゴリー	お客様の声(ご要望・ご意見)	改善内容
しくみから見直し	書類が届くのが遅い。	カスタマーセンターにご依頼いただいた各種お手続き書類の発送期間の短縮化により約60%の書類の発送早期化を実現しました。これにより、最短で翌日に書類をお届けすることも可能になりました。
便利に	年金給付金2回目以降の請求で、変更もないのに毎回請求書類を提出しなければならないのは面倒だ。	個人年金給付金請求の2回目以降と保証期間付終身年金の保証期間内の請求書のご提出を不要にするなどご提出いただく書類を簡略化しました。
	スマートフォンでクレジットカード払登録できないのは不便だ。	新規のご契約に関し、ご契約者さまご自身によるスマートフォンでのクレジットカード払登録のお手続きを可能にしました。
	ちょっと確認したいだけなのに、その都度カスタマーセンターに連絡するのは面倒だ。	お客さまがいつでも、お好きな時に、必要な情報をご確認いただけるよう、ホームページ「よくあるご質問」のFAQを充実させました。今後も、順次、充実を図って参ります。
見やすく・わかりやすく	がん保険のパンフレットで、「入院前の通院」としか記載がないが、薬をもらうための通院も給付金支払対象になるのか?どのような治療目的のための通院なのかわからない。	がん保険「勇気のお守り」のパンフレットの『がん外来治療給付金のお支払い対象となる通院』について、お客さまにご理解いただきやすい記載内容に改訂しました。
	成長祝金が全額契約者貸付金の返済で相殺されると聞いていない。	契約者貸付等の返済金がある場合にはお祝金から差し引いてお支払いさせていただくことについて、「こども保険成長祝金のお支払いに関するご案内」でご説明の充実を図りました。
	診断書コピーで良いと言われて提出したのに、取り直しになるのかわからない。	入院・手術給付金等のご請求の際、当社所定の条件を満たす場合にご提出いただく「診断書コピー」のお取扱要件を1枚のリーフレットにまとめ、カスタマーセンターからのご説明とあわせてご理解いただきやすく改訂しました。

## カスタマーセンターのご案内

当社では、各種お手続き、お問い合わせ、資料のご請求・各種ご相談をカスタマーセンターにて承っています。また、ご契約いただいているお客さまは、インターネットでの各種お手続きに必要な書類のご請求が可能です。ぜひ、ご活用いただきますようお願いいたします。

### 専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客さまからのお問い合わせに親切・丁寧に、誠意をもって対応させていただきます。また定期的に「お客さまアンケート」を実施し、お客さまからいただいた貴重なご意見などを、お客さまサービスの向上や業務改善に活用させていただきます。

### ご契約者さま向けホームページ

生命保険に関してお客さまからいただくお問い合わせや各種お手続きについて、オフィシャルホームページ上でわかりやすくご案内していますので、ぜひ、ご活用ください。

#### ■「よくあるご質問」ページ

各種お手続きに関するQ&Aを約500問掲載しています。

#### ■「入院・手術や死亡の手続き」ページ

お手続きの流れや必要書類のご案内のほか、保険金・給付金のお支払いについてお客さまご自身で確認することができます。

#### ■「こんなときはどうする?」ページ

ライフイベントごとに必要となるお手続きや保障見直しのポイントについてご案内しています。

### 24時間自動音声による対応

住所変更・口座変更・保険証券再発行・控除証明書再発行のお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

### カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下のお手続き、お問い合わせを承ります。

- 保険金・給付金のご請求
- ご住所の変更
- 名義変更、受取人変更、改姓
- 保険証券の再発行
- 保険料払込口座の変更
- 保険料のお支払い
- クレジットカード払いへの変更
- 保険料控除証明書再発行
- ご契約内容の変更、解約
- 契約者貸付のお手続き
- ご契約内容のお問い合わせ
- その他お手続き

#### ●お問い合わせ窓口

各種お手続き・お問い合わせのお客さま ☎0120-563-506

受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日、祝日および12/31～1/3を除く)

※携帯電話からもご利用いただけます。

#### ●自動音声による手続き書類送付受付

住所変更、口座変更、保険証券再発行、控除証明書再発行のお客さま ☎0120-088-312

受付時間:24時間 365日

※携帯電話からもご利用いただけます。

#### ●オフィシャルホームページ

<http://www.nksj-himawari.co.jp/>



# お客さまから 「信頼される」生命保険会社を目指して

## 保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等の迅速かつ適時・適切なお支払い手続きを行うとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などの各時点において、お客さまへ適切かつ十分なご案内、ご説明を実施しています。

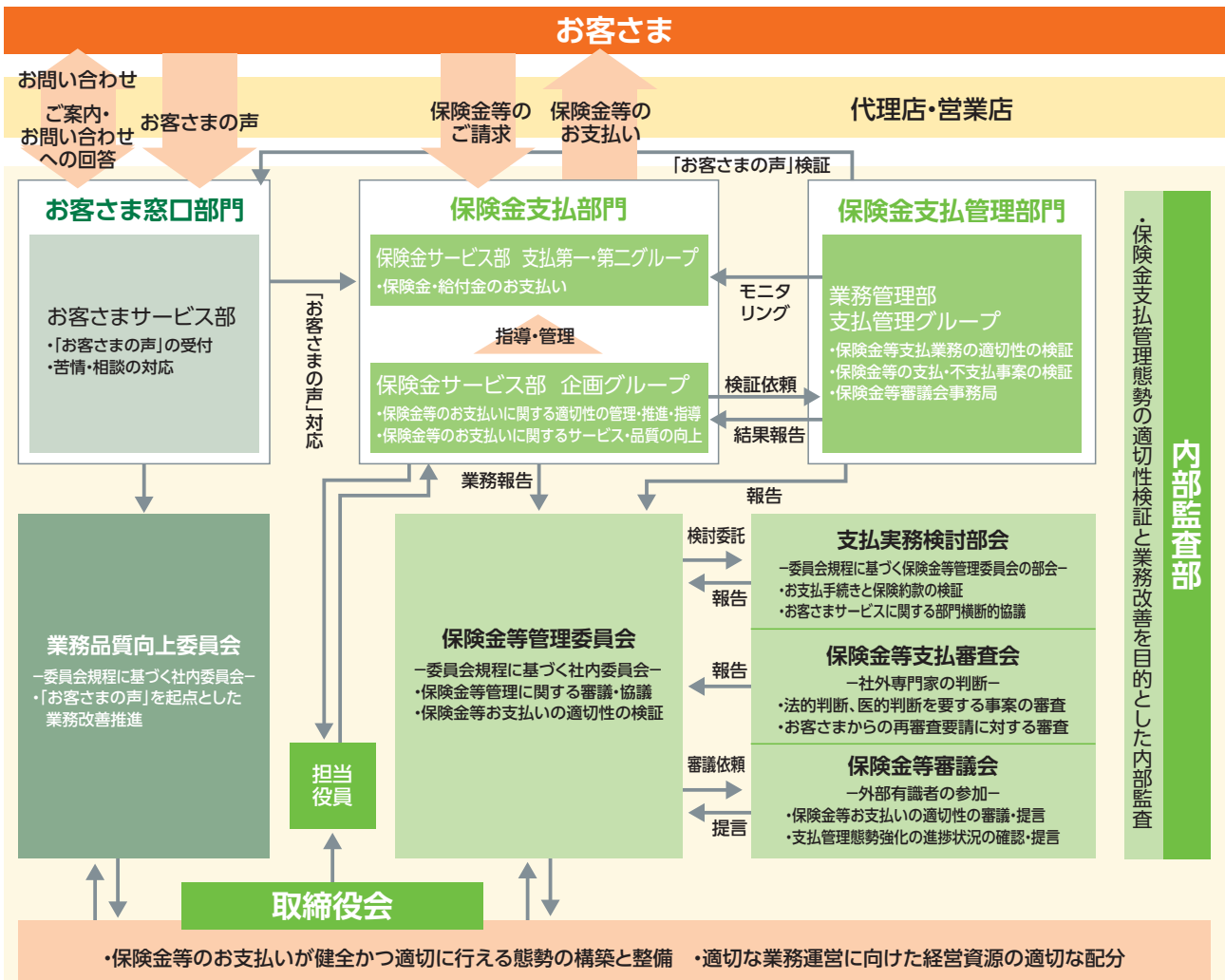
また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性確保に全社をあげて取り組んでいます。

## 保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の適切性確保の観点から、社内および社外からの管理監督や検証・牽制する体制の整備など、これまで取り組んできた業務改善策の持続的な推進に加え、お客さまのご期待を上回るサービスの提供へ向けて、

苦情・ご要望・ご提言などのお客さまの声をもれなく幅広く把握し、分析と検証を繰り返すことにより、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図ってまいります。

### 〈保険金等支払管理態勢図〉



## 保険金等のお支払い状況

2011年度に保険金等をお支払いした件数は259,226件(うち保険金42,394件、給付金216,832件)となっております。一方、お支払い対象とならなかった件数は7,662件(うち保険金191件、給付金7,471件)ありました。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご

契約の保険約款に基づき、医学的判断や法的判断などを総合して、適切なお支払いを確保してまいります。

\*2011年4月～9月までの件数・金額は損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の合算値となります。

### 〈保険金等をお支払いした件数・金額(2011年度)〉

(単位:件、百万円)

	保険金	給付金	合計
件数	42,394	216,832	259,226
金額	28,201	26,359	54,560

### 〈保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2011年度)〉

(単位:件)

お支払いできない理由	保険金	給付金	合計
詐欺による取消し	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	17	849	866
重大事由による解除	0	1	1
免責事由に該当	65	36	101
支払事由に非該当	109	6,500	6,609
その他	0	85	85
合計	191	7,471	7,662

### ■「お支払いできない理由」の説明

○詐欺による取消し

お申込み時に、ご契約者または被保険者による詐欺行為があった場合

○不法取得目的による無効

保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合

○告知義務違反による解除

お申込み時に、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知しなかった場合、または告知した内容が事実と相違していた場合

○重大事由による解除

保険金等をだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など

○免責事由に該当

ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合

○支払事由に非該当

ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合



## 内部統制の整備

当社は、取締役会において、以下のような内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っています。

### 内部統制システム構築に係る基本方針

当社は、NKSJホールディングス株式会社(以下「NKSJHD」といいます。 )の定めるNKSJグループの各種基本方針に従い、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図ります。

また、当社は本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

#### 1.当社が属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1)NKSJHDとの間で締結する経営管理契約書に従い、NKSJHDに対して適切に承認を求め、また、報告を行うとともに、当社の経営管理を適切に実施します。

(2)NKSJグループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。

(3)NKSJグループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会およびNKSJHDへの的確な情報提供等を通じてNKSJグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性の確保に寄与します。

(4)「NKSJグループ グループ内取引に係る基本方針」に従い、NKSJグループ内における取引、業務提携、事業再編等について、取引等の公正性および健全性の確保に努めます。

#### 2.取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1)取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2)「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の整備を図るとともに「行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図ります。

(3)役職員の行動基準となるコンプライアンス・マニュアルの整備および周知徹底ならびにこれに基づく教育・研修を継続して実施します。

(4)コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進体制・方法等について審議し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況のモニタリングを行います。

(5)不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行います。

(6)顧客の保護を図るため、「顧客情報保護管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行います。

(7)「利益相反取引管理基本方針」を定め、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行います。

(8)反社会的勢力との関係遮断、対応する組織体制、外部機関との連携等について定める「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定し、反社会的勢力に対して毅然として対応し、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備します。

#### 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、リスク管理に関する規程を整備するとともに、次のとおり、個々のリスク管理に係る体制およびこれらのリスクを統合し管理する体制を整備します。

(1)リスクを十分踏まえた経営を行うため、当社に内在する各種リスクを管理する部署を設置し、リスクを統合的に管理します。

また、リスク管理委員会を設置し、リスク管理態勢の構築・整備に関する事項について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施します。

(2)リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、特に経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して、経営体力と比較して管理します。

(3)大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

#### 4.取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ確に行われる体制を、次のとおり整備します。

(1)取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

(2)重要な業務執行に関する事項については経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3)取締役会の決議事項および報告事項を整備することで、取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。

(4)組織および職制に関する規程において組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲などを網羅的に定めます。

#### 5.財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「NKSJグループ 財務報告に係る内部統制構築の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた規程を整備するとともに、必要な体制を整備します。

#### 6.取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

#### 7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、「監査役スタッフに関する規程」に基づき、必要な知識・経験を有する専属の使用人を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として選任します。

#### 8.監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役スタッフの選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、「監査役スタッフに関する規程」に基づき、監査役の意見を聴き、またはその同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立性を確保します。

また、監査役スタッフは、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等からの指示を受けません。

#### 9.取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役会の同意を得て、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を含む)および時期を定めることとし、取締役、執行役員および使用人は、この定めに基づく報告その他監査役の要請する報告を確実にに行います。

また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応します。

(2)監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して取締役に対して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

#### 10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、監査役が本社各部門および営業部門の監査を行う場合、その他監査役が協力を求める場合(NKSJHDの監査役が協力を求める場合を含みます。)は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する体制を整備します。

(2)当社は、監査役が経営会議その他重要な会議へ出席し、意見を述べる機会を確保します。

また、監査役が取締役、執行役員、内部監査部門および会計監査人との十分な意見交換を適切に行う体制を整備します。

#### 11.内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、内部監査を円滑かつ効果的に実施するための基本的事項を「内部監査規程」に定め、これに必要な体制を整備します。

## 利益相反管理基本方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

### 1.対象取引および特定方法

#### (1)対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、グループ金融機関とは、NKSJHDの子会社または関連会社のうち、別表に掲げる保険会社、金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

#### (2)対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、②に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

##### ①対象取引の類型

- お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

##### ②判断する事情

- お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

### 2.対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該取引に係るお客さまの保護を適切に行うよう管理します。

また、対象取引の特定および講じた措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

### 3.利益相反管理態勢

当社は、利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

#### 別表

①株式会社損害保険ジャパン
②日本興亜損害保険株式会社
③セゾン自動車火災保険株式会社
④そんぽ24損害保険株式会社
⑤損保ジャパンDIY生命保険株式会社
⑥日立キャピタル損害保険株式会社
⑦損保ジャパンDC証券株式会社
⑧損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
⑨株式会社損保ジャパン・クレジット
⑩日本興亜クレジットサービス株式会社
⑪安田企業投資株式会社
⑫海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

## コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

### コンプライアンス推進態勢

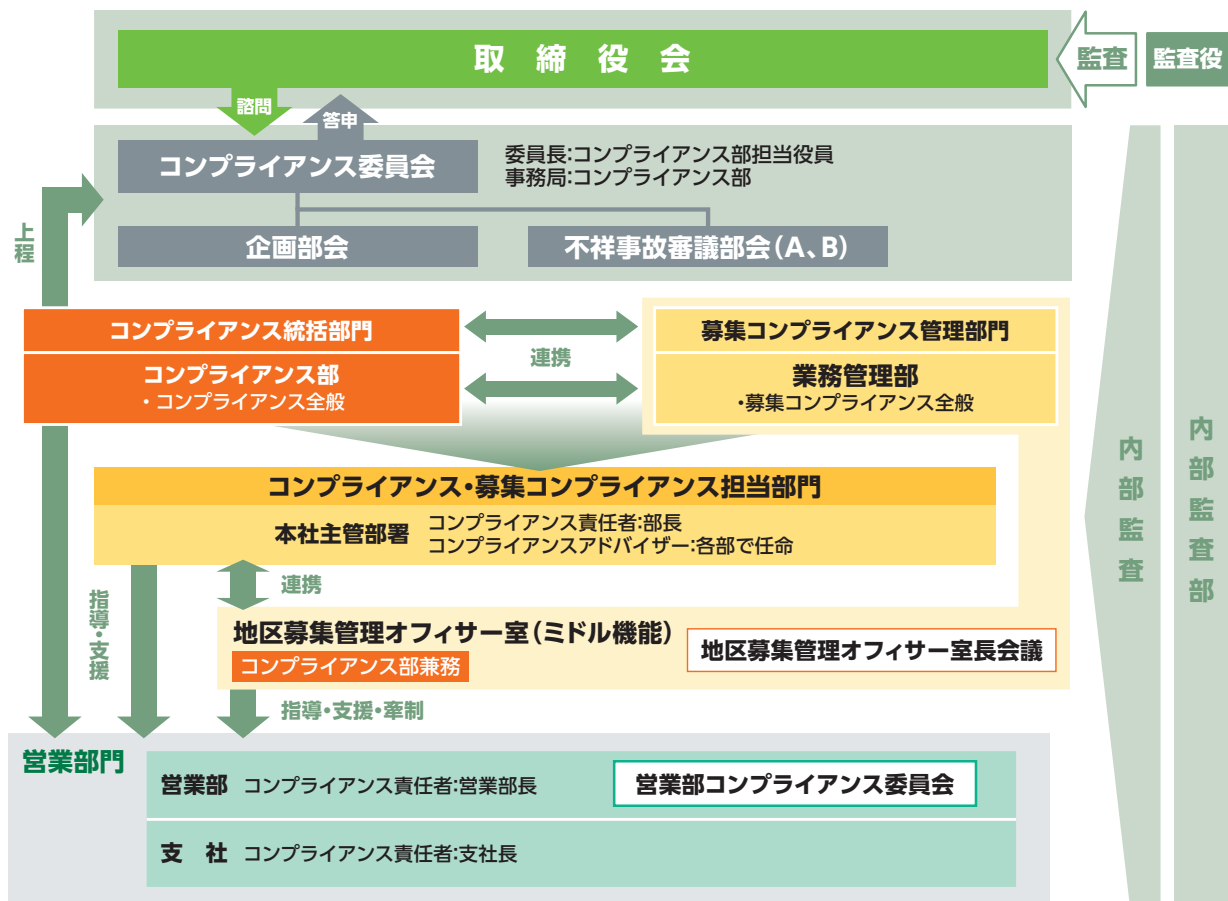
当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する基本方針を定めた「コンプライアンス基本方針」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「行動規範」および適正な保険販売の管理態勢整備と確保を図るための「保険募集管理規程」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

この方針のもと、役員および本社関連部門で構成されるコンプライアンス委員会を中心に、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてNKSJグループコンプライアンス推進方針を踏まえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、各部門長(本社部長・営業部長・支社長)をコンプライアンス責任者に任命して、各部門のコンプライアンス推進の責任者とし、また本社各部においてはコンプライアンス責任者(部長)を補佐する役割としてコンプライアンスアドバイザーを任命し、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部と保険募集に関するコンプライアンス管理部門の業務管理部およびコンプライアンス担当部門である本社各部が連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また2008年度から営業店への指導や法令等遵守状況をモニタリングする募集管理オフィサーを配置し、さらに2012年度からは全国7か所に地区募集管理オフィサー室を設置することにより、営業店における適正な募集管理をさらに強化しています。

これらのコンプライアンス推進の取り組みは、定期的に取り締役に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。





## コンプライアンス推進の具体的取り組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部等から時宜に応じたコンプライアンスメッセージの継続発信や、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を配布して研修等で活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のため毎月コンプライアンスミーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店 コンプライアンスマニュアル」「代理店 業務ハンドブック」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.35参照)を制定し、その周知・徹底を図っています。

## 内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告自体ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口(ホットライン)」を設置し、運営しています。

このホットラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。



## NKSJひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実にを行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。  
未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。
- ご高齢者に対する販売等に当たっては、必要に応じてご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。
- 変額保険等の投資性商品の勧誘に当たっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。
- 保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
- お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
- 販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
- 保険金・給付金等のお支払手続きに当たり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
- 勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。
- お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の[お問い合わせ窓口]までご連絡ください。

[お問い合わせ窓口] お客さま相談室

[電話番号] 0120-273-211 (通話料無料)

[受付時間] 月～金9:00～18:00

※土日祝日および12/31～1/3を除く

## 本人確認に関するお客さまへのお願い

2003年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)」が施行され、2004年12月30日からは「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に名称変更されましたが、2008年3月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」(注)に変わりました。

この法律は、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ロンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、写真付証明書等の提示をお願いすることがございますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注)本法律はマネー・ロンダリング防止のため、「本人確認法」と金融機関による「疑わしい取引の届出制度」の準拠法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が一本化された法律で、本人確認義務を負う事業者が拡大されました(当社のような保険会社は従前からこの義務を負っています)。



## 反社会的勢力への対応

### 反社会的勢力対応に関する基本方針

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体等、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社は従来からこの問題には敢然と立ち向かってきており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「反社会的勢力への対応に関する基本方針」(P.132)を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

### 保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断の取り組みの一環として、2012年4月より、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項を明確化し、次の内容を追加しています。

- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- 保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

## リスク管理態勢

当社では、リスク管理を適切に実行するため、リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、それに基づく規程を整備し、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行う態勢を整備しています。

### リスク管理基本方針

当社では、「NKSJグループ リスク管理基本方針」を踏まえ、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握したうえで、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで、財務の健全性および業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、企業価値の最大化を目的とするERM (Enterprise Risk Management) 態勢を構築するため、以下の業務方針を骨子とする「リスク管理基本方針」を定めています。

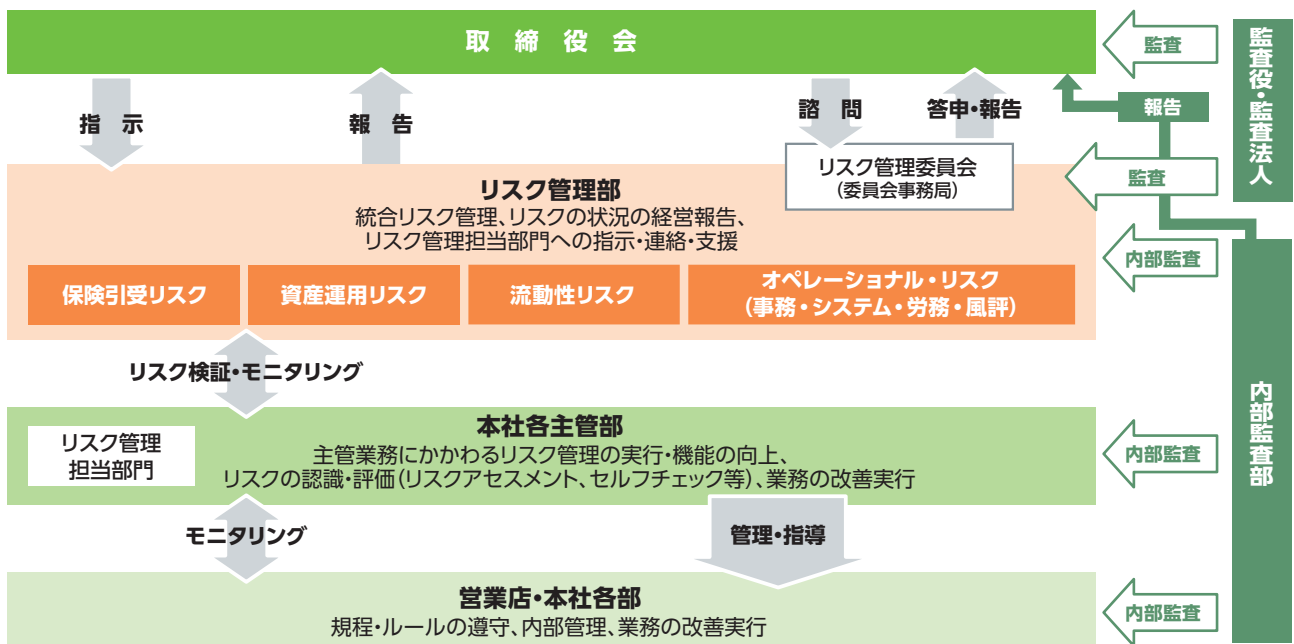
- ・当社は、リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理態勢の構築・整備に努めます。
- ・当社は、財務の健全性を確保するとともに企業価値の最大化を図る態勢を整備するため、各種リスクを統一的な尺度で計り、それらを統合したリスク総量と実質自己資本(経済価値ベースの資産と負債の差額)を比較する自己資本管理を適切に行います。
- ・当社は、抱えるリスクの状況を的確に把握したうえで、各種リスクを、個別かつ統合的に管理します。
- ・当社は、資産および負債の特性を適切に認識し、資産負債全体を総合的に管理します。

また、当社は、「NKSJグループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、大規模自然災害などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として「業務継続体制構築基本方針」を定めています。

この方針に従い、災害などの危機発生から終息に至る有事に適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応を計画などに定め、これを継続的に見直すことにより、業務維持および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

### リスク管理態勢

当社では、「リスク管理基本方針」のもと、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理態勢を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは分離したリスク管理統括部門としてのリスク管理部を設置しています。このような態勢のもと、業務遂行に伴うリスクのうち経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理するため、リスク管理に関するさまざまな取り組みを行っています(下図参照)。



## 自己資本管理

当社では、当社が保有する各種リスクを統一的な尺度で計測し、これらを統合したリスク総量とNKSJホールディングスが当社に配賦した資本額(以下、「資本配賦額」といいます。)を比較する自己資本管理を適切に行っています。

当社では、NKSJグループがグループ戦略上ターゲットとする財務の健全性の水準であるAA格相当の信頼水準に基づき、計測期間1年のVaR(Value at Risk)を用いて計測したリスク総量が資本配賦額を恒常的に超えないように管理し、リスク総量が資本配賦額を恒常的に超過するおそれが生じた場合に、リスク削減、資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

## ストレス・テスト

当社では、経営に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的にとらえた適切なストレス・シナリオを設定し、リスクを統合的に評価・計測するストレス・テストを実施しています。

ストレス・テストの実施結果は、「自己資本管理」への影響度分析や、「自己資本管理」の計測手法では把握できないリスクに関する分析などに活用しています。

## 資産・負債の総合的な管理(ALM)

生命保険会社における負債の大半は、将来、お客さまへ保険金・給付金などをお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境の悪化時にも保険金・給付金などのお支払いを確実にを行うため、資産と負債を適切に管理することが重要です。

当社では、負債特性を分析・評価したうえで、資産と負債を適切に管理し、負債特性に応じた適切な資産を保有することにより将来の保険金・給付金などのお支払いに確実に対応することができるようにしています。

## リスクアセスメント

当社では、各種リスクについて、リスクを特定・評価し、リスク認識を共有するとともに、適切にリスクをコントロールするため、リスクアセスメントを実施しています。

## 1. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、新保険商品の発売、保険商品・引受基準・成績評価基準の改廃などの際は、リスク検証による事前検証、モニタリングによる事後評価を実施しており、的確な保険引受リスク管理が行えるような体制をとっています。そのうえで、お客さまへ保険金・給付金などを確実にお支払いするために、責任準備金を適正かつ十分に積み立てています。

### ○再保険について

再保険とは、引受保険金額の一部について他の再保険会社に保険を付することをいいます。当社では、保険引受リスクの特性に応じて適切な再保険方式を選択するとともに、経営体力や再保険コストなどを総合的に勘案して再保険金額を決定するなど、効率的・効果的な危険分散を行う方針のもとに再保険を活用しています。

なお、再保険カバーの入手にあたっては、格付をもとに信用力を重視した再保険会社の選定を行っています。

## 2. 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、次のリスクをいいます。

### ①市場リスク

金利・為替・株式などの市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク

### ②信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスク

資産運用リスクについては、自己資本管理において資産運用リスク量を適切に計測し、他のリスクと統合したリスク総量が経営体力の範囲内となるようコントロールしています。

また、信用リスクについては、別途、格付に応じて特定与信先への与信集中を管理するための限度枠および特定再保険者への出再集中を管理するための限度枠を設定し、適切に管理しています。

なお、当社では、不動産投資・一般貸付は行っていません。

資産の自己査定については、自己査定基準と自己査定体制を整備し、厳正に実施しており、自己査定の結果に基づいて厳格な償却・引当を行っています。

### 3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、次のリスクをいいます。

#### ①資金繰りリスク

以下の状況により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク

- ・保険会社の財務内容の悪化などによる新契約の減少に伴う保険料収入の減少
- ・大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加
- ・巨大災害での資金流出

#### ②市場流動性リスク

市場の混乱などにより市場において取り引きができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク

当社では、流動性リスクに対応するため、定期的に資金繰り予測を行い、流動性の高い資産を確保しています。また、資金繰りの逼迫度に応じて取るべき対応策を定め、適切な管理に努めています。

### 4. オペレーショナル・リスク管理

- ・事務リスク管理
- ・システムリスク管理
- ・労務リスク管理
- ・風評リスク管理

オペレーショナル・リスクは次の4つに分類して管理しています。

#### ①事務リスク管理

事務リスクとは、社員および保険募集人など当社の業務に従事している者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務処理上のミスや不正を防止する観点から事務マニュアルの整備を進め、事務処理の適正化によって事務リスクの極小化に努めています。

さらに、事務処理上のミスや不正を原因として発生した事象の報告体制を整備し迅速な対応を行うとともに、原因分析および再発防止を行うことで事務の改善に取り組む態勢としています。

#### ②システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、セキュリティポリシーなどコンピュータシステムの安全対策のための規程類・体制の整備を進め、災害時など、万一の場合に備えた業務継続計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証するなどシステムリスクへの対策に努めています。

#### ③労務リスク管理

労務リスクとは、雇用、健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払い、労働災害または差別行為により損失を被るリスクをいいます。

当社では、適正な労務管理を通じて、労務リスクの発生防止に努めています。

#### ④風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布などにより、信用が低下することから生じる損失を被るリスクをいいます。

当社では、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。



## お客さま情報の保護

当社は、「NKSJグループ プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取り扱いを実践するために、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣

言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。

「個人情報保護宣言」は、当社オフィシャルホームページ上に公表しています。

## 個人情報保護宣言

### 基本的な考え方

当社は、NKSJグループの一員として、「NKSJグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に対応します。

### 個人情報の取り扱い

当社における個人情報の取り扱いは、以下のとおりです。

#### 1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば、次に掲げる方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・ 保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・ 各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・ 社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の〈1〉から〈4〉まで、および4.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

##### 〈1〉生命保険業

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- (2) 再保険契約の締結、再保険金の請求
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- (4) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5) 代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
- (6) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供



- (7)当社が有する債権の回収
- (8)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
- (9)問い合わせ・依頼等への対応
- (10)その他保険に関連・付随する業務

## (2) CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

## (3) 電話応対一通話録音

- (1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
  - (2)ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
  - (3)電話応対を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用
- なお、以上の録音データは、原則、録音から6カ月を超えて保有しません。

## (4) その他

その他、上記(1)から(3)までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

## 3. 第三者への提供

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)法令に基づく場合
  - (2)人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合
  - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
  - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
  - (5)個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合
- ### (再保険契約について)

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

## 4. 個人情報の共同利用

### (1) 生保協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては当社のホームページをご覧ください。

〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退社者情報照会制度
- ・変額保険販売資格者制度

### (2) グループ会社との間の共同利用

(1) NKSJホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とNKSJグループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

#### A. 個人データの項目

- (A) NKSJグループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報
- (B) NKSJグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報

B. 共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者  
NKSJホールディングス株式会社

(2)NKSJグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはNKSJグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とNKSJグループ各社間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

NKSJグループ各社が保有する個人データ:氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B.共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者  
NKSJホールディングス株式会社

## 5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈4〉法令に基づく場合
- 〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 6. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「10. お問い合わせ窓口」をお願いいたします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

## 7. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データの漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

## 8. 個人情報の取扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・ 保険証券等の発送に関する事務
- ・ 各種送付物の発送に関する事務
- ・ 情報システムの運用・保守に関する業務


## 9. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。  
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(社)生命保険協会 生命保険相談室  
TEL 03-3286-2648  
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階  
受付時間: 9:00~17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

## 10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。  
ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。  
その他の当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。  
また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。  
ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

NKSJひまわり生命保険株式会社  
 0120-100-127(お客さま相談室)  
受付時間 9:00~18:00(土・日曜、祝日および12/31~1/3を除く)  
ホームページアドレス <http://www.nksj-himawari.co.jp/>

# 生命保険契約者保護機構

## 生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴

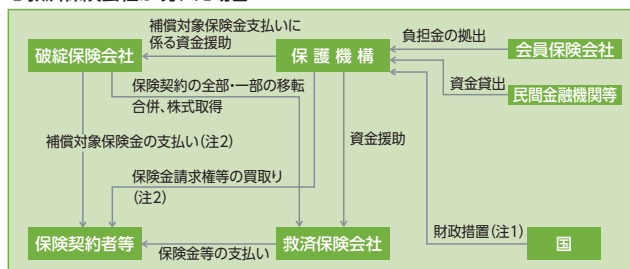
い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。  

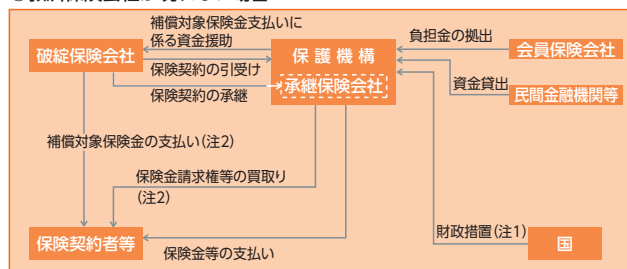
$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$
 (注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3%です。(2012年4月現在)  
 (注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

### 〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先  
 生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>  
 〈月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〉



# CSRの取り組み

## CSRの取り組み

当社は、「社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供する生命保険会社」を目指しています。健康・医療・環境等をキーワードに、人々の生活や企業活動に幅広いソリューションをご提供するとともに、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任(CSR)を実現し、一企業市民として社会の発展に貢献していきます。当社は、CSRの実現のため、NKSJグループのCSR基本方針に基づき、全社をあげて環境問題や社会貢献活動など、CSRに関するさまざまな課題に取り組んでいます。

## NKSJグループのCSR

### CSR基本方針

●NKSJグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、経営基本方針を踏まえ、高い倫理観のもと、国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ※、地域社会への配慮などを自らの事業活動に組み込みながら、企業としての社会的責任を果たしていきます。

●NKSJグループは、120年に及ぶ歴史の中で培ってきた、保険事業を核とする本業の強みを活かし、これからも常に一步先を見据えて、お客さまに「安心、安全」を提供することで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、新しい社会的価値の創造に挑み続けます。

※ダイバーシティ：性別、年齢、国籍、人種、宗教等にかかわらず多様な個性をもった人材を活かし、能力を十分に発揮していくことが組織の目的の達成を可能にするという考え方

### CSR中期課題

●安心・安全で持続可能な未来に向けて、新しい社会的価値を提供することにより、お客さまに選ばれる企業グループを目指します。特に、健康、医療、環境等をキーワードに社会的課題の解決のため、幅広いソリューションを提供します。

●気候変動や生物多様性などの環境問題への積極的な取り組みにより、先進的な環境経営を目指します。

●ステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、ステークホルダーの繁栄を支えます。

## CSRの活動事例

### エコキャップ運動

当社は「エコキャップ運動」に取り組んでいます。「エコキャップ運動」とはペットボトル等のキャップを分別回収し、再資源化することで、焼却処分に伴うCO<sub>2</sub>の発生を抑制し、キャップの再資源化で得た売却益で世界の子どもたちにワクチンを届ける運動です。

<2012年5月現在の状況>

回収個数:約203,640個(509.1kg)

ワクチン換算:258.9人分

CO<sub>2</sub>削減効果:1,630kg

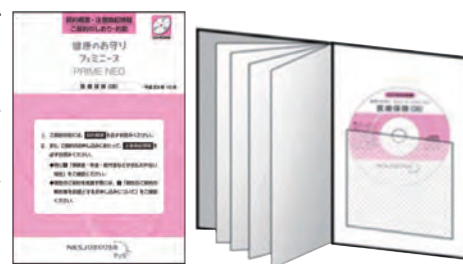
※800個(2kg)でポリオワクチン一人分が購入できます。

※400個(1kg)を焼却すると3.15kgのCO<sub>2</sub>が発生します。



### 「ご契約のしおり・約款」CD-ROM版の提供

お客さまの利便性の向上、紙資源の保護および環境への配慮の観点から、ご契約時にお客さまへお渡しする「ご契約のしおり・約款」のCD-ROM版をすべての個人向け商品に用意しています。現在は、約50%のお客さまにCD-ROM版を選択いただいています。同種類の紙冊子版と比較し、A4サイズで1冊あたり平均146ページ、平均約55%の紙使用量の削減をし、環境配慮に取り組んでいます。



## QOL(クオリティ・オブ・ライフ)向上を支えるサービス

当社は、CSRの一環として、がんにかかれた方のQOL(療養生活の質)向上を図るため、独立行政法人国立がん研究センターと連携・協力していくことに合意し、2011年7月28日、協定書を締結しました。

保険商品を通じた経済的サポートだけでなく、がんにかかれた方やそのご家族に対して国立がん研究センターとともにがん医療情報の普及推進等を行うことで、「がん」に関する知識を深めていただき、がんにかかれた方のQOLの向上に貢献します。協定における主な活動としては、以下のとおりです。

### 【主な活動内容】

#### ①国立がん研究センターの著作物「患者必携 がんになったら手にとるガイド」の認知向上の支援

国立がん研究センターは、2011年3月医療従事者およびがん患者、そのご家族から多くの情報を集め、がん患者に必要な情報を網羅した本「患者必携 がんになったら手にとるガイド」を発行しました。

QOLは、情報を知っているか知らないかで、大きく左右されることがあります。そのため当社は、代理店を通じてその紹介リーフレットを配布し、がんに関する情報の普及に努めています。



国立がんセンター著作物  
・患者必携 がんになったら手にとるガイド  
(ガイド・リーフレット)



#### ②「相談支援センター」の認知向上の支援

国立がん研究センターでは「がん対策推進基本計画」に基づき、がん患者が気軽に相談できる「相談支援センター」をがん診療連携拠点病院に設置しています。

無料で相談できる施設の設置については以前からがん患者やそのご家族より要望が寄せられていましたが、現在のところ認知度は低く、利用率が低いことが課題となっています。当社は、代理店を通じて「相談支援センター」の紹介冊子を配布し、施設の認知度および利用率向上に努めています。



国立がんセンター著作物  
・相談支援センター紹介冊子

#### ③「市民公開講座」等セミナーを通じたがんに関する医療情報の提供

2011年11月、国立病院機構 九州がんセンター主催第22回「がん患者のQOL推進事業講習会」に講師として参加し、QOL向上をコンセプトとした「がん保険」について医療従事者に講演を行いました。



セミナー(主催:国立病院機構 九州がんセンター)  
・第22回「がん患者のQOL推進事業講習会」



## 被災地支援ボランティア

2011年10月から12月にかけてNKSJグループで開催した「NKSJボランティアデー」における当社の活動のひとつとして、当社本社で被災地支援ボランティアを実施しました。

ブックオフの「売って支援プログラム」を活用し、社員に古くなった本・CDなどの寄付を募り、その売却金を被災地支援活動に取り組むNPOに寄付しました。



## eCS(イーシーエス)運動

当社は、社員(employee)、お客さま(Customer)にとつて満足度(Satisfaction)の高い「いい!(e)」会社になることを目指す全社運動を展開しています。社員全員がお客さまに信頼いただくため、社会に貢献するための使命や誇りを醸成することを目的としています。

職場ごとにさまざまなテーマを設定しており、「トングの日(個人のトングを使ってゴミ拾いをする活動)」や「使用済み切手の回収・寄贈」、「ベルマーク運動」、「被災地品の購入促進」など、多くの部署が社会貢献活動に取り組んでいます。



## 骨髄ドナーへのサポート

当社は2010年11月、終身医療保険をはじめとした医療保障商品を改定し、社会貢献活動の一環として、骨髄ドナーに対して手術給付金をお支払いしています。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髄移植があります。しかしながら、骨髄移植を受けるには、骨髄提供者(ドナー)と白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄を提供するには、「精神的な負担」(家族の説得・手術への不安等)・「経済的な負担」(入院にともなう休業損失)・「身体的な負担」(骨髄幹細胞採取手術のリスク)等があり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われております。例えば「経済的な負担」に関しては、骨髄採取に伴うドナーの方の入院費用は受容者側(移植を受ける人)の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髄採取には4日程度の入院が必要で、この入院のため仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代

等の間接費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者が骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払いすることで、ドナーの方の「経済的負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようにしました。被保険者がドナーとして骨髄幹細胞の採取手術を受けられた場合に、入院給付金日額の20倍の手術給付金(※)をお支払いします。この手術給付金は、新規のお客さまだけでなく、すでにご契約いただいているお客さまにも保険料の変更なく適用されます。

当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客さまの思いをサポートしていきたいと考えています。

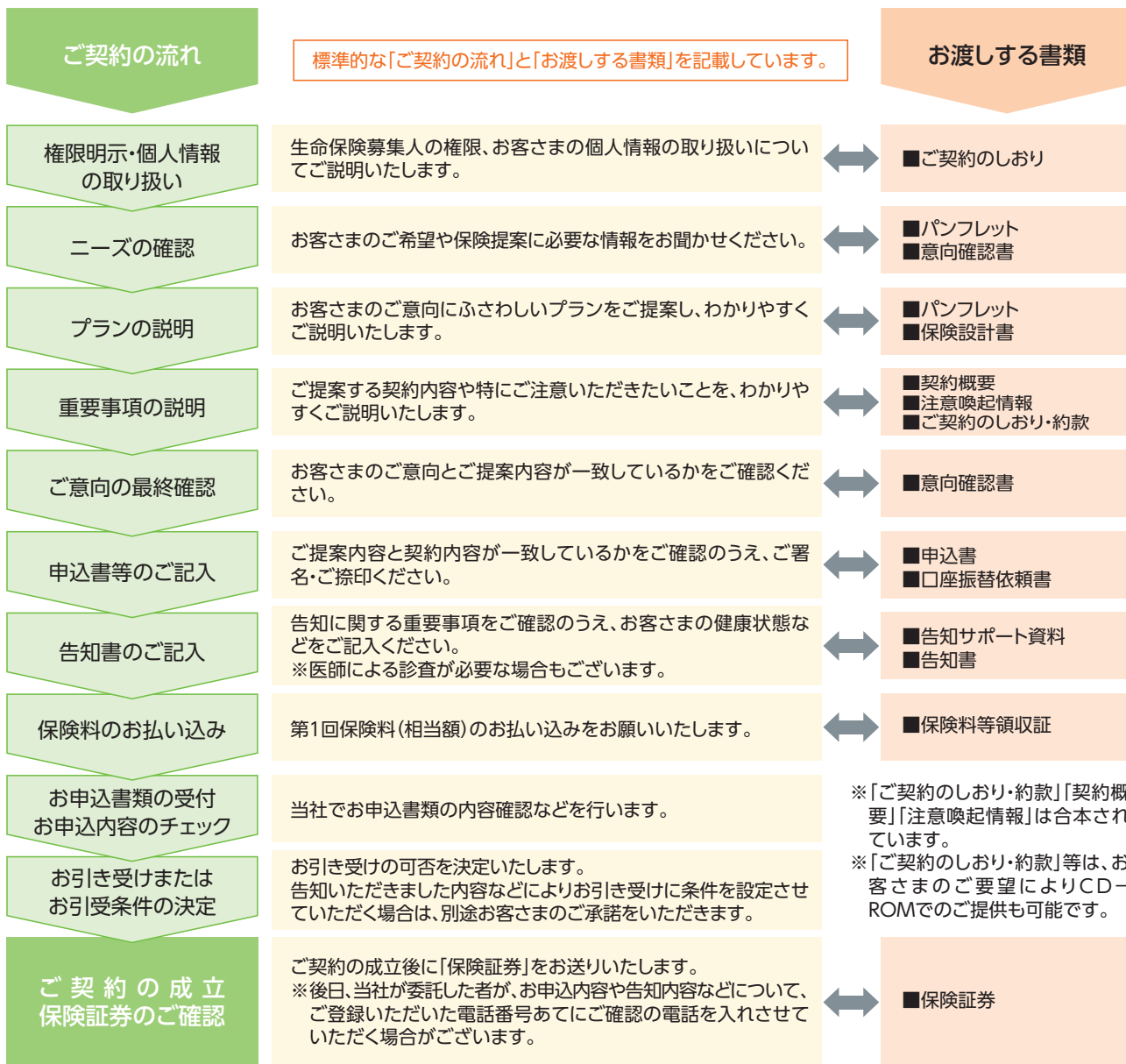
※日本興亜生命でご加入いただいていた医療保険(08)(ホッとメディカル)の場合は、入院給付金日額の25倍の手術給付金をお支払いします。

# 商品・サービス体制について

## ご契約の流れ(お申込手順～ご契約の成立についてご案内します)

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う

者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾した時に成立します。



### 《クーリング・オフ制度について》

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または第1回保険料(相当額)の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて15日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができ、書面の発信時(15日以内の消印有効)に、お申し込みの撤回等の効力が生じます。この場合には、お払い込みいただいた保険料は全額お返しいたします。

ただし、次の場合にはお申し込みの撤回等を行うことはできません。

- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
- ・債務履行の担保のための保険契約の場合(質権設定契約である場合)
- ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合

## 保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

### 1 お客さま

お手元に「保険証券」をご用意いただき、カスタマーセンター(0120-563-506)または取扱営業店までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求にあたり、被保険者様について下記の内容をお伺いいたします。正確かつ速やかにお支払いできるよう、ご連絡いただく前にご確認ください。

#### ■被保険者様が亡くなられたとき

- 1.お電話いただいた方のお名前・亡くなられた方(被保険者様)とのご関係
- 2.保険証券番号
- 3.被保険者様のお名前
- 4.亡くなられた日付
- 5.亡くなられた原因(ご病気名または事故の内容など)
- 6.亡くなられる前の入院・手術の有無と、ある場合はその詳細
- 7.受取人様のご連絡先(必要書類のお送り先住所)

#### ■被保険者様が入院・手術・通院などされたとき

- 1.お電話いただいた方のお名前・被保険者様とのご関係
- 2.保険証券番号
- 3.被保険者様のお名前
- 4.ご病気名または事故の内容
- 5.入院・手術・通院などについての詳しい内容
  - 入退院日や入院予定日
  - 正式な手術名と手術日(正式な手術名は主治医にご確認ください)
  - 通院日や通院日数など
- 6.受取人様のご連絡先(必要書類のお送り先住所)

お電話での受付のほか、ホームページでの受付も行っています。  
(<http://www.nksj-himawari.co.jp/customer/seikyuu/internet/>)

### 3 お客さま

ご請求に必要な書類をご提出ください。

- 必要書類(請求書、診断書など)をお取り揃えいただき、NKSJひまわり生命宛にご返送ください。
- ご請求の内容によって必要書類は異なります。

### 6 お客さま

お支払い内容をご確認ください。

- 「お支払い内容の明細」が到着しましたら、お受け取り内容をご確認ください。

### 2 NKSJひまわり生命

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

- ご請求に必要な書類とともに「保険金・給付金 お手続きガイド」をお届けします。
- 当ガイドには「保険金・給付金などをお支払いできる事例・できない事例」などを具体的に記載しています。

ホームページにも掲載しています。  
(<http://www.nksj-himawari.co.jp/customer/seikyuu/guide/>)

### 4 NKSJひまわり生命

ご請求内容を確認します。

- 書類が到着しましたら、請求書や診断書の内容などを確認させていただきます。
- 治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。(実施にあたりましては、あらかじめご連絡させていただきます。)

### 5 NKSJひまわり生命

保険金・給付金をお支払いします。

- ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金をお支払いします。
- 支払手続後に「お支払い内容の明細」を郵送します。

#### お問い合わせ先

カスタマーセンター **0120-563-506**(通話無料)

○受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

(日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除く)

#### ご留意いただきたい事項

- 受取人となられる被保険者ご本人様が請求できない特別な事情があり、指定代理請求(人)特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です。(同特約が付加されていない場合は別途ご相談ください。)
- ご提出いただいた書類にご記入もれや、必要書類の不足があった場合には、お支払いまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

## お申し込みの際にしてお客さまへの情報提供

### 保険商品の内容を正しく ご理解いただくための取り組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は幅広く商品をご用意しています。

ご契約のお申し込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性やメリット・デメリットを十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、お客さまにとって重要な情報や詳細な情報を、次の方法でご提供、ご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申し込みいただけるよう取り組んでいます。

#### (1) 契約概要

ご契約のお申し込みを行おうとする保険商品の内容について、お客さまにご理解いただくために必要な情報（保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など）をまとめ、『ご契約に際しての重要事項（契約概要）』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

#### (2) 注意喚起情報

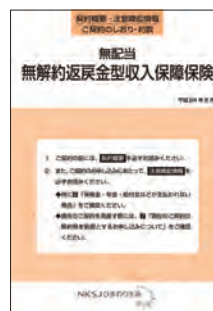
ご契約のお申し込みの際に、お客さまに特にご注意いただきたい情報（クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金などが支払われない場合など）をまとめ、『ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

#### (3) ご契約のしおり・約款

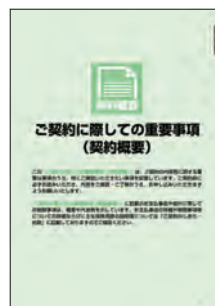
ご契約のお申し込みの際に、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

当社では「契約概要」と「注意喚起情報」をこの「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。



ご契約のしおり・約款



ご契約に際しての重要事項  
(契約概要)



ご契約に際しての重要事項  
(注意喚起情報)

#### (4) パンフレット

お客さまがご契約のお申し込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

#### ※お客さまにとって不利益となる情報のご提供

当社では生命保険のお申し込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について十分にご存知でなかったために、不利益をこうむることのないよう、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益となる情報のご提供やご説明を徹底しています。

「告知義務違反」や「保険金・年金・給付金などが支払われない場合」など、お客さまにとって不利益となる情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。



## (5) 保険種類のご案内

お客さまのご要望に最も適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内」、「特約のご案内」をご用意しています。



保険種類のご案内 特約のご案内

## お客さまのご意向とご提案内容の一致をご確認いただくための取り組み

お客さまのご要望・ご意向とご提案内容(保険種類、保険期間、保険金額、保険料など)が一致していることをご確認いただくため、当社では、以下の取り組みを行っています。

- ① 取扱者がお客さまのご意向を確認させていただきます。
- ② その確認した内容に基づき「意向確認書面」を作成します。
- ③ 最終的にご提案内容がお客さまのご意向に一致していることを、お客さまと取扱者がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等をいただきます。
- ④ その書面の写しを「お客さまの控」として、お客さまに必ずお渡すことにより、ご契約のお申し込みをいただいた後でも、「意向確認書面」の内容をご確認いただけるようにしています。

## 告知の大切さをご理解いただくための取り組み

ご契約のお申し込みの際し、お客さまからいただく「告知」は、ご契約のお引き受けやその後の保険金・給付金などをお支払いさせていただく際の大切な情報となります。

そして、正しく告知しなかった場合には、ご契約が解除となったり、保険金・給付金などがお支払いできなくなるなど、お客さまにとって不利益が生じてしまうことがあります。

当社では、この大切な「告知」について、お客さまに不利益が生じないようにするため、ありのままを正確にもれなく告知いただけるよう、以下の取り組みを行っています。

## (1) 告知サポート資料

「告知書」の表紙に、告知書をご記入いただく前に必ずご確認いただきたい「告知に際しての重要事項」、「告知忘れが多い事例」や「告知書の記入例」などをまとめた「告知サポート資料」を記載しています。

この「告知サポート資料」を使用して、お客さまに告知忘れが生じないようにするため、「告知書」のご記入にあたってのポイントを具体的にご説明するなど、お客さまから正確な「告知」をいただけるよう取り組んでいます。

## (2) お客さまの控

お客さまからご提出いただいた告知書の写しを「お客さまの控」として必ずお渡すことにより、ご契約のお申し込みをいただいた後でも、お客さまに告知いただいた内容をご確認いただけるようにしています。

## (3) 【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

「告知書」の記入等に関するご不明な点は、お客さまから直接ご照会いただける下記のフリーダイヤルをご利用ください。

**【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口**  
**フリーダイヤル 0120-526-805**  
 ○受付時間／9:00～18:00  
 (土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く)

## お申し込み内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取り組み

ご契約のお申し込みをされた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取り組みを行っています。

### (1) 意向確認書、申込書、告知書などの「お客さまの控」

ご契約のお申し込みをいただいたお客さまには、ご意向やお申し込み内容などを、お申し込み後にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類について、その写しを「お客さまの控」として、必ずお渡ししています。

### (2) 「保険証券」とその同封書類

#### (ご契約内容についてのご確認のお願い)

ご加入いただいたお客さまには、「保険証券」とともに「ご契約内容についてのご確認のお願い」を同封させていただき、①保険証券に記載された内容に誤りがないか、②お申し込み内容と保険証券の記載内容が一致しているかについて、お客さまご自身にもご確認いただいています。



## 情報開示

お客さまをはじめとして数多くの皆さまに当社をご理解いただくため、積極的な情報の提供に努めています。

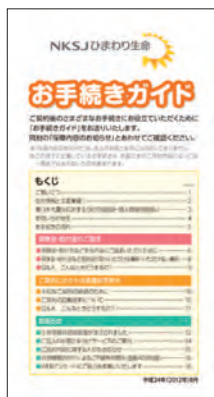
### NKSJひまわり生命の現状 2012 (ディスクロージャー誌)

当社の事業内容や決算内容等を取りまとめた冊子です。本社・支社および主要な代理店の店頭に備え付けているほか、オフィシャルホームページにも掲載しています。



### お手続きガイド

ご契約者さま向けの保険金等のご請求や各種お手続きについてまとめた冊子です。年1回、すべてのご契約者さまにお届けしています。



### オフィシャルホームページ

当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などをオフィシャルホームページ上で提供しています。

<http://www.nksj-himawari.co.jp/>

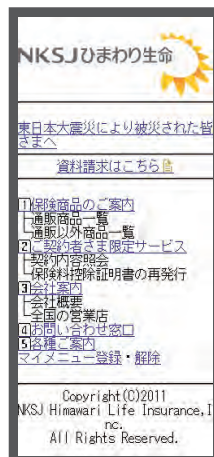


### 携帯電話版オフィシャルホームページ

携帯電話版オフィシャルホームページでもさまざまな情報提供を行っています。

携帯電話でご契約内容の照会や保険料控除証明書の再発行の手続きをすることも可能です。

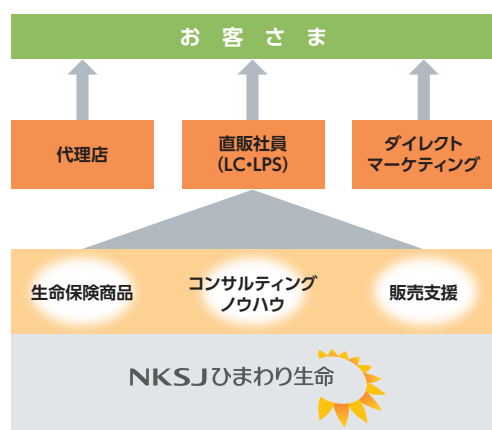
<http://mobile.nksj-himawari.co.jp/>



## 販売チャネルのご案内

### 販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客様の保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客様一人ひとりに最適な提案をする「コンサルティングセールス」を行っています。そして、保険商品・サービスを3つのチャネルでお客様にお届けしています。



### 代理店

さまざまなリスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。損害保険で顧客基盤を築いている損保プロ代理店、生命保険を主体とし、きめ細やかなサービスを提供する生保プロ代理店、様々な金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社代理店としてお客様に大きな安心をお届けしています。

このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を代理店として登録することにより、専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛などさまざまなリスクマネジメントを提供しています。

また、代理店に対しては業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス研修などを実施するとともに、マーケットやチャネル、代理店ごとに研修を企画・実施し、さらなる高品質の安心をお届けすることを目指しています。

### 直販社員

#### 【ライフカウンセラー(LC)】

生命保険の専門家であるライフカウンセラーが、お客様に相応しいプランを設計しご提供します。

ライフカウンセラーとは、生命保険を軸として、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識をもつ精鋭の営業社員です。ラ

イフカウンセラーの仕事は、お客様と直接お会いし、お客様をとりまく環境、お客様の年齢、家族構成、将来設計等を把握することから始まります。さまざまな観点からコンサルティングを行い、経験豊富な保険のスペシャリストとしてお客様一人ひとりに最適なオーダーメイドの保険を設計していきます。

ライフカウンセラー業務は、「自らを律し、高度な専門性をもってお客様の幸せを永続的にサポートする社会貢献である」と言えます。この理念のもと、保険のスペシャリストとして、入社時研修やスキルアップ研修、コンプライアンス研修等で幅広い知識を習得し、お客様の生涯にわたるコンサルタントとして、お客様の環境や状況の変化に応じて的確にアドバイスすることを心がけています。

#### 【ライフプランニング サポーター(LPS)】

ライフプランニング サポーターは、生命保険業務をさらに強化したい代理店との共同募集等を通じて、お客様にご満足いただける生命保険のご提案やサービスのご提供を行う営業社員で、高いスキルと、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識を持つ生保販売のエキスパートです。

生保販売のエキスパートとして、入社時研修やフォローアップ研修、OJTによる実践指導、コンプライアンス研修等を実施し、さらなる高品質の安心をお届けすることを目指しています。

### ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客様にお届けしています。これはクレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式とインターネットなどへの広告出稿による、募集代理店を介さない直販方式があり、いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送によるお手続きにて行っています。

通信販売でのご加入をご検討中のお客様向けに専用のフリーダイヤルをご用意し、各種ご照会にお答えする体制を整えています。募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを遵守し、お客様にご満足いただけるよう努めています。

## 商品ラインナップ

### 《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客さまに最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改良を重ねてきました。終身医療保険のバイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

#### 健康のお守り(医療保険(08)終身タイプ)

当社は、1993年に終身保障の医療保険を発売し、その後もお客さまの立場に立った商品改定を重ねてまいりました。

2008年8月には最新の医療保障ニーズに対応した手厚い保障をリーズナブルな保険料で実現した「健康のお守り」(医療保険(08)終身タイプ)を発売しました。「健康のお守り」は、「入院保障」「手術保障」に加え、特約を付加することで「公的医療保険が適用されない先進医療」を一生保障します。さらにお客さまのニーズにあわせてお選びいただけるオプションとして「七大生活習慣病」や「三大疾病」に対する手厚い保障や「無事故割引」などをご用意しました。おかげさまで「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」を受賞するとともに、販売契約が82万件(\*)を突破しました。

2011年10月には、これまでの「健康のお守り」で保障できなかった、「入院を伴わない約款別表記載の89項目の手術以外の公的医療保険対象の手術」への保障を充実させた医療保険「健康のお守り ホットメディカルプラン」(正式名称:医療(08)用手術追加給付特約付 医療保険(08))を発売しました。

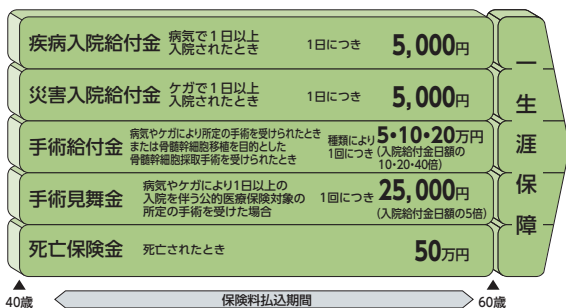
※2012年3月現在



#### 仕組図

##### ご契約例

40歳男性  
B型・120日型  
保険期間:終身  
保険料払込期間:60歳払済  
入院給付金日額:5,000円



#### 勇気のお守り(がん保険(2010)終身タイプ)

当社は、2010年11月にがん保険の新商品「勇気のお守り」を発売しました。

近年、医療技術の進歩もあり、がん治療の中心は入院から通院治療にシフトし、抗がん剤や放射線などによる治療を通院しながら受けるケースが増加しています。そうしたQOL(Quality Of Life:生活の質)を重視した治療は、痛みや入院によって仕事を続けることができないなどの不安やストレスを軽減します。

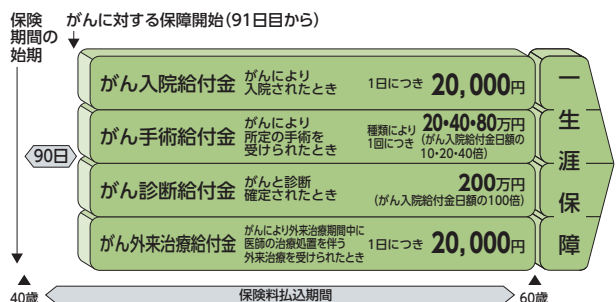
「勇気のお守り」は、そうした通院治療を続けるお客さまの生活サポートを目的に開発した保険です。業界でも初となる「外来治療給付金」を導入し、入院を伴わない通院も保障の対象としました。外来治療給付金は、抗がん剤や放射線などによる治療が続くかぎり、保障の対象となります。また、「がん」と診断確定されたら、治療開始前でも診断給付金を受け取ることができ、前回の診断給付金のお支払いから2年を経過していれば再発・転移による2回目以降の診断確定時にも同額の診断給付金を受け取ることができるなど、経済面での「安心」を提供するためのきめ細かな保障を実現しています。通院を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「勇気」を、保険商品を通じてサポートしていきます。



#### 仕組図

##### ご契約例(BII型)

40歳男性  
保険期間:終身  
保険料払込期間:60歳払済  
がん入院給付金日額:20,000円



## 《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

### 家族のお守り(無解約返戻金型収入保障保険)

万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。「特定疾病診断保険料免除特約」と「特定疾病収入保障特約」を同時に付加すれば、特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に、以後の保険料の払い込みは不要になるほか、特定疾病年金を年金支払期間(2年間)が終了するまで毎月お受け取りいただけます。また、健康体料率特約を付加すれば、被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。



### 一生のお守り(低解約返戻金型終身保険)

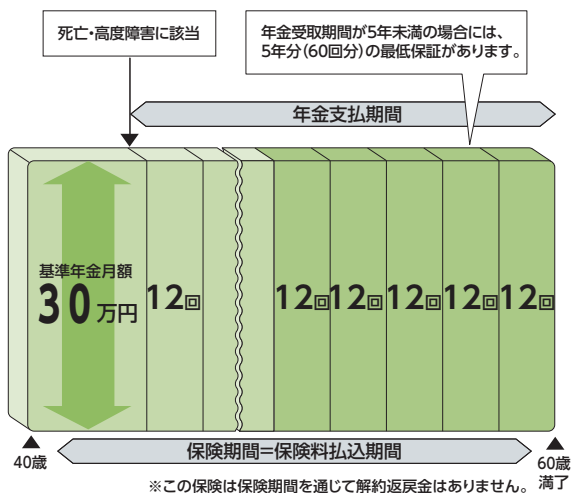
低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、無配当終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は無配当終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるためにご利用いただくことも可能です。



#### 仕組図

##### ご契約例

40歳男性  
保証期間:5年  
保険期間:60歳満了  
保険料払込期間:60歳払済  
基準年金月額:30万円

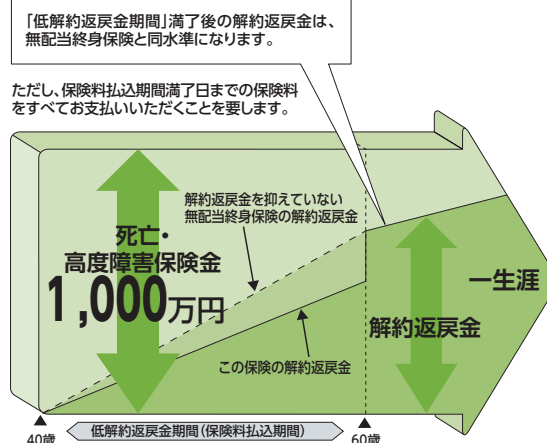


#### 仕組図

##### ご契約例

40歳男性  
保険期間:終身  
保険料払込期間:60歳払済  
保険金額:1,000万円

保険料払込期間の最終の保険年度末までの期間を、低解約返戻金期間としています。その期間は、解約返戻金を無配当終身保険の70%(低解約返戻金割合)に抑えています。





## 健康・生活応援サービス

### サービス提供の趣旨

健康・生活応援サービスは、生命保険という「万が一」が起きたときの保障だけでなく、「万が一」を起さなくし、健康で豊かな生活を送っていただくための一助として、お客さまに提供するサービスです。

### サービス概要

(株)損保ジャパン・ヘルスケアサービスと提携し、健康・医療相談サービスをはじめとする以下9つのサービスをNK SJひまわり生命の保険契約(個人保険)にご加入中のご契約者さま・被保険者さまおよびそのご家族の方に提供しています。(2012年5月現在)



▶ **健康・医療相談などのサービス**



▶ **人間ドック・検診などのサービス**



▶ **日常生活に関するサービス**

#### ▶ **健康・医療相談サービス**

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師がお電話でお答えします。

#### ▶ **PET検診 紹介・予約サービス**

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

#### ▶ **介護関連相談サービス**

介護方法や福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお答えします。また、介護サービス事業所や有料老人ホームのご紹介、介護用品・福祉機器の取扱業者へお取り次ぎも行います。

#### ▶ **医療機関の情報提供サービス**

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

#### ▶ **人間ドック 紹介・予約サービス**

全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

#### ▶ **家事代行紹介サービス**

ご家族の入院やケガなどでお困りのときや、出産や単身赴任で手が回らないときなど、家事代行サービス事業者をご紹介します。

#### ▶ **ドクターアドバイスサービス(予約制)**

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師とお電話でご相談いただけます。また、ご希望があれば、「セカンドオピニオン」を受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

#### ▶ **郵送検査紹介サービス**

ご自宅にしながら検査ができるサービスを割引料金でご紹介します。ご自宅に送付される検査キットを使って、説明書の指示どおりにご自身で血液などを採取いただき、返送していただくだけで検査結果が届きます。

#### ▶ **生活関連相談サービス(予約制)**

社会保険労務士による年金相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談に電話でお答えします。



## 社員・代理店教育・研修の概略

### 代理店教育

当社独自の研修プログラムを用意し、マーケットやチャネル、あるいは代理店ごとにそれぞれの生命保険取扱い実態に即した集合研修を専任の講師が提供しています。さらに、適正な保険募集を徹底するためにコンプライアンス研修にも力を入れています。また、集合研修以外にもe-ラーニングやオリジナルDVDを活用し、生命保険はもちろんのこと、周辺知識についても研修資料の提供を行い、きめ細かい教育を実現しています。



### 社員教育

本社・支社が連携し、「集合研修」「自己啓発」「職場でのOJT」を連動させて社員一人ひとりの成長を支援する体制で社員教育に取り組んでいます。

#### ・階層別研修

当社では、キャリアアップに応じてその役職に必要なとされる知識や能力を身につけるために、階層別研修を実施しています。

入社後間もない社員に対しては、フォローアップの研修を実施しています。この研修では、業務遂行に必要な実務スキルや周辺知識を身につけるだけでなく、受講後の自己成長を意識した目標設定力や問題解決力の向上を目指しています。

また、リーダー層(管理職)に対しては「リーダー昇格者研修」や「マネジメントリーダー昇格者研修」などを実施し、マネジメント力の養成を重点的に行います。

さらに、時代の変化に対応できる人材の育成を目指して、常時カリキュラムの検証・見直しを行っています。

#### ・営業社員研修

お客さまやビジネスパートナーである代理店に対し、有用な情報提供ができる営業社員育成を目指す研修を実施し、知識の向上やスキルアップなどさらなる専門性の強化に努めています。また、社内ネットワークや、e-ラーニングを活用した教育ツールの提供や、スピーディーな情報共有に取り組んでいます。

また、「生命保険基礎テキスト」等を提供し、社員の自己研鑽の促進に努めています。



### e-ラーニング

社員・代理店・ライフカウンセラー・ライフプランニングサポーターの教育にe-ラーニングを導入しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習(教育)システムです。e-ラーニングの導入により、インターネット環境さえあれば、いつでも、どこでも、何度でも、必要な研修を受けることが可能となり、よりきめ細かな教育を実現しています。

また、ビデオ配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段として活用されています。





# データファイル

# データファイル

## 生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。  
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

### I. 会社の概況及び組織

1. 沿革	63
2. 経営の組織	64
3. 店舗網一覧	65～66
4. 資本金の推移	67
5. 株式の総数	67
6. 株式の状況	67
7. 主要株主の状況	67
8. 役員状況	68～69
9. 従業員の在籍・採用状況	70
10. 平均給与(内勤社員)	70
11. 平均給与(営業職員)	70

### II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	71
2. 経営方針	71

### III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	72
2. 契約者懇談会開催の概況	72
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、 及び苦情からの改善事例	72
4. 契約者に対する情報提供の実態	73
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	73
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	73
7. 新規開発商品の状況	73
8. 保険商品一覧	73～75
9. 情報システムに関する状況	76
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	76

### IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標	77～78
---------------	-------

### V. 財産の状況

1. 貸借対照表	79～88
2. 損益計算書	89～90
3. キャッシュ・フロー計算書	91～92
4. 株主資本等変動計算書	93～94
5. 債務者区分による債権の状況	95
6. リスク管理債権の状況	95
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	95
8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	96～97
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	
(1) 有価証券の時価情報	97～99
(2) 金銭の信託の時価情報	99

(3) デリバティブ取引の時価情報	99～101
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	101
11. 計算書類等について会社法(保険業法)による 会計監査人の監査	102
12. 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明	102
13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る 内部監査の有効性	102
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって 事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる ような事象または状況その他保険会社の経営に 重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、 その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析 および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、 または改善するための対応策の具体的内容	102

### VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	103
(2) 保有契約高及び新契約高	103
(3) 年換算保険料	103
(4) 保障機能別保有契約高	104～105
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	105
(6) 異動状況の推移	106～107
(7) 契約者配当の状況	107～109
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	109
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	109
(3) 新契約率(対年度始)	109
(4) 解約失効率(対年度始)	109
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	110
(6) 死亡率(個人保険主契約)	110
(7) 特約発生率(個人保険)	110
(8) 事業費率(対収入保険料)	110
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	110
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に対する 支払再保険料の割合	111
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による 格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合	111
(12) 未収受再保険金の額	111
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合	111
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	112

本冊子では、特段の注記などがなく、2010年度(平成22年度)以前は、損保ジャパンひまわり生命(存続会社)の数値を、2011年度(平成23年度)は、2011年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命の数値および2011年10月～2012年3月のNKSJひまわり生命の数値を記載しています。

(2) 責任準備金明細表	112	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	127
(3) 責任準備金残高の内訳	113	(27) 海外投融資の状況	127～128
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、 積立率、残高(契約年度別)	113	(28) 海外投融資利回り	128
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る 一般勘定における責任準備金、算出方法、 計算の基礎となる係数	113	(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	128
(6) 契約者配当準備金明細表	114	(30) 各種ローン金利	128
(7) 引当金明細表	114	(31) その他の資産明細表	128
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	114	5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(9) 資本金等明細表	115	(1) 有価証券の時価情報	129
(10) 保険料明細表	115	(2) 金銭の信託の時価情報	130
(11) 保険金明細表	115	(3) デリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)	130
(12) 年金明細表	115	<b>VII. 保険会社の運営</b>	
(13) 給付金明細表	116	1. リスク管理の体制	131
(14) 解約返戻金明細表	116	2. 法令遵守の体制	131
(15) 減価償却費明細表	116	3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に 係るものに限る。)の合理性および妥当性	131～132
(16) 事業費明細表	116	4. 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)	132
(17) 税金明細表	117	5. 個人データ保護	132
(18) リース取引	117	6. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	132
(19) 借入金残存期間別残高	118	<b>VIII. 特別勘定に関する指標等</b>	
4. 資産運用に関する指標等		1. 特別勘定資産残高の状況	133
(1) 資産運用の概況	118～119	2. 個人変額保険及び 個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	133
(2) 運用利回り	119	3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
(3) 主要資産の平均残高	120	(1) 保有契約高	134
(4) 資産運用収益明細表	120	(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	134
(5) 資産運用費用明細表	121	(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	135
(6) 利息及び配当金等収入明細表	121	(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	135
(7) 有価証券売却益明細表	121	<b>IX. 保険会社及びその子会社等の状況</b>	135
(8) 有価証券売却損明細表	122	<b>[参考資料]2社合算ベースの指標</b>	
(9) 有価証券評価損明細表	122	1. 主要業績	136
(10) 商品有価証券明細表	122	2. 貸借対照表	137
(11) 商品有価証券売買高	122	3. 損益計算書	138
(12) 有価証券明細表	122	4. 経常利益等の明細(基礎利益)	139
(13) 有価証券の残存期間別残高	123	<b>用語集</b>	140～147
(14) 保有公社債の期末残高利回り	123		
(15) 業種別株式保有明細表	124		
(16) 貸付金明細表	125		
(17) 貸付金残存期間別残高	125		
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	125		
(19) 貸付金業種別内訳	125		
(20) 貸付金使途別内訳	125		
(21) 貸付金地域別内訳	125		
(22) 貸付金担保別内訳	125		
(23) 固定資産明細表	126		
(24) 固定資産等処分益明細表	126		
(25) 固定資産等処分損明細表	126		



# I. 会社の概況及び組織

## ① 沿革

### NKSJひまわり生命の沿革

2011年(平成23年)	10月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社が合併し、NKSJひまわり生命保険株式会社が誕生 NKSJホールディングス株式会社の直接子会社となる 「ご契約のしおり・約款」にCD-ROM版を導入 医療(08)用手術追加給付特約新設
2012年(平成24年)	4月	新会社として、改めて「ISO10002(苦情マネジメントシステム)」への適合宣言を実施

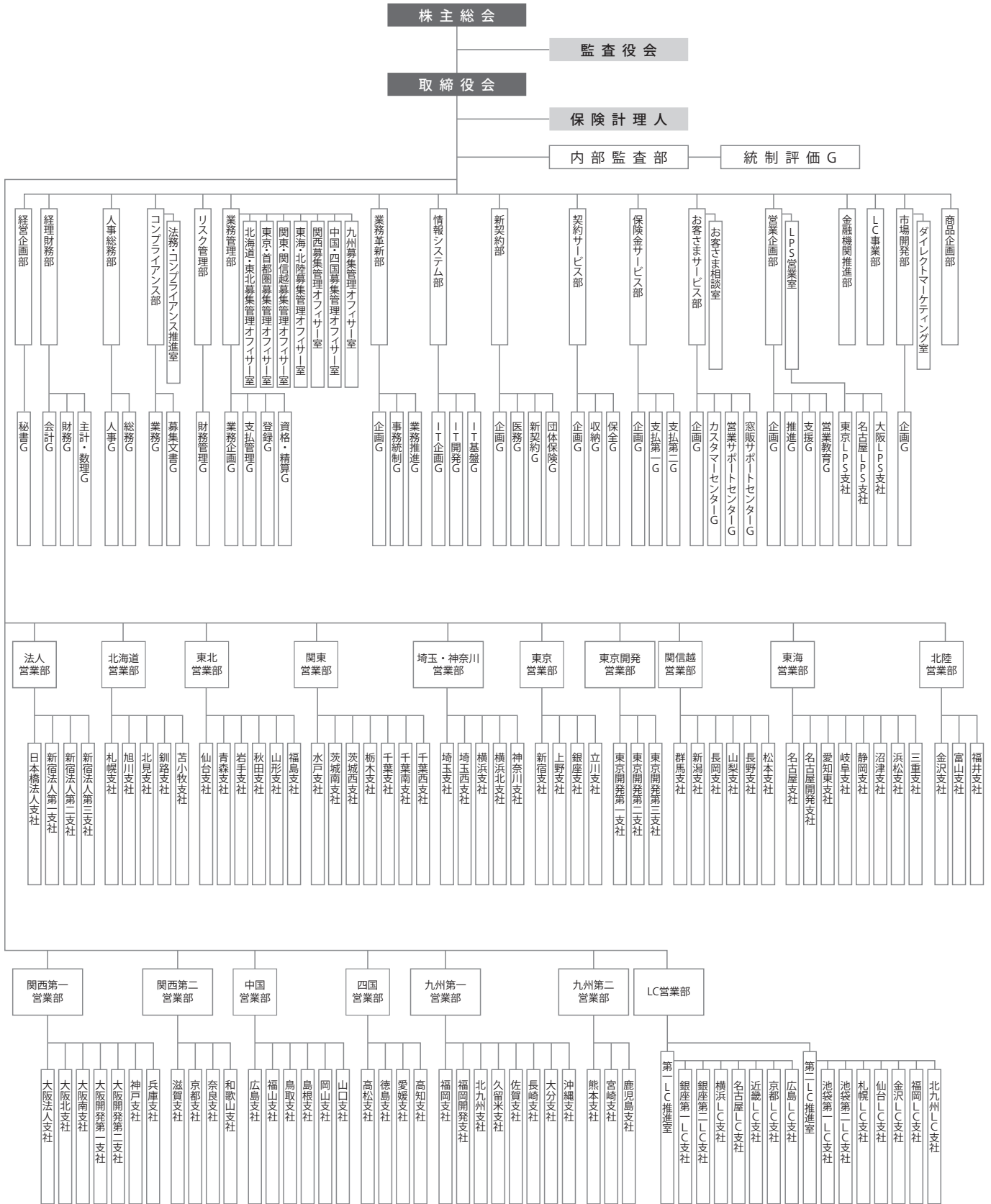
### 旧損保ジャパンひまわり生命の沿革

1981年(昭和56年)	7月	Life Insurance Company of North Americaが、全額出資でアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社を設立
1982年(昭和57年)	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporaionが誕生
1983年(昭和58年)	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
1993年(平成5年)	7月	安田火災が株式の10%を取得
1996年(平成8年)	10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始
1997年(平成9年)	1月	社名をアイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に変更
1999年(平成11年)	4月	安田火災が株式の29%を追加取得(出資割合39%)
2001年(平成13年)	1月	筆頭株主の交代(安田火災の株式保有割合60%に) 社名を安田火災ひまわり生命保険株式会社に変更
	12月	安田火災が株式の40%を追加取得(出資割合100%)
2002年(平成14年)	7月	株式会社損害保険ジャパン(安田火災と日産火災海上保険株式会社が合併)の発足に伴い社名を 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社に変更
2008年(平成20年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステム)」への適合宣言を実施
	8月	医療保険「健康のお守り」発売
2009年(平成21年)	5月	無解約返戻金型収入保障保険「家族のお守り」リニューアル
2010年(平成22年)	1月	「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」受賞(受賞対象「健康のお守り」)
	3月	日本興亜生命との合併合意発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	11月	がん保険「勇気のお守り」発売
2011年(平成23年)	4月	日本興亜生命との合併契約締結
	9月	日本興亜生命との合併認可取得

### 旧日本興亜生命の沿革

1996年(平成8年)	8月	日本火災海上保険株式会社および興亜火災海上保険株式会社が、それぞれ全額出資で日本火災パートナー生命保険株式会社 および興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立
	10月	営業開始
2001年(平成13年)	4月	日本興亜損害保険株式会社(日本火災と興亜火災が合併)の発足に伴い、日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も 同時に合併し日本興亜生命保険株式会社となる
2008年(平成20年)	8月	医療保険「ホットとメディカル」発売
2010年(平成22年)	3月	損保ジャパンひまわり生命との合併合意発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	6月	無解約返戻金型収入保障保険「新収入保障保険」リニューアル
2011年(平成23年)	4月	損保ジャパンひまわり生命との合併契約締結
	9月	損保ジャパンひまわり生命との合併認可取得

## ② 経営の組織



2012年7月1日現在

経営について

CSRの取り組み

商品・サービス体制について

コーポレート・データ

業績データ

## I. 会社の概況及び組織

## ③ 店舗網一覽

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3111
法人営業部	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-5721
日本橋法人支社	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 日本興亜築地ビル2階	03-3545-6401
新宿法人第一支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-9311
新宿法人第二支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-9314
新宿法人第三支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-6101
北海道営業部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-4611
札幌支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-241-6378
旭川支社	070-0033	北海道旭川市三条通9-710 日本興亜旭川ビル5階	0166-24-3341
北見支社	090-0818	北海道北見市本町3-2-6 ナカシンビル本町4階	0157-24-3610
釧路支社	085-0018	北海道釧路市黒金町10-3 損保ジャパン釧路第一ビル4階	0154-25-6531
苫小牧支社	053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14 王子不動産第3ビル3階	0144-34-5190
東北営業部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-1921
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-2761
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8877	福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階	024-925-6701
関東営業部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6421
水戸支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル3階 (日本興亜ビル事務所) 茨城県水戸市南町2-4-46 日本興亜水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南支社	305-0033	茨城県つくば市東新井15-4 関友つくばビル4階	029-859-3060
茨城西支社	308-0041	茨城県筑西市乙836 ヤマタビル4階	0296-25-3751
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル7階	028-643-3621
千葉支社	260-0003	千葉県千葉市中央区鶴沢町20-16 ユニバース千葉ビル3階	043-221-1461
千葉南支社	292-0805	千葉県木更津市大和2-1-2 ヤスミビル7階	0438-23-4711
千葉西支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア 2 1_10階	047-435-0710
埼玉・神奈川営業部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-3344-3681
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル4階	048-645-3591
埼玉西支社	350-0043	埼玉県川越市新富町2-24-4 早川TKビル3階	049-226-9050
横浜支社	231-0013	神奈川県横浜市中区住吉町1-12-1 日本興亜関内ビル7階	045-212-3851
横浜北支社	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階	045-681-2217
神奈川支社	243-0014	神奈川県厚木市旭町1-8-6 パストラルビル2階	046-230-2260
東京営業部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-3348-6231
新宿支社	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル3階	03-3344-1545
上野支社	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル4階	03-3835-6051
銀座支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6751
立川支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-526-5211
東京開発営業部	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 日本興亜築地ビル4階	03-3545-6351
東京開発第一支社	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 日本興亜築地ビル4階	03-3546-0731
東京開発第二支社	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 日本興亜築地ビル3階	03-3546-0811
東京開発第三支社	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 日本興亜築地ビル3階	03-3545-6370
関西営業部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6429
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル7階	027-223-5126
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長岡支社	940-0064	新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン長岡ビル5階	0258-39-8371
山梨支社	400-0031	山梨県甲府市丸の内1-12-4 損保ジャパン甲府第一ビル4階	055-232-8072
長野支社	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン長野ビル5階	026-235-8015
松本支社	390-0814	長野県松本市本庄1-13-5 日本興亜松本ビル4階	0263-36-0822
東海営業部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6401
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-1951
名古屋開発支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル5階	052-972-6430
愛知支社	440-0888	愛知県豊橋市駅前大通1-55 ココラフロント・サラータワー6階	0532-52-3136
岐阜支社	500-8842	岐阜県岐阜市金町5-20 損保ジャパン岐阜ビル8階	058-264-7060
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階	054-252-2373
沼津支社	410-0801	静岡県沼津市大手町5-6-7 ヌマズスルガビル9階	055-951-1110
浜松支社	430-0946	静岡県浜松市中区元城町216-1 損保ジャパン浜松ビル2階	053-451-1160
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン津ビル2階	059-223-1401

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
北陸営業部	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6177
金 沢 支 社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6071
富 山 支 社	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル6階	076-444-7740
福 井 支 社	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン福井ビル1階	0776-21-1482
関西第一営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6550
大 阪 法 人 支 社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6227-4550
大 阪 北 支 社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6570
大 阪 南 支 社	590-0964	大阪府堺市堺区新在家町東1-1-28 日本興亜堺ビル1階	072-222-0115
大阪開発第一支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6521
大阪開発第二支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6831
神 戸 支 社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル1階	078-321-0481
兵 庫 支 社	670-0961	兵庫県姫路市南畝町2-1 損保ジャパン姫路ビル4階	079-284-5757
関西第二営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6580
滋 賀 支 社	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン大津ビル3階	077-527-1233
京 都 支 社	604-8152	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町71 損保ジャパンユニバース京都ビル7階	075-211-6713
奈 良 支 社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービル2階	0742-36-8751
和 歌 山 支 社	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国営業部	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3051
広 島 支 社	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3041
福 山 支 社	720-0812	広島県福山市霞町1-1-1 福山信愛ビル5階	084-923-7811
鳥 取 支 社	680-0822	鳥取県鳥取市今町2-112 アクティ日ノ丸総本社ビル6階	0857-24-1302
島 根 支 社	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン松江ビル4階	0852-27-8211
岡 山 支 社	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル6階	086-222-0911
山 口 支 社	753-0076	山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン山口ビル6階	083-922-1033
四国営業部	760-0056	香川県高松市中新町2-8 日本興亜高松ビル3階	087-862-0170
高 松 支 社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-851-4678
徳 島 支 社	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛 媛 支 社	790-0003	愛媛県松山市三番町4-7-14 損保ジャパン松山ビル6階	089-931-6282
高 知 支 社	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン高知ビル2階	088-825-0321
九州第一営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
福 岡 支 社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
福 岡 開 発 支 社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階	092-471-7575
北 九 州 支 社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン北九州ビル7階	093-521-2622
久 留 米 支 社	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 M E D I A 7 ビル2階	0942-39-5801
佐 賀 支 社	840-0815	佐賀県佐賀市天神2-2-37 日本興亜佐賀ビル1階	0952-28-4300
長 崎 支 社	850-0033	長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン長崎ビル2階	095-823-3481
大 分 支 社	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン大分ビル4階	097-536-6411
沖 縄 支 社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル中2階	098-863-3386
九州第二営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-471-7590
熊 本 支 社	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町10-26 損保ジャパン熊本ビル1階	096-356-1003
宮 崎 支 社	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン宮崎ビル4階	0985-27-4688
鹿 児 島 支 社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル5階	099-250-7701
L C 営業部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3770
銀座第一 L C 支 社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5131
銀座第二 L C 支 社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5171
池袋第一 L C 支 社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャインシティ 6 0 ビル19階	03-3590-1501
池袋第二 L C 支 社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャインシティ 6 0 ビル19階	03-3590-1506
横 浜 L C 支 社	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワー A11階	045-682-5321
札 幌 L C 支 社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザビル4階	011-222-3813
仙 台 L C 支 社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
名 古 屋 L C 支 社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6361
金 沢 L C 支 社	920-0919	石川県金沢市南町4-1 金沢ニューグランドビル2階	076-235-2301
近 畿 L C 支 社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル6階	06-6441-1781
京 都 L C 支 社	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 烏丸ビル3階	075-213-2958
広 島 L C 支 社	730-0016	広島県広島市中区熾町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福 岡 L C 支 社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北 九 州 L C 支 社	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産 1 6 号館12階	093-522-5488
営業企画部 L P S 営業室	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2991
東 京 L P S 支 社	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 日本興亜築地ビル2階	03-5565-8052
名 古 屋 L P S 支 社	460-0003	愛知県名古屋市中区錦1-16-20 グリーンビルディング9階	052-231-9457
大 阪 L P S 支 社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6444-7058

2012年7月1日現在

# I. 会社の概況及び組織

## 4 資本金の推移

(単位:百万円)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
昭和56年 7月 7日	—	400	会社設立
昭和56年 9月18日	1,200	1,600	
昭和56年 9月30日	1,900	3,500	
昭和62年 3月31日	1,150	4,650	
昭和63年 3月26日	600	5,250	
平成 2年 6月28日	2,000	7,250	
平成19年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

## 5 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1 名

## 6 株式の状況

(1)発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	27,250千株	—

(2)大株主

(単位:千株、%)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
NKSJホールディングス株式会社	27,250	100.0	—	—

当社の株主は上記1名のみです。

## 7 主要株主の状況

名 称	主たる営業所 または 事務所の所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等 に占める所有 株式等の割合
NKSJホールディングス株式会社	東京都新宿区 西新宿一丁目 26番1号	1,000億円	損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務	2010年4月1日	100.0%



## 8 役員状況

(平成24年7月1日現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	マツザキ トシオ 松崎 敏夫 (昭和26年4月29日)	昭和51年4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成17年4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員個人商品業務部長兼事務企画部長 平成18年4月 同社執行役員営業企画部長 平成18年9月 同社執行役員業務監査部長 平成19年4月 同社常務執行役員 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成20年4月 当社取締役社長社長執行役員(現職)
取締役副社長 副社長執行役員 (代表取締役)	クマノミドウ アツシ 熊野御堂 厚 (昭和26年12月30日)	昭和50年4月 日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 平成17年4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員営業企画開発部長 平成18年4月 そんぼ24損害保険株式会社代表取締役社長首席執行役員 平成22年4月 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員中部本部長 平成23年4月 日本興亜生命保険株式会社代表取締役副社長執行役員 平成23年10月 当社取締役副社長副社長執行役員(現職)
取締役 専務執行役員	イド キヨシ 井戸 潔 (昭和30年11月23日)	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成19年4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 株式会社損保ジャパン・システムソリューション代表取締役社長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役 専務執行役員	フルカワ ヨシオ 古川 芳夫 (昭和31年1月7日)	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成21年4月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員北陸本部長兼関西第二本部長 平成23年4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役 専務執行役員	オノダ シュンスケ 小野田 俊介 (昭和28年11月17日)	昭和52年4月 日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 平成18年6月 日本興亜損害保険株式会社執行役員本店営業第一部長 平成19年4月 同社執行役員水戸支店長 平成21年3月 同社執行役員関東本部長兼水戸支店長 平成21年4月 同社執行役員関東本部長 平成22年4月 同社常務執行役員関東本部長 平成23年4月 日本興亜生命保険株式会社専務執行役員 平成23年10月 当社専務執行役員 平成24年6月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	テラダイラ カツミ 寺平 勝巳 (昭和28年9月4日)	平成2年1月 アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 NKSJひまわり生命保険株式会社)入社 平成14年7月 当社執行役員マーケティング部長 平成15年4月 当社執行役員リスク管理部長 平成18年4月 当社取締役執行役員リスク管理部長 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成20年4月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	オオノ タカヨシ 大野 隆由 (昭和28年9月9日)	昭和52年4月 興亜火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 平成15年9月 日本興亜生命保険株式会社取締役経営企画部長 平成19年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 平成20年4月 同社取締役執行役員経営企画部長兼経理財務部長 平成20年6月 同社取締役常務執行役員経理財務部長 平成22年4月 同社取締役常務執行役員 平成23年10月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	タニダ コウイチ 谷田 幸一 (昭和29年8月30日)	昭和52年4月 日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 平成21年6月 日本興亜損害保険株式会社執行役員業務監査部長 平成21年8月 同社執行役員 平成23年4月 日本興亜生命保険株式会社取締役常務執行役員コンプライアンス・リスク管理部長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	フセ ヤスシ 布施 康 (昭和33年9月29日)	昭和56年4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成23年4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員自動車業務部長 平成23年7月 同社執行役員本店営業第二部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役 執行役員	インザカ サトル 石坂 寛 (昭和35年11月18日)	昭和59年4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成24年4月 当社取締役執行役員経営企画部長(現職)

## I. 会社の概況及び組織

(平成24年7月1日現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴
執行役員	タケザワ ケン 竹澤 健 (昭和28年7月23日)	昭和 51年 4月 日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 平成 20年 4月 日本興亜生命保険株式会社執行役員首都圏支店長 平成 22年 4月 同社執行役員関西支店長 平成 23年 10月 当社執行役員関西第二営業部長(現職)
執行役員	クワシゲ リュウゾウ 桑重 柳三 (昭和34年7月6日)	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 NKSJひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員中部・静岡営業本部長 当社執行役員関東営業部長兼埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員埼玉・神奈川営業部長(現職)
執行役員	モリ マサアキ 森 正明 (昭和31年12月5日)	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 NKSJひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員LC事業部長兼LC営業本部長 当社執行役員LC事業部長兼LC営業部長 当社執行役員(現職)
執行役員	オグラ タカユキ 小倉 隆幸 (昭和30年12月28日)	日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 日本興亜生命保険株式会社執行役員首都圏支店長 同社執行役員関東支店長 当社執行役員関東営業部長(現職)
執行役員	ノムラ マサユキ 野村 正幸 (昭和30年12月5日)	日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 日本興亜生命保険株式会社執行役員お客様サービス部長 同社取締役執行役員お客様サービス部長 同社執行役員お客様サービス部長 当社執行役員お客さまサービス部長(現職)
執行役員	キジマ カズノリ 貴島 和紀 (昭和31年5月27日)	日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 日本興亜生命保険株式会社執行役員 同社執行役員東北支店長 当社執行役員東北営業部長(現職)
執行役員	オオishi ヒロシ 大石 浩 (昭和34年4月22日)	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 NKSJひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員関西信越営業部長(現職)
監査役	カキウチ ヤスタカ 垣内 康孝 (昭和22年12月31日)	当社監査役(現職)
監査役	フジイ ヤスヒデ 藤井 康秀 (昭和26年12月10日)	日本火災海上保険株式会社(現 日本興亜損害保険株式会社)入社 日本興亜損害保険株式会社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社取締役常務執行役員 日本興亜生命保険株式会社監査役 当社監査役(現職)
監査役	イシザワ ヒデト 石澤 英人 (昭和29年4月12日)	安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員東北本部長 同社常務執行役員中国本部長兼四国本部長 同社常務執行役員中国本部長 同社顧問 当社監査役(現職)
監査役(非常勤)	ヨシミツ エイチ 吉満 英一 (昭和27年12月19日)	安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン)入社 株式会社損害保険ジャパン執行役員経理部長兼グループ事業企画部長 同社執行役員経営企画部長 同社常務執行役員経営企画部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員コンプライアンス部長 同社代表取締役専務執行役員 当社監査役(現職) NKSJホールディングス株式会社監査役(現職)

## 9 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		平均年齢		平均勤続年数	
	平成 22年度末	平成 23年度末	平成 22年度末	平成 23年度末	平成 22年度末	平成 23年度末	平成 22年度末	平成 23年度末
内勤社員	1,520	2,335	125	102	34.8	35.6	7.2	7.2
男子	902	1,395	47	41	38.1	39.6	8.9	8.7
女子	618	940	78	61	30.8	31.5	5.2	5.6
グローバル	905	1,386	48	34	36.9	38.2	8.8	8.7
エリア	581	870	65	51	31.9	32.0	5.3	5.8
契約社員	34	79	12	17	40.3	45.2	5.1	5.2
営業職員	360	416	117	160	39.3	39.7	3.7	3.8
男子	360	416	117	160	39.3	39.7	3.7	3.8
女子	0	0	0	0	—	—	—	—

(注1) 在籍数に関しては、直接雇用者のほか出向受入者を含めています。

(注2) コース別人事制度を廃止し、総合職、一般職の区分から、転居を伴う人事異動の有無によるグローバル、エリアの区分に変更を行いました。

(注3) 営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャー、LC支社長およびライフプランニングサポーター社員の合計人数です。

(注4) 平成22年度末は、損保ジャパンひまわり生命の数値を記載しています。

## 10 平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

区 分	平成23年3月	平成24年3月
内勤社員	388	392

(注1) 平均給与は平成24年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

(注2) 平成23年3月は、損保ジャパンひまわり生命の数値を記載しています。

## 11 平均給与(営業職員)

(単位:千円)

区 分	平成23年3月	平成24年3月
営業職員	470	514

(注1) 平均給与は平成24年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

(注2) 平成23年3月は、損保ジャパンひまわり生命の数値を記載しています。

## Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

### ① 主要な業務の内容

---

(1) 保険の引き受け

生命保険の募集および引受業務を行っています。

(2) 資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.21～22をご覧ください。

(3) 国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4) 業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社に生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

### ② 経営方針

---

P.1～2に掲載しています「トップメッセージ」をご覧ください。

## Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

### ① 直近事業年度における事業の概況

P.14をご覧ください。

### ② 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

### ③ 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例

カスタマーセンターやその他窓口から受け付けた電話等を集計したものです。

内 容	件 数*	構 成 比
保全(解約、名義変更など)	62,377	30.7%
収納(保険料の払込など)	42,050	20.7%
保険金(保険金・給付金の支払いなど)	43,709	21.5%
その他(資料請求、新契約関連、ご相談等)	30,714	15.1%
苦情	24,414	12.0%
合計	203,264	100.0%

《平成23年度 苦情申出分類》

(生命保険協会報告ベース)

大分類	中分類	件数*	占率
新契約関係	不適切な募集行為	237	0.1%
	不適切な告知取得	42	0.2%
	不適切な話法	3	0.0%
	説明不十分	1,002	4.1%
	事務取扱不注意	2,106	8.6%
	契約確認	66	0.3%
	契約引受関係	481	2.0%
	証券未着	551	2.3%
	その他新契約関係	527	2.2%
	新契約関係 合計		5,015
収納関係	集金	22	0.1%
	口座振替・送金	2,304	9.4%
	職域団体扱	64	0.3%
	保険料払込関係	516	2.1%
	保険料振替貸付	135	0.6%
	失効・復活	658	2.7%
	その他収納関係	120	0.5%
	収納関係 合計		3,819

大分類	中分類	件数*	占率
保全関係	配当内容	5	0.0%
	契約者貸付	526	2.2%
	更新	592	2.4%
	契約内容変更	390	1.6%
	名義変更・住所変更	1,557	6.4%
	特約中途付加	69	0.3%
	解約手続	2,189	9.0%
	解約返戻金	253	1.0%
	生保カード・ATM関係	1	0.0%
	その他保全関係	553	2.3%
保全関係 合計		6,135	25.1%
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	478	2.0%
	死亡等保険金支払手続	226	0.9%
	死亡等保険金不支払決定	15	0.1%
	入院等給付金支払手続	2,650	10.9%
	入院等給付金不支払決定	294	1.2%
	その他保険金・給付金関係	395	1.6%
	保険金・給付金関係 合計		4,058
その他	職員の態度・マナー	452	1.9%
	保険料控除	2,439	10.0%
	個人情報取扱関係	278	1.1%
	アフターサービス関係	1,870	7.7%
	その他	348	1.4%
その他 合計		5,387	22.1%
平成23年度合計		24,414	100.0%

※平成23年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命および日本興亜生命と、平成23年10月～平成24年3月のNKSJひまわり生命の数値を合算しています。

#### 苦情の定義

苦情とは、当社の事業活動全般に起因して、お客さまから不満足 of 表明をいただいたものをいいます。なお、お客さまからの直接的な申出に限らず、外部機関、代理店、代行会社等を経由して間接的に連絡が入ったものを含みます。  
(お客さまとは、当社との保険契約の有無を問わず、広く「消費者」「生活者」のことをいい、個人・法人の別を問いません。)

お客さまの声からの改善事例についてはP.26をご覧ください。



## Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

### ④ 契約者に対する情報提供の実態

P.51～53をご覧ください。

### ⑤ 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.51～53、P.55～56をご覧ください。

### ⑥ 営業職員・代理店教育・研修の概略

P.58をご覧ください。

### ⑦ 新規開発商品の状況

P.55～56、63をご覧ください。

### ⑧ 保険商品一覧

(1) 個人保険

① 主契約

商品名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、無配当終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金は無配当終身保険の解約返戻金と同水準になります。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらす、簡単な手続きだけでお申し込みが可能な終身保険です。
無配当定期保険	一定期間中での万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
遡増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保険金と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に準備します。お子様の教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。

商品名	保障内容の概要
無選択加入特則付 5年ごと利差配当付 個人年金保険	年金支払前の死亡保障を抑えて年金の受取額を大きくした生存保障重視型の個人年金保険です。将来設計にあわせて年金の受取期間等を選択できます。確定年金は一定期間確実に年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金は、年金支払に保証期間があり、生存されている限り一生涯年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金には年金の受取額が一定の定額型と、毎年増加していく逓増型があります。告知をせずに参加いただくことができます。
特定疾病前払式終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の状態になったとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払い込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険(自由設計型)	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとりの保障は継続し、その場合の保険料の払い込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
変額保険(終身型)	保険料は一定で保険金額が特別勘定の資産運用実績に基づき増減する保険で、一生涯保障が継続します。保険期間中に死亡された場合、基本保険金額と変動保険金額の合計額をお支払いします。運用実績にかかわらず基本保険金額は保証されます。特別勘定は3勘定(国際型・株式型・総合型)あり、自由に選択して組みあわせることができます。
5年ごと利差配当付こども保険	お子様の教育資金を計画的に準備できる保険です。お子様の入学時や成人式および保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。また、ご契約者様が万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます(A型の場合)。お子様の出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の状態になられたときに、保険金を一括してお支払いするので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険(2010)	がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院(外来治療)を保障します。診断給付金は2年に1回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院(外来治療)は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。
医療保険(08)	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる定期タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
限定告知型医療保険	告知いただく項目の範囲を従来商品より限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申し込みいただける保険です。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・所定の感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いし、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。

## Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

### ②保障をさらに充実させるための各種特約

特約名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
医療(08)用がん入院特約	がんによる入院を保障します。※
医療(08)用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。※
医療(08)用退院給付特約	1回の入院日数が20日以上入院後の退院を保障します。※
医療(08)用三大疾病入院一時金特約	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により入院された場合に一時金をお支払いします。※
医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。※
医療(08)用先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料をお支払額を通算して1,000万円まで保障します。※
医療(08)用がん診断給付特約	がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。※
医療(08)用がん外来治療給付特約	がんによる通院(外来治療)を保障します。※
医療(08)用手術追加給付特約	手術給付金の支払対象外の病気やケガで公的医療保険対象の所定の手術を受けられた場合、手術追加給付金をお支払いします。※
医療(08)用無事故割引特約	5年ごとに入院給付金のお支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。※
医療(08)用配偶者医療特約	配偶者の病気やケガによる入院・手術を保障します。※
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
がん先進医療特約	がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合にその技術料をお支払額を通算して1,000万円まで保障します。がん保険(2010)専用特約です。
がん死亡特約	がんによる死亡を保障します。がん保険(2010)専用特約です。
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院を保障します。がん保険(2010)専用特約です。
健康体料率特約	喫煙状況および健康状態等が当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。長期傷害保険専用特約です。
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。
特定疾病収入保障特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に年金支払期間(2年)中、毎月特定疾病年金をお支払いします。無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。

※医療保険(08)専用特約です。

### (2) 団体保険

商品名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対して低廉な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険(団体型)	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対して低廉な保険料で保障します。

## 9 情報システムに関する状況

### ◆情報システムに関する状況

当社では、お客様のニーズに合致した「優れた商品」「高品質のサービス」を提供するため、効果的なIT投資、システム開発を行っています。

### ◆2011年度の主な取り組み

2011年10月2社合併に向けてのシステム統合作業を進め完了しました。

今後も引き続きカスタマーセンター、ホームページ等のシステムにより一層の利便性向上を目指し、お客様サービスを高めるとともに、常にシステムを取り巻く環境の変化に即応し、新技術によるサービスの向上と経営の効率化に取り組んでまいります。

## 10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものと考えています。当社では、社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

## Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

### ● 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	平成19年度(末)	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)	平成23年度(末)
経常収益	270,735	260,182	258,426	269,332	331,593
経常利益	19,232	11,115	4,088	759	4,924
基礎利益	19,386	12,578	5,417	142	7,227
当期純利益または当期純損失(△)	10,578	5,867	1,315	△1,506	△9,829
資本金	17,250	17,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	1,035,988	1,073,052	1,122,133	1,187,254	1,809,210
うち特別勘定資産	14,948	12,448	15,200	14,950	15,146
責任準備金残高	954,945	987,198	1,032,371	1,097,361	1,689,139
貸付金残高	13,564	15,869	17,162	18,067	34,091
有価証券残高	960,980	993,085	1,030,306	1,083,552	1,672,594
ソルベンシー・マージン比率	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	1,449.5%
従業員数	1,081名	1,507名	1,777名	1,880名	2,751名
保有契約高	11,048,008	11,527,420	12,323,067	13,542,212	20,761,287
個人保険	9,015,789	9,447,946	10,404,936	11,573,277	17,375,330
個人年金保険	83,224	81,435	80,187	79,806	284,382
団体保険	1,948,995	1,998,038	1,837,943	1,889,128	3,101,574
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注)1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。そのため、平成19～22年度、平成23年度はそれぞれ異なる基準によって算出されています。なお、平成22年度末のソルベンシー・マージン比率の( )内の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

3. 従業員数は、出向受入者を含めた在籍者数を記載しています。



(ご参考)2社合算

(単位:百万円)

項 目	平成19年度(末)	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)	平成23年度(末)
経 常 収 益	362,964	358,600	359,981	385,380	395,288
経 常 利 益	20,507	11,227	6,204	1,830	4,225
基 礎 利 益	19,851	11,275	7,497	807	5,845
当期純利益または当期純損失(△)	10,579	5,247	1,867	△1,784	△11,105
資 本 金	37,250	37,250	37,250	37,250	17,250
発行済株式の総数	27,750千株	27,750千株	27,750千株	27,750千株	27,250千株
総 資 産	1,391,003	1,502,075	1,591,121	1,715,400	1,809,210
うち特別勘定資産	14,948	12,448	15,200	14,950	15,146
責 任 準 備 金 残 高	1,275,277	1,351,864	1,439,564	1,559,315	1,689,139
貸 付 金 残 高	24,241	28,389	30,925	32,949	34,091
有 価 証 券 残 高	1,248,875	1,314,250	1,408,918	1,507,240	1,672,594
ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	1,449.5%
損保ジャパンひまわり生命	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	—
日 本 興 亜 生 命	2,914.3%	2,947.5%	2,750.4%	2,596.3% (2,087.3%)	—
従 業 員 数	1,499名	1,979名	2,322名	2,509名	2,751名
保 有 契 約 高	15,909,625	16,546,880	17,629,993	19,219,202	20,761,287
個 人 保 険	12,650,582	13,257,334	14,409,398	15,922,220	17,375,330
個 人 年 金 保 険	295,631	286,155	277,364	279,100	284,382
団 体 保 険	2,963,411	3,003,390	2,943,229	3,017,881	3,101,574
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

※2社合算では、合併前の業績について、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

# V. 財産の状況

## ① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)		平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	
		金額	占率	金額	占率
(資産の部)			%		%
現金及び預貯金		39,395	3.3	42,764	2.4
現金		22		11	
預貯金		39,372		42,752	
有価証券		1,083,552	91.3	1,672,594	92.4
国債		644,873		1,126,262	
地方債		69,354		120,094	
社債		314,678		382,065	
株式		4,744		9,869	
外国証券		49,902		34,301	
貸付金		18,067	1.5	34,091	1.9
保険約款貸付		18,067		34,091	
有形固定資産		1,354	0.1	1,676	0.1
建物		603		801	
リース資産		644		619	
その他の有形固定資産		106		255	
無形固定資産		4,114	0.3	3,101	0.2
ソフトウェア		4,114		3,101	
代理店貸		143	0.0	137	0.0
再保険貸		1,480	0.1	1,467	0.1
その他資産		25,303	2.1	34,092	1.9
未収金		16,771		24,822	
前払費用		662		1,173	
未収収益		3,129		4,746	
預託金		3,411		2,851	
金融派生商品		31		96	
仮払金		1,265		365	
その他の資産		31		37	
繰延税金資産		13,871	1.2	19,343	1.1
貸倒引当金		△29	△0.0	△58	△0.0
資産の部合計		1,187,254	100.0	1,809,210	100.0

※平成22年度末の2社合算の数値をP.137に記載しています。

(単位:百万円)

科目	年度	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)		平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	
		金額	占率	金額	占率
(負債の部)			%		%
保険契約準備金		1,121,707	94.5	1,717,788	94.9
支払備金		22,017		24,615	
責任準備金		1,097,361		1,689,139	
契約者配当準備金		2,329		4,034	
代理店借		2,584	0.2	3,466	0.2
再保険借		1,231	0.1	1,248	0.1
その他負債		5,803	0.5	7,294	0.4
未払法人税等		37		43	
未払金		638		150	
未払費用		3,529		5,167	
預り金		94		194	
金融派生商品		58		120	
リース債務		688		687	
仮受金		756		931	
役員賞与引当金		—	—	24	0.0
退職給付引当金		941	0.1	1,718	0.1
役員退職慰労引当金		84	0.0	—	—
特別法上の準備金		923	0.1	1,881	0.1
価格変動準備金		923		1,881	
負債の部合計		1,133,276	95.5	1,733,423	95.8
(純資産の部)					
資本金		17,250	1.5	17,250	1.0
資本剰余金		10,000	0.8	30,000	1.7
資本準備金		10,000		10,000	
その他資本剰余金		—		20,000	
利益剰余金		25,777	2.2	15,958	0.9
その他利益剰余金		25,777		15,958	
保険業法施行規則附則 第10条積立金		325		325	
繰越利益剰余金		25,452		15,633	
株主資本合計		53,027	4.5	63,208	3.5
その他有価証券評価差額金		949	0.1	12,578	0.7
評価・換算差額等合計		949	0.1	12,578	0.7
純資産の部合計		53,977	4.5	75,786	4.2
負債及び純資産の部合計		1,187,254	100.0	1,809,210	100.0

# V. 財産の状況

## 注記事項 (貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年 3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年 3月31日現在)
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・リース資産以外の有形固定資産 定率法によっております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社が定める「資産査定取扱規程」及び「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性又は価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権又は重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定取扱規程」及び「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を行い、業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>② 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当年度末支給額を計上しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社が定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>② 退職給付引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、内規に基づく支給見積額を計上しております。 (追加情報) 当社は、役員報酬制度の見直しに伴い、当年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日企業会計基準委員会)に基づき、役員賞与引当金を計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 (追加情報) 当社は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を計上してはいましたが、平成23年6月開催の取締役会、株主総会および監査役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成23年9月開催の取締役会および監査役会において支給金額を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取り崩し、支給額の未払分については未払金に振り替えて表示しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金の計上方法 同左</p>

## 注記事項(貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)
<p>(8) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(9) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>(10) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。</p> <p>(11) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ・ 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・ 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>2. 会計方針の変更 (1) 資産除去債務に関する会計基準 当年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日企業会計基準委員会)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日企業会計基準委員会)を適用しております。これに伴い、預託金に計上している建物等の賃借契約に係る預託金が176百万円減少しております。また、経常利益が40百万円減少し、税引前当期純損失が176百万円増加しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 従来、消費税等の会計処理については税込方式によっておりましたが、親子会社間の会計処理の統一をはかるため、当年度より税抜方式に変更しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。</p> <p>3. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当社の保有する金融資産の内容及びそのリスクは以下のとおりであります。 ① 預貯金 当座預金、普通預金(決済性預金)等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p> <p>② 円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。</p>	<p>(8) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(9) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(10) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。</p> <p>(11) 責任準備金の積立方法 同左</p> <p>2. 会計上の変更、過去の誤謬の訂正 (追加情報) 当年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日企業会計基準委員会)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>3. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当社の保有する金融資産の内容及びそのリスクは以下のとおりであります。 ① 預貯金 同左</p> <p>② 円建債券 同左</p>



# V. 財産の状況

## 注記事項(貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)																																																																																																																																								
<p>③外貨建債券 当社では外貨建債券を一部保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。</p> <p>④株式 当社では特別勘定運用資産として株式を保有しているほか、一般勘定資産として取引先等の非上場株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクを有しております。</p> <p>⑤クレジット・デフォルト・スワップ(以下、CDS) 当社が保有する一部の債券について、その発行体の倒産等の理由によるデフォルト(債務不履行)リスクを回避するためにCDSを保有しております。 CDS取引は、対象債券の発行体の信用リスクの変動の影響を受けるほか、契約の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。</p> <p>⑥為替予約取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。 為替予約取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。</p> <p>⑦保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。</p> <p>⑧未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未収金の保険料及び団体保険に係る生命保険会社間の会社未収金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「リスク管理基本規程」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、当社では取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは独立した統合リスク管理部門としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しております。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項 平成23年3月31日における貸借対照表計上額及び時価、並びにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)現金及び預貯金</td> <td>39,395</td> <td>39,395</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  保険約款貸付</td> <td>18,067</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金(*1)</td> <td>△3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,063</td> <td>18,063</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3)有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ①売買目的有価証券</td> <td>13,405</td> <td>13,405</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  ②満期保有目的の債券</td> <td>866,218</td> <td>891,992</td> <td>25,774</td> </tr> <tr> <td>  ③その他有価証券</td> <td>203,928</td> <td>203,928</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,083,552</td> <td>1,109,327</td> <td>25,774</td> </tr> <tr> <td>(4)未収金</td> <td>16,771</td> <td>16,771</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  資産計</td> <td>1,157,782</td> <td>1,183,557</td> <td>25,774</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引(*2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>(25)</td> <td>(25)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  デリバティブ取引計</td> <td>(27)</td> <td>(27)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1)現金及び預貯金	39,395	39,395	—	(2)貸付金				保険約款貸付	18,067			貸倒引当金(*1)	△3				18,063	18,063	—	(3)有価証券				①売買目的有価証券	13,405	13,405	—	②満期保有目的の債券	866,218	891,992	25,774	③その他有価証券	203,928	203,928	—		1,083,552	1,109,327	25,774	(4)未収金	16,771	16,771	—	資産計	1,157,782	1,183,557	25,774	デリバティブ取引(*2)				ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—	ヘッジ会計が適用されているもの	(25)	(25)	—	デリバティブ取引計	(27)	(27)	—	<p>③外貨建債券 当社では外貨建債券を保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。</p> <p>④株式 当社では株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクを有しております。</p> <p>⑤為替予約取引 同左</p> <p>⑥保険約款貸付 同左</p> <p>⑦未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未収金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未収金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「リスク管理基本方針」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、当社では取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは独立した統合リスク管理部門としてリスク管理部を設置しております。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項 3月末日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)現金及び預貯金</td> <td>42,764</td> <td>42,764</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  保険約款貸付</td> <td>34,091</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金(*1)</td> <td>△10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>34,080</td> <td>34,080</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3)有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ①売買目的有価証券</td> <td>13,642</td> <td>13,642</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  ②満期保有目的の債券</td> <td>1,160,655</td> <td>1,227,648</td> <td>66,992</td> </tr> <tr> <td>  ③その他有価証券</td> <td>498,296</td> <td>498,296</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,672,594</td> <td>1,739,587</td> <td>66,992</td> </tr> <tr> <td>(4)未収金</td> <td>24,822</td> <td>24,822</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  資産計</td> <td>1,774,261</td> <td>1,841,254</td> <td>66,992</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引(*2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>(23)</td> <td>(23)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  デリバティブ取引計</td> <td>(23)</td> <td>(23)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1)現金及び預貯金	42,764	42,764	—	(2)貸付金				保険約款貸付	34,091			貸倒引当金(*1)	△10				34,080	34,080	—	(3)有価証券				①売買目的有価証券	13,642	13,642	—	②満期保有目的の債券	1,160,655	1,227,648	66,992	③その他有価証券	498,296	498,296	—		1,672,594	1,739,587	66,992	(4)未収金	24,822	24,822	—	資産計	1,774,261	1,841,254	66,992	デリバティブ取引(*2)				ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	ヘッジ会計が適用されているもの	(23)	(23)	—	デリバティブ取引計	(23)	(23)	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																						
(1)現金及び預貯金	39,395	39,395	—																																																																																																																																						
(2)貸付金																																																																																																																																									
保険約款貸付	18,067																																																																																																																																								
貸倒引当金(*1)	△3																																																																																																																																								
	18,063	18,063	—																																																																																																																																						
(3)有価証券																																																																																																																																									
①売買目的有価証券	13,405	13,405	—																																																																																																																																						
②満期保有目的の債券	866,218	891,992	25,774																																																																																																																																						
③その他有価証券	203,928	203,928	—																																																																																																																																						
	1,083,552	1,109,327	25,774																																																																																																																																						
(4)未収金	16,771	16,771	—																																																																																																																																						
資産計	1,157,782	1,183,557	25,774																																																																																																																																						
デリバティブ取引(*2)																																																																																																																																									
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—																																																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されているもの	(25)	(25)	—																																																																																																																																						
デリバティブ取引計	(27)	(27)	—																																																																																																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																						
(1)現金及び預貯金	42,764	42,764	—																																																																																																																																						
(2)貸付金																																																																																																																																									
保険約款貸付	34,091																																																																																																																																								
貸倒引当金(*1)	△10																																																																																																																																								
	34,080	34,080	—																																																																																																																																						
(3)有価証券																																																																																																																																									
①売買目的有価証券	13,642	13,642	—																																																																																																																																						
②満期保有目的の債券	1,160,655	1,227,648	66,992																																																																																																																																						
③その他有価証券	498,296	498,296	—																																																																																																																																						
	1,672,594	1,739,587	66,992																																																																																																																																						
(4)未収金	24,822	24,822	—																																																																																																																																						
資産計	1,774,261	1,841,254	66,992																																																																																																																																						
デリバティブ取引(*2)																																																																																																																																									
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されているもの	(23)	(23)	—																																																																																																																																						
デリバティブ取引計	(23)	(23)	—																																																																																																																																						

## 注記事項(貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)																																																																																						
<p>(※1) 保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金であります。 (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。</p> <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項</p> <p>資産</p> <p>(1) 現金及び預貯金 預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については3月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 貸付金 保険約款貸付 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3) 有価証券 有価証券については3月末日の市場価格等によっております。 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券 特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は501百万円であります。</p> <p>② 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額及び時価、並びにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>501,992</td> <td>521,018</td> <td>19,025</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>245,665</td> <td>253,706</td> <td>8,040</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>25,554</td> <td>26,176</td> <td>621</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>773,213</td> <td>800,900</td> <td>27,687</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>72,716</td> <td>71,119</td> <td>△1,597</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>13,288</td> <td>12,973</td> <td>△314</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>7,000</td> <td>6,998</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>93,005</td> <td>91,092</td> <td>△1,913</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>866,218</td> <td>891,992</td> <td>25,774</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ その他有価証券 その他有価証券の当年度中の売却額は38,861百万円であり、売却益の合計額は582百万円、売却損の合計額は334百万円あります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価及び貸借対照表計上額、並びにこれらの差額については次のとおりであります。</p>		種類	貸借対照表計上額	時価	差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	501,992	521,018	19,025	(2) 社債	245,665	253,706	8,040	(3) その他	25,554	26,176	621	小計	773,213	800,900	27,687	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	72,716	71,119	△1,597	(2) 社債	13,288	12,973	△314	(3) その他	7,000	6,998	△1	小計	93,005	91,092	△1,913	合計	866,218	891,992	25,774	<p>(※1) 保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。 (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。</p> <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項</p> <p>資産</p> <p>(1) 現金及び預貯金 同左</p> <p>(2) 貸付金 保険約款貸付 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。</p> <p>(3) 有価証券 有価証券については3月末日の市場価格等によっております。 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券 特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は333百万円であります。</p> <p>② 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>871,143</td> <td>929,200</td> <td>58,057</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>237,625</td> <td>247,880</td> <td>10,254</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>10,195</td> <td>10,393</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,118,964</td> <td>1,187,474</td> <td>68,509</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>39,191</td> <td>37,700</td> <td>△1,490</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>2,500</td> <td>2,473</td> <td>△26</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>41,691</td> <td>40,174</td> <td>△1,516</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,160,655</td> <td>1,227,648</td> <td>66,992</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ その他有価証券 その他有価証券の当年度中の売却額は16,717百万円であり、売却益の合計額は784百万円、売却損の合計額は455百万円あります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。</p>		種類	貸借対照表計上額	時価	差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	871,143	929,200	58,057	(2) 社債	237,625	247,880	10,254	(3) その他	10,195	10,393	197	小計	1,118,964	1,187,474	68,509	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	39,191	37,700	△1,490	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	2,500	2,473	△26	小計	41,691	40,174	△1,516	合計	1,160,655	1,227,648	66,992
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																			
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	501,992	521,018	19,025																																																																																			
	(2) 社債	245,665	253,706	8,040																																																																																			
	(3) その他	25,554	26,176	621																																																																																			
	小計	773,213	800,900	27,687																																																																																			
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	72,716	71,119	△1,597																																																																																			
	(2) 社債	13,288	12,973	△314																																																																																			
	(3) その他	7,000	6,998	△1																																																																																			
	小計	93,005	91,092	△1,913																																																																																			
合計	866,218	891,992	25,774																																																																																				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																			
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	871,143	929,200	58,057																																																																																			
	(2) 社債	237,625	247,880	10,254																																																																																			
	(3) その他	10,195	10,393	197																																																																																			
	小計	1,118,964	1,187,474	68,509																																																																																			
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	39,191	37,700	△1,490																																																																																			
	(2) 社債	—	—	—																																																																																			
	(3) その他	2,500	2,473	△26																																																																																			
	小計	41,691	40,174	△1,516																																																																																			
合計	1,160,655	1,227,648	66,992																																																																																				

# V. 財産の状況

## 注記事項 (貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)					平成23年度末 (平成24年3月31日現在)				
(単位:百万円)					(単位:百万円)				
	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額		種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—	貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの	(1) 株式	2,034	5,005	2,971
	(2) 債券	132,269	135,251	2,981		(2) 債券	458,637	475,275	16,637
	①国債・地方債等	94,439	96,373	1,934		①国債・地方債等	321,819	332,869	11,050
	②社債	30,786	31,638	851		②社債	120,562	124,905	4,342
	③その他	7,043	7,239	195		③その他	16,255	17,500	1,244
(3) その他	—	—	—	(3) その他	—	—	—	—	
	小計	132,269	135,251	2,981		小計	460,672	480,280	19,608
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—	貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	70,169	68,677	△1,492		(2) 債券	19,447	18,015	△1,432
	①国債・地方債等	40,404	39,787	△616		①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	22,809	22,340	△468		②社債	18,947	17,585	△1,361
	③その他	6,956	6,548	△407		③その他	500	429	△70
(3) その他	—	—	—	(3) その他	—	—	—	—	
	小計	70,169	68,677	△1,492		小計	19,447	18,015	△1,432
	合計	202,439	203,928	1,489		合計	480,119	498,296	18,176

④当年度において、信用状態が悪化した企業の発行する社債 4,000 百万円について、満期保有目的の債券からその他有価証券への保有目的区分の変更を行っております。

④当年度中に、債券の発行者の信用状態の著しい悪化および当社の合併に伴い、債券の保有目的区分の見直しを行ったことにより、満期保有目的の債券 86,105 百万円をその他有価証券に区分変更しております。  
この結果、有価証券が 1,393 百万円増加し、繰延税金資産が 429 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 964 百万円増加しております。  
なお、保有目的を変更した債券のうち 100 百万円を当会計年度中に売却しており、これにより売却損 26 百万円を計上しております。

(4) 未収金  
未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金、保険料及び団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金、保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 未収金  
未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金、保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金、保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引  
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

デリバティブ取引  
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当ありません。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価 (*2)	評価損益 (*2)
		うち1年超			
市場取引 以外の 取引	クレジット・ デフォルト・ スワップ	1,000	—	△1 (*1)	△1 (*1)
	合計	1,000	—	△1	△1

(\*1) CDSの時価及び評価損益は、決算基準日においてCDSを解約した場合に生じると予想される清算金額 (みなし決済金額) を記載しております。  
(\*2) 時価及び評価損益の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

注記事項(貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)							平成23年度末 (平成24年3月31日現在)								
為替予約取引 (単位:百万円)							為替予約取引 (単位:百万円)								
ヘッジ 会計 の方法	デリバティブ 取引の 種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	時価の 算定方法	ヘッジ 会計 の方法	デリバティブ 取引の 種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	時価の 算定方法		
				うち1年超							うち1年超				
時価 ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円)	その他 有価証券	7,570	—	△25	先物為替 相場に よって おります。	時価 ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円)	その他 有価証券	7,482	—	△23	先物為替 相場に よって おります。		
合計			7,570	—	△25		合計			7,482	—	△23			
(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)③その他有価証券」には含まれておりません。							(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)③その他有価証券」には含まれておりません。								
(単位:百万円)							(単位:百万円)								
区分		貸借対照表計上額					区分		貸借対照表計上額						
非上場株式(*)		0					非上場株式(*)		0						
(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。							(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。								
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)							(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)								
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超			1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	39,395	—	—	—	—	—	—	現金及び預貯金	42,764	—	—	—	—	—	—
有価証券	82,799	79,629	107,251	38,440	32,065	721,606	有価証券	80,116	109,351	43,440	40,665	44,094	1,306,651		
満期保有目的の債券	51,699	77,239	107,251	36,940	28,665	559,277	満期保有目的の債券	53,639	85,631	33,040	27,865	29,894	923,173		
その他有価証券のうち満期があるもの	31,100	2,390	—	1,500	3,400	162,329	その他有価証券のうち満期があるもの	26,477	23,720	10,400	12,800	14,200	383,478		
未収金	16,771	—	—	—	—	—	未収金	24,822	—	—	—	—	—		
合計	138,965	79,629	107,251	38,440	32,065	721,606	合計	147,702	109,351	43,440	40,665	44,094	1,306,651		
(*) 1 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載していません。							(*) 1 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載していません。								
(*) 2 外貨建債券については、期末日を替レートで換算した金額を償還額として記載しております。							(*) 2 外貨建債券については、期末日を替レートで換算した金額を償還額として記載しております。								
4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は 33 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。							4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。								
(1) 貸付金のうち、延滞債権額は 31 百万円であり、破綻先債権額は 0 百万円です。															
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。															
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。															
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1 百万円であり、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。															
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。															
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 0 百万円であり、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。															
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。															



# V. 財産の状況

## 注記事項 (貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)
5. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,123 百万円であります。	5. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,537 百万円であります。
6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、14,950 百万円です。なお、負債の額も同額であります。	6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、15,146 百万円です。なお、負債の額も同額であります。
7. 関係会社に対する金銭債権の総額は 287 百万円、金銭債務の総額は 273 百万円です。	7. 関係会社に対する金銭債権の総額は 0 百万円であり、金銭債務は該当がありません。
8. 繰延税金資産の総額は 14,470 百万円、繰延税金負債の総額は 539 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は 59 百万円です。  繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 9,756 百万円、無形固定資産 3,054 百万円、退職給付引当金 340 百万円、価格変動準備金 334 百万円です。  繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 539 百万円です。  当年度における法定実効税率は 36.21 % であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目 11.8 %、住民税均等割 4.0 % であります。	8. 繰延税金資産の総額は 25,018 百万円、繰延税金負債の総額は 5,598 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は 77 百万円です。  繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 16,503 百万円、無形固定資産 6,247 百万円、退職給付引当金 530 百万円、価格変動準備金 579 百万円です。  繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 5,598 百万円です。  当年度における法定実効税率は 36.2 % であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目 △2.3 %、住民税均等割 △0.9 %、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 △40.0 % であります。
9. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。	9. 法人税率の変更等による影響 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率 36.2 % は、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては 33.3%、平成27年4月1日以降のものについては 30.8 % にそれぞれ変更となります。この変更により、繰延税金資産は 2,681 百万円減少し、法人税等調整額および当期純損失は 3,665 百万円増加しております。
10. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 前年度末現在高 2,325 百万円 当年度契約者配当金支払額 1,702 百万円 利息による増加等 0 百万円 契約者配当準備金繰入額 1,706 百万円 当年度末現在高 2,329 百万円	10. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。
11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 414 百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 2,178 百万円です。	11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 2,329 百万円 当年度契約者配当金支払額 2,253 百万円 利息による増加等 1 百万円 合併による増加 1,390 百万円 契約者配当準備金繰入額 2,566 百万円 当年度末現在高 4,034 百万円
12. 1株当たりの純資産額は 1,980 円 83 銭であります。	12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 493 百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 2,462 百万円です。
13. 外貨建資産の額は 17,482 百万円です。(主な外貨額 189 百万米ドル、8 百万ユーロ) 外貨建負債の額は 1 百万円です。(外貨額 0 百万米ドル)	13. 1株当たりの純資産額は 2,781 円 16 銭であります。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 2,843 百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	14. 外貨建資産の額は 20,813 百万円です。(主な外貨額 208 百万米ドル、25 百万ユーロ) 外貨建負債の額は 0 百万円です。(外貨額 0 百万米ドル)
	15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 3,924 百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。



## 注記事項(貸借対照表関係)

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)																																																																		
<p>15. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△1,083 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">△1,083 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">141 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">△941 百万円</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△941 百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>数理計算上の差異の処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>過去勤務債務の額の処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理</td> <td></td> </tr> </table>	イ	退職給付債務	△1,083 百万円	ロ	年金資産	- 百万円	ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,083 百万円	ニ	未認識数理計算上の差異	141 百万円	ホ	未認識過去勤務債務	0 百万円	ヘ	貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△941 百万円	ト	前払年金費用	- 百万円	チ	退職給付引当金	△941 百万円	イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ	割引率	1.5%	ハ	数理計算上の差異の処理方法			発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理		ニ	過去勤務債務の額の処理方法			発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理		<p>16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)退職給付債務およびその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△1,997 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">△1,997 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">278 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">△1,718 百万円</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,718 百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎 同左</p> <p>17. 当社は、平成23年10月1日に日本興亜生命保険株式会社と合併し、以下のとおり「共通支配下の取引」として会計処理しております。</p> <p>(1)結合当事企業の名称および事業の内容 (結合企業) ①企業の名称:損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ②事業の内容:生命保険事業 (被結合企業) ①企業の名称:日本興亜生命保険株式会社 ②事業の内容:生命保険事業</p> <p>(2)企業結合の法的形式 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>(3)結合後企業の名称 N K S J ひまわり生命保険株式会社</p> <p>(4)取引の目的を含む取引の概要 当社および日本興亜生命保険株式会社は、N K S J グループにおいて国内損害保険事業に次ぐ収益の柱である生命保険事業を担う戦略的子会社として、その経営基盤をさらに強固なものとし、両社の特色や強みを活かして成長を加速させることを目的として、平成23年10月1日付でN K S J ホールディングス株式会社の直接子会社となり、同日付で合併いたしました。</p> <p>(5)実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日企業会計基準委員会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日企業会計基準委員会)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。</p> <p>18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ	退職給付債務	△1,997 百万円	ロ	年金資産	- 百万円	ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,997 百万円	ニ	未認識数理計算上の差異	278 百万円	ホ	未認識過去勤務債務	- 百万円	ヘ	貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△1,718 百万円	ト	前払年金費用	- 百万円	チ	退職給付引当金	△1,718 百万円
イ	退職給付債務	△1,083 百万円																																																																	
ロ	年金資産	- 百万円																																																																	
ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,083 百万円																																																																	
ニ	未認識数理計算上の差異	141 百万円																																																																	
ホ	未認識過去勤務債務	0 百万円																																																																	
ヘ	貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△941 百万円																																																																	
ト	前払年金費用	- 百万円																																																																	
チ	退職給付引当金	△941 百万円																																																																	
イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																	
ロ	割引率	1.5%																																																																	
ハ	数理計算上の差異の処理方法																																																																		
	発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理																																																																		
ニ	過去勤務債務の額の処理方法																																																																		
	発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理																																																																		
イ	退職給付債務	△1,997 百万円																																																																	
ロ	年金資産	- 百万円																																																																	
ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,997 百万円																																																																	
ニ	未認識数理計算上の差異	278 百万円																																																																	
ホ	未認識過去勤務債務	- 百万円																																																																	
ヘ	貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△1,718 百万円																																																																	
ト	前払年金費用	- 百万円																																																																	
チ	退職給付引当金	△1,718 百万円																																																																	
<p>16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>																																																																		

# V. 財産の状況

## ② 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)		平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
経常収益		269,332	100.0%	331,593	100.0%
保険料等収入		249,462	92.6	303,151	91.4
保険料		244,911		299,417	
再保険収入		4,550		3,733	
資産運用収益		19,710	7.3	26,704	8.1
利息及び配当金等収入		19,127		25,566	
預貯金利息		—		0	
有価証券利息・配当金		18,486		24,670	
貸付金利息		632		889	
その他利息配当金		8		5	
有価証券売却益		582		784	
特別勘定資産運用益		—		353	
その他経常収益		159	0.1	1,738	0.5
年金特約取扱受入金		50		367	
保険金据置受入金		83		747	
支払備金戻入額		—		549	
その他の経常収益		24		73	
経常費用		268,572	99.7	326,669	98.5
保険金等支払金		138,884	51.6	154,268	46.5
保険金		22,970		28,201	
年金		1,050		1,687	
給付金		24,057		26,359	
解約返戻金		85,253		92,132	
その他返戻金		977		1,024	
再保険料		4,575		4,862	
責任準備金等繰入額		66,851	24.8	96,414	29.1
支払備金繰入額		1,861		—	
責任準備金繰入額		64,990		96,413	
契約者配当金積立利息繰入額		0		1	
資産運用費用		853	0.3	644	0.2
支払利息		60		90	
有価証券売却損		334		455	
金融派生商品費用		34		32	
為替差損		13		1	
貸倒引当金繰入額		—		31	
その他運用費用		31		32	
特別勘定資産運用損		379		—	
事業費用		59,332	22.0	71,147	21.5
その他経常費用		2,651	1.0	4,193	1.3
保険金据置支払金		38		626	
税金		972		1,329	
減価償却費		1,269		1,771	
退職給付引当金繰入額		301		365	
その他の経常費用		69		99	
経常利益		759	0.3	4,924	1.5

(単位:百万円)

科目	年度	平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)		平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
特別利益		10	0.0%	—	—%
その他特別利益		10		—	
特別損失		940	0.3	11,526	3.5
固定資産等処分損		17		18	
特別法上の準備金繰入額		129		278	
価格変動準備金繰入額		129		278	
その他特別損失		794		11,228	
契約者配当準備金繰入額		1,706	0.6	2,566	0.8
税引前当期純損失(△)		△1,876	△0.7	△9,168	△2.8
法人税及び住民税		374	0.1	152	0.0
法人税等調整額		△744	△0.3	509	0.2
法人税等合計		△370	△0.1	661	0.2
当期純損失(△)		△1,506	△0.6	△9,829	△3.0

※2社合算の数値をP.138に記載しています。

注記事項(損益計算書関係)

平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)																																
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は12百万円、費用の総額は1,727百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券582百万円であります。有価証券売却損は外国証券1百万円、国債333百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の内額は238百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の内額は96百万円であります。</p> <p>4. 金融派生商品費用には、評価益が25百万円含まれております。</p> <p>5. その他特別利益は、貸倒引当金戻入額10百万円であります。</p> <p>6. その他特別損失は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額136百万円、日本興亜生命保険株式会社との合併に向けた準備費用652百万円および東日本大震災の関連費用5百万円であります。</p> <p>7. 1株当たりの当期純損失の内額は、55円27銭であります。</p> <p>8. 退職給付費用の内額は、439百万円であります。なお、その内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td>277百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 小計</td> <td>301百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 確定拠出年金への掛金支払額等</td> <td>137百万円</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付費用</td> <td>439百万円</td> </tr> </table> <p>なお、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。</p> <p>9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ 勤務費用	277百万円	ロ 利息費用	10百万円	ハ 期待運用収益	—百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	12百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	0百万円	ヘ 小計	301百万円	ト 確定拠出年金への掛金支払額等	137百万円	チ 退職給付費用	439百万円	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は8百万円、費用の総額は949百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は株式511百万円、国債等債券272百万円であります。有価証券売却損は国債等債券455百万円であります。</p> <p>3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の内額は78百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の内額は181百万円であります。</p> <p>4. 金融派生商品費用には、評価損が35百万円含まれております。</p> <p>5. その他特別損失は、日本興亜生命保険株式会社との合併関連費用11,115百万円および東日本大震災の関連費用113百万円であります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純損失の内額は、360円72銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の内額は、528百万円であります。なお、その内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td>332百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 小計</td> <td>365百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 確定拠出年金への掛金支払額等</td> <td>163百万円</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付費用</td> <td>528百万円</td> </tr> </table> <p>なお、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。</p> <p>8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ 勤務費用	332百万円	ロ 利息費用	18百万円	ハ 期待運用収益	—百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	14百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	0百万円	ヘ 小計	365百万円	ト 確定拠出年金への掛金支払額等	163百万円	チ 退職給付費用	528百万円
イ 勤務費用	277百万円																																
ロ 利息費用	10百万円																																
ハ 期待運用収益	—百万円																																
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	12百万円																																
ホ 過去勤務債務の費用処理額	0百万円																																
ヘ 小計	301百万円																																
ト 確定拠出年金への掛金支払額等	137百万円																																
チ 退職給付費用	439百万円																																
イ 勤務費用	332百万円																																
ロ 利息費用	18百万円																																
ハ 期待運用収益	—百万円																																
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	14百万円																																
ホ 過去勤務債務の費用処理額	0百万円																																
ヘ 小計	365百万円																																
ト 確定拠出年金への掛金支払額等	163百万円																																
チ 退職給付費用	528百万円																																

## V.財産の状況

## ③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	平成22年度 〔平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで〕	平成23年度 〔平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで〕
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益 (△は損失)	△1,876	△9,168
減価償却費	1,269	1,771
支払備金の増減額 (△は減少)	1,861	△549
責任準備金の増減額 (△は減少)	64,990	96,413
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	1
契約者配当準備金繰入額	1,706	2,566
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△65	22
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	24
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	278	312
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	38	△84
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	129	278
利息及び配当金等収入	△19,127	△25,566
有価証券関係損益 (△は益)	164	△657
支払利息	60	90
為替差損益 (△は益)	△1	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	17	20
代理店貸の増減額 (△は増加)	30	13
再保険貸の増減額 (△は増加)	△273	67
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△1,852	3,332
代理店借の増減額 (△は減少)	993	△171
再保険借の増減額 (△は減少)	26	△145
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△1,745	△1,064
その他	3,439	3,882
小 計	50,062	71,390
利息及び配当金等の受取額	19,361	25,869
利息の支払額	△60	△90
契約者配当金の支払額	△1,702	△2,253
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,365	696
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>66,294</b>	<b>95,612</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△170,137	△215,168
有価証券の売却・償還による収入	115,557	108,949
貸付けによる支出	△6,574	△7,135
貸付金の回収による収入	3,066	3,573
その他	350	50
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△57,737 ( 8,557 )	△109,730 ( △14,117 )
有形固定資産の取得による支出	△188	△711
その他	△1,748	599
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△59,674</b>	<b>△109,841</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
その他	△215	△260
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△215</b>	<b>△260</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,406	△14,489
現金及び現金同等物期首残高	32,988	39,395
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	17,859
現金及び現金同等物期末残高	39,395	42,764

## 注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)																								
<p>1. 現金及び現金同等物の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない短期投資を計上しております。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">39,395</td> </tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を越える定期預金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">39,395</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	科目	金額	現金及び預貯金	39,395	うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	-	現金及び現金同等物	39,395	<p>1. 現金及び現金同等物の範囲 同左</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">42,764</td> </tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を越える定期預金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">42,764</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 重要な非資金取引の内容 当年度に合併した日本興亜生命保険株式会社より引き継いだ資産および負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>資産</td> <td style="text-align: right;">529,874 百万円</td> </tr> <tr> <td>  (うち有価証券)</td> <td style="text-align: right;">(474,460 百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">504,865 百万円</td> </tr> <tr> <td>  (うち保険契約準備金)</td> <td style="text-align: right;">(499,902 百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	科目	金額	現金及び預貯金	42,764	うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	-	現金及び現金同等物	42,764	資産	529,874 百万円	(うち有価証券)	(474,460 百万円)	負債	504,865 百万円	(うち保険契約準備金)	(499,902 百万円)
科目	金額																								
現金及び預貯金	39,395																								
うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	-																								
現金及び現金同等物	39,395																								
科目	金額																								
現金及び預貯金	42,764																								
うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	-																								
現金及び現金同等物	42,764																								
資産	529,874 百万円																								
(うち有価証券)	(474,460 百万円)																								
負債	504,865 百万円																								
(うち保険契約準備金)	(499,902 百万円)																								



## V. 財産の状況

## ④ 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成22年度	平成23年度
		〔平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで〕	〔平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで〕
株主資本			
資本金			
当期首残高		17,250	17,250
当期末残高		17,250	17,250
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		10,000	10,000
当期末残高		10,000	10,000
その他資本剰余金			
当期首残高		—	—
当期変動額			
合併による増加		—	20,000
当期変動額合計		—	20,000
当期末残高		—	20,000
資本剰余金合計			
当期首残高		10,000	10,000
当期変動額			
合併による増加		—	20,000
当期変動額合計		—	20,000
当期末残高		10,000	30,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
保険業法施行規則附則第10条積立金			
当期首残高		325	325
当期末残高		325	325
繰越利益剰余金			
当期首残高		26,958	25,452
当期変動額			
当期純損失(△)		△1,506	△9,829
合併による増加		—	10
当期変動額合計		△1,506	△9,819
当期末残高		25,452	15,633
利益剰余金合計			
当期首残高		27,283	25,777
当期変動額			
当期純損失(△)		△1,506	△9,829
合併による増加		—	10
当期変動額合計		△1,506	△9,819
当期末残高		25,777	15,958
株主資本合計			
当期首残高		54,533	53,027
当期変動額			
当期純損失(△)		△1,506	△9,829
合併による増加		—	20,010
当期変動額合計		△1,506	10,180
当期末残高		53,027	63,208

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成22年度	平成23年度
		〔平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで〕	〔平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで〕
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高		882	949
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		67	11,628
当期変動額合計		67	11,628
当期末残高		949	12,578
<b>評価・換算差額等合計</b>			
当期首残高		882	949
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		67	11,628
当期変動額合計		67	11,628
当期末残高		949	12,578
<b>純資産合計</b>			
当期首残高		55,416	53,977
当期変動額			
当期純損失(△)		△1,506	△9,829
合併による増加		—	20,010
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		67	11,628
当期変動額合計		△1,438	21,808
当期末残高		53,977	75,786

**注記事項**(株主資本等変動計算書関係)

平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)																																																																						
<p>1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位:千株)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前年度末 株式数</th> <th>当年度増加 株式数</th> <th>当年度減少 株式数</th> <th>当年度末 株式数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行済株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  普通株式</td> <td>27,250</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>  合 計</td> <td>27,250</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  普通株式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  合 計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		前年度末 株式数	当年度増加 株式数	当年度減少 株式数	当年度末 株式数	発行済株式					普通株式	27,250	—	—	27,250	合 計	27,250	—	—	27,250	自己株式					普通株式	—	—	—	—	合 計	—	—	—	—	<p>1. 当年度から、保険業法施行規則の改正に伴い、従来、前期末残高として表示していたものを当期首残高として表示しております。</p> <p>2. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(単位:千株)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当期首 株式数</th> <th>当期 増加株式数</th> <th>当期 減少株式数</th> <th>当期末 株式数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行済株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  普通株式</td> <td>27,250</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>  合 計</td> <td>27,250</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  普通株式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  合 計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数	発行済株式					普通株式	27,250	—	—	27,250	合 計	27,250	—	—	27,250	自己株式					普通株式	—	—	—	—	合 計	—	—	—	—
	前年度末 株式数	当年度増加 株式数	当年度減少 株式数	当年度末 株式数																																																																			
発行済株式																																																																							
普通株式	27,250	—	—	27,250																																																																			
合 計	27,250	—	—	27,250																																																																			
自己株式																																																																							
普通株式	—	—	—	—																																																																			
合 計	—	—	—	—																																																																			
	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数																																																																			
発行済株式																																																																							
普通株式	27,250	—	—	27,250																																																																			
合 計	27,250	—	—	27,250																																																																			
自己株式																																																																							
普通株式	—	—	—	—																																																																			
合 計	—	—	—	—																																																																			
<p>2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。</p> <p>3. 配当金支払額 該当する事項はありません。</p> <p>4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>3. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。</p> <p>4. 配当金支払額 該当する事項はありません。</p> <p>5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>																																																																						

## V. 財産の状況

### 5 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	31	—
危険債権	—	—
要管理債権	1	—
小計 (対合計比)	33 ( 0.2% )	— ( — )
正常債権	18,300	34,593
合計	18,334	34,593

- (注)1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1および注2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(注1および注2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

### 6 リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額 ①	—	—
延滞債権額 ②	31	—
3か月以上延滞債権額 ③	1	—
貸付条件緩和債権額 ④	—	—
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	33 ( 0.2% )	— ( — )

- (注)1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法などによる手続き申し立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申し立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

### 7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## ⑧ 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	153,831	199,339
資本金等	53,027	63,208
価格変動準備金	923	1,881
危険準備金	14,939	22,677
一般貸倒引当金	7	19
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	1,340	16,358
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	74,145	112,359
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△5,219	△24,430
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	14,667	7,264
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	18,683	27,502
保険リスク相当額 $R_1$	7,114	11,109
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	3,966	5,625
予定利率リスク相当額 $R_2$	7,388	8,084
最低保証リスク相当額 $R_7$	323	337
資産運用リスク相当額 $R_3$	6,692	12,447
経営管理リスク相当額 $R_4$	509	752
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,646.7%	1,449.5%

(注)1. 平成23年度末の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条、第190条、および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

3. 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成23年金融庁告示第25号第1項第1号の規定、「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額」は同告示第1項第3号の規定に基づいて算出しています。

(参考) 実質資産負債差額

(単位:百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	1,212,488	1,875,761
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	1,042,153	1,590,303
実質資産負債差額 (1) - (2) = (3)	170,334	285,458

(注) 上記は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。なお、実質資産負債差額から満期保有目的債券に係る時価評価額と帳簿価額の差額を控除した額は、平成23年度末218,465百万円(平成22年度末144,560百万円)です。

## V. 財産の状況

旧基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	159,904
資本金等	53,027
価格変動準備金	923
危険準備金	14,939
一般貸倒引当金	7
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,340
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	74,145
持込資本金等	—
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	15,520
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	13,898
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	7,114
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	3,966
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	3,217
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	329
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	4,202
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	376
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,300.9%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条、第190条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

### 9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	13,405	△501	13,642	333



②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿額	時価	差損益		帳簿額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
満期保有目的の債券	866,218	891,992	25,774	27,687	1,913	1,160,655	1,227,648	66,992	68,509	1,516
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	202,439	203,928	1,489	2,981	1,492	480,119	498,296	18,176	19,608	1,432
公 社 債	188,439	190,140	1,701	2,785	1,084	461,329	475,361	14,031	15,392	1,361
株 式	—	—	—	—	—	2,034	5,005	2,971	2,971	—
外 国 証 券	14,000	13,788	△211	195	407	16,755	17,929	1,174	1,244	70
公 社 債	14,000	13,788	△211	195	407	16,755	17,929	1,174	1,244	70
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,068,657	1,095,921	27,263	30,669	3,405	1,640,775	1,725,944	85,169	88,118	2,949
公 社 債	1,022,102	1,048,958	26,856	29,852	2,996	1,609,290	1,690,143	80,852	83,705	2,852
株 式	—	—	—	—	—	2,034	5,005	2,971	2,971	—
外 国 証 券	46,555	46,962	407	816	408	29,451	30,796	1,345	1,442	96
公 社 債	46,555	46,962	407	816	408	29,451	30,796	1,345	1,442	96
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末			平成23年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	773,213	800,900	27,687	1,118,964	1,187,474	68,509
公社債	747,658	774,724	27,066	1,108,769	1,177,081	68,312
外国証券	25,554	26,176	621	10,195	10,393	197
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	93,005	91,092	△1,913	41,691	40,174	△1,516
公社債	86,005	84,093	△1,911	39,191	37,700	△1,490
外国証券	7,000	6,998	△1	2,500	2,473	△26
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

## V. 財産の状況

○その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末			平成23年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	132,269	135,251	2,981	460,672	480,280	19,608
株式	—	—	—	2,034	5,005	2,971
公社債	125,225	128,011	2,785	442,382	457,775	15,392
外国証券	7,043	7,239	195	16,255	17,500	1,244
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	70,169	68,677	△1,492	19,447	18,015	△1,432
株式	—	—	—	—	—	—
公社債	63,213	62,128	△1,084	18,947	17,585	△1,361
外国証券	6,956	6,548	△407	500	429	△70
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
合 計	0	0

## (2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

## (3) デリバティブ取引の時価情報

## ① 定性的情報

## 1. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引とクレジット・デフォルト・スワップ取引です。

## 2. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

## 3. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

クレジット・デフォルト・スワップ取引は、当社が保有する債券の発行体が倒産等により契約不履行になるデフォルトリスクをヘッジするために活用しています。

## 4. リスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク及び取引相手の信用リスクがあります。当社では、為替予約取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。クレジット・デフォルト・スワップ取引には、対象資産の信用リスク及び取引相手の信用リスクがあります。上記の通り、当社ではクレジット・デフォルト・スワップ取引を、保有する債券のデフォルトリスクのヘッジのためにのみ行っており、対象資産の信用リスクはありません。

また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

## 5. リスク管理体制

当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

## 6. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

## ②定量的情報

## 1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△23	—	—	—	△23
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合計	—	△23	—	—	—	△23

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△23百万円)は、損益計算書に計上されています。

## 2. ヘッジ会計が適用されていないもの

- 金利関連  
該当ありません。
- 通貨関連  
該当ありません。
- 株式関連  
該当ありません。
- 債券関連  
該当ありません。
- その他

(単位:百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション売	—	—	—	—	—	—	—	
	プロテクション買	1,000	—	△1	△1	—	—	—	
	合計				△1			—	

## 3. ヘッジ会計が適用されているもの

- 金利関連  
該当ありません。
- 通貨関連  
(平成22年度末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	その他有価証券	7,570	—	△25
	合計				△25

(平成23年度末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	その他有価証券	7,482	—	△23
	合計				△23

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

## V. 財産の状況

- 株式関連  
該当ありません。
- 債券関連  
該当ありません。
- その他  
該当ありません。

### ⑩ 経常利益等の明細 (基礎利益)

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
基礎利益 A	142	7,227
キャピタル収益	582	784
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	582	784
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	382	489
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	334	455
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	34	32
為替差損	13	1
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	200	294
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	343	7,521
臨時収益	416	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	416	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	2,597
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	2,576
個別貸倒引当金繰入額	—	20
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	416	△2,597
経常利益 A + B + C	759	4,924

(注)2社合算の数値をP.139に記載しています。

## ⑪ 計算書類等について会社法（保険業法）による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、平成24年5月15日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

## ⑫ 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

## ⑬ 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性

取締役社長松崎敏夫は、当社のディスクロージャー誌「NKSJひまわり生命の現状2012」の縦覧開始時点において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないことを確認しています。

適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためです。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程を整備し、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制を構築しています。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制を構築しています。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しています。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けています。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取り締り会等に報告されています。  
また、財務諸表の作成に関し内部監査部門による内部監査を実施し、内部監査部門から作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告を受けています。

## ⑭ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当の事象はありません。



## VI. 業務の状況を示す指標等

### ① 主要な業務の状況を示す指標等

#### (1) 決算業績の概況

P.14~20をご覧ください。

#### (2) 保有契約高及び新契約高

##### ① 保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	平成22年度末				平成23年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,923	111.1	11,573,277	111.2	2,820	146.6	17,375,330	150.1
個人年金保険	15	99.4	79,806	99.5	70	448.5	284,382	356.3
団体保険	—	—	1,889,128	102.8	—	—	3,101,574	164.2
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

##### ② 新契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	平成22年度						平成23年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	339	109.9	2,241,094	105.7	2,241,094	—	382	112.5	2,487,944	111.0	2,487,944	—
個人年金保険	0	107.5	2,199	96.9	2,199	—	1	303.6	6,149	279.6	6,149	—
団体保険	—	—	19,565	39.2	19,565	—	—	—	40,505	207.0	40,505	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

#### (3) 年換算保険料

##### ① 保有契約

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	197,314	102.4	270,285	137.0
個人年金保険	3,547	103.1	15,967	450.1
合計	200,861	102.4	286,252	142.5
うち医療保障・生前給付保障等	79,058	108.5	102,137	129.2

##### ② 新契約

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	26,527	110.2	30,155	113.7
個人年金保険	88	99.4	269	303.6
合計	26,616	110.2	30,425	114.3
うち医療保障・生前給付保障等	12,688	109.1	14,303	112.7

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

## (4)保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区 分			保 有 金 額	
			平成22年度末	平成23年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	11,573,277	17,355,972
		個人年金保険	( 23,282 )	( 112,720 )
		団体保険	1,889,054	3,101,432
		団体年金保険	—	—
		その他共計	13,462,332	20,457,404
	災害死亡	個人保険	( 1,641,110 )	( 2,024,237 )
		個人年金保険	( 110 )	( 278 )
		団体保険	( 49,193 )	( 68,619 )
		団体年金保険	( — )	( — )
その他共計		( 1,690,414 )	( 2,093,136 )	
その他の条件付死亡	個人保険	( 343,788 )	( 314,604 )	
	個人年金保険	( — )	( — )	
	団体保険	( — )	( — )	
	団体年金保険	( — )	( — )	
	その他共計	( 343,788 )	( 314,604 )	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	( 199,930 )	19,358
		個人年金保険	72,202	270,771
		団体保険	0	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	72,202	290,129
	年金	個人保険	( — )	( — )
		個人年金保険	( 9,471 )	( 40,280 )
		団体保険	( 16 )	( 23 )
		団体年金保険	( — )	( — )
その他共計		( 9,488 )	( 40,303 )	
その他	個人保険	—	—	
	個人年金保険	7,603	13,610	
	団体保険	73	142	
	団体年金保険	—	—	
	その他共計	7,677	13,753	
入院保障	災害入院	個人保険	( 7,351 )	( 9,624 )
		個人年金保険	( 0 )	( 1 )
		団体保険	( 80 )	( 120 )
		団体年金保険	( — )	( — )
		その他共計	( 7,436 )	( 9,765 )
	疾病入院	個人保険	( 7,340 )	( 9,650 )
		個人年金保険	( 0 )	( 2 )
		団体保険	( — )	( — )
		団体年金保険	( — )	( — )
その他共計		( 7,345 )	( 9,670 )	
その他の条件付入院	個人保険	( 5,845 )	( 10,484 )	
	個人年金保険	( 0 )	( 1 )	
	団体保険	( — )	( — )	
	団体年金保険	( — )	( — )	
	その他共計	( 5,846 )	( 10,486 )	

- (注)1. ( )内数値は、主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人保険の金額について、平成22年度末は付随保障部分、平成23年度末は主要保障部分を計上しています。
3. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
4. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
5. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
6. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
7. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

## VI. 業務の状況を示す指標等

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		平成22年度末	平成23年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	15,945	51,774
	個人年金保険	—	25
	団 体 保 険	61,839	84,102
	団体年金保険	—	—
	その 他 共 計	77,784	135,901
手 術 保 障	個 人 保 険	2,125,745	2,797,637
	個人年金保険	76	445
	団 体 保 険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その 他 共 計	2,125,821	2,798,082

(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成22年度末	平成23年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,452,434	2,542,754
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	8,187,328	12,647,447
	そ の 他 共 計	11,395,360	17,157,041
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	64,681	91,095
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	そ の 他 共 計	177,917	218,289
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	79,806	284,382
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	1,274,765	1,499,402
	傷 害 特 約	—	157,124
	災 害 入 院 特 約	1,950	2,327
	疾 病 入 院 特 約	448	1,014
	成 人 病 入 院 特 約	42	238
	その他の条件付入院特約	1,531	2,047

(注)1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。

3. 疾病入院特約には、初期入院給付特別を含めています。

4. 成人病入院特約には、生活習慣病入院特約、成人病保障特約、男性生活習慣病特約を含めています。

平成22年度末についても、当基準に合わせて一部内訳を変更しています。

## (6)異動状況の推移

## ①個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	1,732,183	10,404,936	1,923,843	11,573,277
新 契 約	339,682	2,241,094	382,264	2,487,944
更 新	50,007	39,015	34,798	40,771
復 活	6,924	36,721	9,125	50,035
保 険 金 額 の 増 加	2,864	71,728	51	156
その他の異動による増加	1	1,779	674,984	4,671,374
死 亡	3,332	18,989	4,385	20,362
満 期	70,312	54,504	49,178	62,976
保 険 金 額 の 減 少	110,517	214,823	6,116	44,374
解 約	104,408	748,122	119,729	852,172
失 効	26,580	168,042	30,850	190,349
その他の異動による減少	322	17,517	469	277,994
年 末 現 在	1,923,843	11,573,277	2,820,403	17,375,330
( 増 加 率 )	( 11.1 )	( 11.2 )	( 46.6 )	( 50.1 )
純 増 加	191,660	1,168,340	896,560	5,802,052
( 増 加 率 )	( 22.8 )	( 22.1 )	( 367.8 )	( 396.6 )

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

## ②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	15,883	80,187	15,787	79,806
新 契 約	473	2,199	1,436	6,149
復 活	4	23	6	31
保 険 金 額 の 増 加	97	28	1	0
その他の異動による増加	191	1,891	55,447	207,260
死 亡	14	117	81	278
支 払 満 了	33	20	127	487
保 険 金 額 の 減 少	3,147	704	4,073	803
解 約	553	2,709	1,335	5,428
失 効	21	93	55	241
その他の異動による減少	143	878	277	1,625
年 末 現 在	15,787	79,806	70,801	284,382
( 増 加 率 )	( △0.6 )	( △0.5 )	( 348.5 )	( 256.3 )
純 増 加	△96	△381	55,014	204,576
( 増 加 率 )	( - )	( - )	( - )	( - )

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

## VI. 業務の状況を示す指標等

### ③団体保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	8,135,886	1,837,943	7,961,159	1,889,128
新 契 約	50,799	19,565	149,757	40,505
更 新	664,792	674,652	2,960,360	1,669,385
復 活	—	—	13	84
中 途 加 入	601,433	196,610	988,271	300,405
保 険 金 額 の 増 加	266,866	38,124	283,860	34,308
その他の異動による増加	17,710	54,132	779,488	1,312,400
死 亡	26,053	4,598	35,280	5,230
満 期	684,991	696,730	3,023,936	1,581,693
脱 退	776,285	143,980	1,186,608	219,239
保 険 金 額 の 減 少	310,611	68,225	236,910	97,008
解 約	4,495	15,417	11,417	8,650
失 効	30	188	170	1,340
その他の異動による減少	17,607	2,758	18,380	231,481
年 末 現 在	7,961,159	1,889,128	8,563,257	3,101,574
( 増 加 率 )	( △2.1 )	( 2.8 )	( 7.6 )	( 64.2 )
純 増 加	△174,727	51,185	602,098	1,212,446
( 増 加 率 )	( — )	( — )	( — )	( — )

(注)1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

### ④団体年金保険

該当ありません。

### (7)契約者配当の状況

#### ①平成23年度の状況

団体定期保険を中心に2,253百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成24年度における契約者配当金の支払いのため、平成23年度末(平成24年3月末)に2,566百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成23年度末(平成24年3月末)における契約者配当準備金の残高は4,034百万円となっています。

・5年ごと利差配当契約における平成23年度決算に基づく契約者配当の例示

平成23年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。



## 5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

## ○NKSJひまわり生命および損保ジャパンひまわり生命で契約された場合

保険種類	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	1.75%
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.65%

## ○日本興亜生命保険で契約された場合

保険種類		配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	下記以外	1.70%
	一時払終身保険(※)	1.35%
5年ごと利差配当付個人年金保険		1.65%

(※)平成17年12月1日以降の契約

## 〈例1〉[損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金  
30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成14年度	10年	10,819円	241,700円	10,010,819円
平成19年度	5年	3,878円	237,520円	10,003,878円

## 〈例2〉[損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金  
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成14年度	10年	14,860円	281,140円	3,000,460円
平成19年度	5年	0円	271,990円	1,444,200円

## 〈例3〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金  
30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成14年度	10年	2,954円	249,090円	10,002,954円
平成19年度	5年	986円	244,800円	10,000,986円

## 〈例4〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金  
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成14年度	10年	0円	277,010円	2,865,600円
平成19年度	5年	0円	276,080円	1,428,000円

## VI. 業務の状況を示す指標等

(注)1.「経過年数」とは、平成24年4月1日から平成25年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。(日本興亜生命契約の契約日は10月1日としています。)また、損保ジャパンひまわり生命契約における平成19年度の契約は、契約日が平成19年4月2日から平成20年3月31日までのものが対象となります。

2.「死亡契約」欄は契約応当日以後(日本興亜生命契約の場合は契約応当日)死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差(予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%)を乗じた額となっています。

### ②平成22年度の状況

団体定期保険を中心に1,702百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成23年度における契約者配当金の支払いのため、平成22年度末(平成23年3月末)に1,706百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成22年度末(平成23年3月末)における契約者配当準備金の残高は2,329百万円となっています。

## ② 保険契約に関する指標等

### (1) 保有契約増加率

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	11.2	50.1
個 人 年 金 保 険	△0.5	256.3
団 体 保 険	2.8	64.2
団 体 年 金 保 険	—	—

### (2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
新 契 約 平 均 保 険 金	6,597	6,508
保 有 契 約 平 均 保 険 金	6,015	6,160

### (3) 新契約率(対年度始)

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	21.5	21.5
個 人 年 金 保 険	3.0	8.5
団 体 保 険	1.1	2.1

### (4) 解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	9.8	9.0
個 人 年 金 保 険	3.8	7.9
団 体 保 険	2.5	3.8

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) (単位:円)

平成22年度	平成23年度
6,542	6,618

(6) 死亡率(個人保険主契約) (単位:‰)

件数率		金額率	
平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
1.74	1.84	1.76	1.40

(7) 特約発生率(個人保険) (単位:‰)

区分		平成22年度	平成23年度
災害死亡保障契約	件数	0.080	0.137
	金額	0.117	0.151
障害保障契約	件数	—	0.106
	金額	—	0.066
災害入院保障契約	件数	3.664	4.063
	金額	98.842	104.567
疾病入院保障契約	件数	41.007	40.666
	金額	989.928	791.130
成人病入院保障契約	件数	23.272	12.656
	金額	806.885	310.392
疾病・傷害手術保障契約	件数	15.606	18.950
成人病手術保障契約	件数	23.799	19.699

(8) 事業費率(対収入保険料) (単位:%)

平成22年度	平成23年度
24.2	23.8

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成22年度	平成23年度
5社	5社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

平成22年度	平成23年度
2社	2社

## VI. 業務の状況を示す指標等

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

平成22年度	平成23年度
100.0	100.0

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	平成22年度	平成23年度
AA以上	6.2	5.6
A以上	93.8	94.4

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:%)

格付区分	平成22年度	平成23年度
AA以上	—	—
A以上	100.0	100.0

(注) 格付けはスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

(12) 未収受再保険金の額

(単位:百万円)

平成22年度	平成23年度
1,151	396

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:百万円)

平成22年度	平成23年度
2	—

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
第三分野発生率	21.4	22.2
医療 (疾病)	20.9	22.3
がん	31.1	27.3
介護	20.6	30.5
その他	4.4	6.7

(注)1. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\{ \text{発生保険金額} + \text{保険金} \cdot \text{給付金等支払に係る事業費など} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

2. (注)1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。

3. (注)1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額+対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)としています。

4. (注)1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。

### ③ 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位:百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	5,378	6,233
	災 害 保 険 金	525	262
	高 度 障 害 保 険 金	541	354
	満 期 保 険 金	25	63
	そ の 他	—	—
	小 計	6,470	6,914
年 金		3	7
給 付 金		2,576	2,268
解 約 返 戻 金		12,924	15,399
保 険 金 据 置 支 払 金		—	4
そ の 他 共 計		22,017	24,615

(2) 責任準備金明細表

(単位:百万円)

区 分		平成22年度末	平成23年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	1,051,101	1,544,810
	(一般勘定)	1,038,437	1,531,592
	(特別勘定)	12,663	13,218
	個 人 年 金 保 険	31,158	121,323
	(一般勘定)	31,158	121,323
	(特別勘定)	—	—
	団 体 保 険	160	321
	(一般勘定)	160	321
	(特別勘定)	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	そ の 他	1	5
	(一般勘定)	1	5
	(特別勘定)	—	—
	小 計	1,082,421	1,666,461
	(一般勘定)	1,069,757	1,653,243
(特別勘定)	12,663	13,218	
危 険 準 備 金		14,939	22,677
合 計		1,097,361	1,689,139
( 一 般 勘 定 )		1,084,697	1,675,921
( 特 別 勘 定 )		12,663	13,218



## VI. 業務の状況を示す指標等

### (3) 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
平成22年度末	1,023,828	58,593	14,939	1,097,361
平成23年度末	1,589,755	76,705	22,677	1,689,139

### (4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

#### ①責任準備金の積立方式、積立率

		平成22年度末	平成23年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	純保険料式	純保険料式
	標準責任準備金 対象外契約	がん保険・医療保険等	純保険料式
		変 額 保 険	純保険料式
		そ の 他	純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。

なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

#### ②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	9,855	6.20%
1986年度～1990年度	28,312	6.20%～6.25%
1991年度～1995年度	95,367	4.25%～6.25%
1996年度～2000年度	422,710	2.00%～3.10%
2001年度～2005年度	597,540	1.50%
2006年度～2010年度	450,674	1.50%
2011年度	48,455	1.50%

(注)1. 「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

### (5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

#### ①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	53	52

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。

2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

#### ②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第5項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第5項第1号二に規定する率を使用しています。

## (6) 契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
平成 22 年度	当 期 首 現 在	34	8	2,277	—	—	5	2,325
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	1	0	1,695	—	—	5	1,702
	当 期 繰 入 額	19	3	1,677	—	—	6	1,706
	当 期 末 現 在	52	11	2,260	—	—	5	2,329
		( 7)	( 1)	( 0)	( —)	( —)	( —)	( 9)
平成 23 年度	当 期 首 現 在	52	11	2,260	—	—	5	2,329
	利息による増加	1	0	0	—	—	—	1
	合併による増加	138	8	1,224	—	—	18	1,390
	配当金支払による減少	4	0	2,242	—	—	5	2,253
	当 期 繰 入 額	58	1	2,496	—	—	10	2,566
	当 期 末 現 在	245	21	3,738	—	—	29	4,034
		( 130)	( 13)	( 0)	( —)	( —)	( —)	( 143)

(注) ( )内はうち積立配当金額です。

## (7) 引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	7	19	11	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	21	39	18	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
役員賞与引当金	—	24	24	役員業績連動報酬支払いに備えるため、計上しています。	
退職給付引当金	941	1,718	777	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。	
役員退職慰労引当金	84	—	△84	役員退職慰労金支払いに備えるため、計上していましたが、制度の廃止に伴い全額を取崩しています。	
価格変動準備金	923	1,881	958	保険業法第115条の規定により計上しています。	

## (8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

## VI. 業務の状況を示す指標等

(9) 資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資 本 金		17,250	—	—	17,250
うち既 発行株式	普通株式	(27,250千株)	( — )	( — )	(27,250千株)
	計	17,250	—	—	17,250
資本剰余金	資本準備金	10,000	—	—	10,000
	その他資本剰余金	—	20,000	—	20,000
	計	10,000	20,000	—	30,000

(10) 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分		平成22年度	平成23年度
個 人 保 険	— 時 払	234,688	281,016
	年 払	11,754	7,540
	半 年 払	77,671	86,004
	月 払	1,381	1,636
	月 払	143,880	185,834
個 人 年 金 保 険	— 時 払	2,875	8,792
	年 払	—	—
	半 年 払	629	1,204
	月 払	19	34
月 払	2,226	7,553	
団 体 保 険	7,327	9,556	
団 体 年 金 保 険	—	—	
そ の 他 共 計	244,911	299,417	

(11) 保険金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度 合計	合 計	平成23年度					
			個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	19,862	22,574	17,557	—	5,016	—	—	0
災害保険金	197	255	241	—	13	—	—	—
高度障害保険金	1,085	968	570	—	398	—	—	—
満期保険金	1,824	4,402	4,402	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	22,970	28,201	22,773	—	5,428	—	—	0

(12) 年金明細表

(単位:百万円)

平成22年度 合計	平成23年度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
1,050	1,687	31	1,634	21	—	—	—

(13) 給付金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度 合 計	平成23年度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	182	310	151	158	—	—	—	—
入院給付金	6,671	7,844	7,835	—	3	—	—	4
手術給付金	4,475	5,683	5,683	—	—	—	—	—
障害給付金	3	6	5	—	0	—	—	—
生存給付金	10,373	9,666	9,666	—	—	—	—	—
一時金	50	59	59	—	—	—	—	—
その他	2,300	2,789	2,789	—	—	—	—	0
合 計	24,057	26,359	26,191	158	4	—	—	4

(14) 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

平成22年度 合 計	平成23年度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
85,253	92,132	90,343	1,788	—	—	—	—

(15) 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	3,214	758	1,537	1,676	47.8
建 物	1,096	373	294	801	26.9
リ ー ス 資 産	1,270	265	650	619	51.2
その他の有形固定資産	848	119	593	255	69.9
無 形 固 定 資 産	5,065	1,013	1,963	3,101	38.8
ソ フ ト ウ ェ ア	5,065	1,013	1,963	3,101	38.8
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	8,279	1,771	3,501	4,778	42.3

(16) 事業費明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
営 業 活 動 費	21,639	26,403
営 業 管 理 費	5,939	6,669
一 般 管 理 費	31,753	38,074
合 計	59,332	71,147

(注) 一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金(平成22年度:285百万円、平成23年度:298百万円)を含んでいます。

## VI. 業務の状況を示す指標等

### (17) 税金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 税	483	687
消 費 税	54	179
地 方 法 人 特 別 税	329	402
印 紙 税	100	104
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	0	0
地 方 税	488	642
地 方 消 費 税	13	44
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	426	521
固 定 資 産 税	8	7
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	39	69
そ の 他 の 地 方 税	0	—
合 計	972	1,329

### (18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

#### ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
取 得 価 額 相 当 額	676	542
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	643	367
期 末 残 高 相 当 額	33	174

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

#### ② 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末			平成23年度末		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未 経 過 リ ー ス 料 期 末 残 高 相 当 額	26	6	33	58	115	174

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

#### ③ 支払リース料および減価償却費相当額

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
支 払 リ ー ス 料	137	84
減 価 償 却 費 相 当 額	137	84

#### ④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。



## (19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
							(期間の定めのないものを含む)	
平成22年度末	リース債務	237	364	86	—	—	—	688
平成23年度末	リース債務	252	325	109	—	—	—	687

## 4 資産運用に関する指標等

## (1)資産運用の概況

## ①平成23年度の資産の運用概況

P.21~P.22をご覧ください。

## ②ポートフォリオの推移

## イ.資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	38,060	3.2	41,444	2.3
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	1,070,147	91.3	1,658,952	92.5
公 社 債	1,023,803	87.3	1,623,321	90.5
株 式	0	0.0	5,005	0.3
外 国 証 券	46,343	4.0	30,625	1.7
公 社 債	46,343	4.0	30,625	1.7
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	18,067	1.5	34,091	1.9
保 険 約 款 貸 付	18,067	1.5	34,091	1.9
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	603	0.1	801	0.0
繰 延 税 金 資 産	13,871	1.2	19,343	1.1
そ の 他	31,582	2.7	39,489	2.2
貸 倒 引 当 金	△29	△0.0	△58	△0.0
合 計	1,172,303	100.0	1,794,064	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	13,862	1.2	17,219	1.0

## VI. 業務の状況を示す指標等

□ 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	6,410	3,383
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	53,394	588,805
公 社 債	87,091	599,517
株 式	—	5,005
外 国 証 券	△33,697	△15,718
公 社 債	△33,697	△15,718
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	904	16,023
保 険 約 款 貸 付	904	16,023
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	144	198
繰 延 税 金 資 産	706	5,472
そ の 他	3,742	7,907
貸 倒 引 当 金	65	△29
合 計	65,369	621,760
う ち 外 貨 建 資 産	6,836	3,356

(2) 運用利回り

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	0.01	0.01
買 現 先 勘 定	0.11	0.09
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.79	1.86
う ち 公 社 債	1.74	1.79
う ち 株 式	—	43.31
う ち 外 国 証 券	2.62	2.73
貸 付 金	3.59	3.42
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.70	1.75

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

## (3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	33,150	50,781
買 現 先 勘 定	4,714	505
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1,043,370	1,341,037
うち 公 社 債	979,749	1,298,803
うち 株 式	0	1,389
うち 外 国 証 券	63,621	40,844
貸 付 金	17,610	26,014
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	447	785
一 般 勘 定 計	1,134,689	1,470,136
うち 海 外 投 融 資	63,621	40,844

## (4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
利息及び配当金等収入	19,127	25,566
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	582	784
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為 替 差 益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	19,710	26,350

## Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(5) 資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
支 払 利 息	60	90
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	334	455
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	34	32
為 替 差 損	13	1
貸倒引当金繰入額	—	31
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	31	32
合 計	473	644

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
預 貯 金 利 息	—	0
有価証券利息・配当金	18,486	24,670
公 社 債 利 息	16,805	23,466
株 式 配 当 金	—	90
外国証券利息配当金	1,681	1,114
貸 付 金 利 息	632	889
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	19,127	25,566

(7) 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 債 等 債 券	582	272
株 式 等	—	511
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	582	784

## (8) 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 債 等 債 券	333	455
株 式 等	—	—
外 国 証 券	1	—
そ の 他 共 計	334	455

## (9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

## (10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

## (11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

## (12) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	641,726	60.0	1,123,318	67.7
地 方 債	69,144	6.5	119,885	7.2
社 債	312,932	29.2	380,117	22.9
うち公社・公団債	71,576	6.7	163,611	9.9
株 式	0	0.0	5,005	0.3
外 国 証 券	46,343	4.3	30,625	1.8
公 社 債	46,343	4.3	30,625	1.8
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	1,070,147	100.0	1,658,952	100.0



## VI. 業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	83,021	186,583	70,649	76,465	150,726	502,700	1,070,147
国 債	38,941	5,797	10,919	33,138	87,155	465,773	641,726
地 方 債	3,172	53,622	10,738	610	—	999	69,144
社 債	20,057	122,163	42,285	42,716	49,782	35,926	312,932
株 式						0	0
外 国 証 券	20,849	4,999	6,705	—	13,788	—	46,343
公 社 債	20,849	4,999	6,705	—	13,788	—	46,343
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

区 分	平成 23 年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	80,047	153,133	87,051	109,533	214,564	1,014,620	1,658,952
国 債	2,276	9,950	43,585	51,712	158,382	857,410	1,123,318
地 方 債	13,855	47,379	4,955	—	1,062	52,632	119,885
社 債	61,915	89,651	33,566	52,585	42,826	99,572	380,117
株 式						5,005	5,005
外 国 証 券	1,999	6,152	4,943	5,235	12,293	—	30,625
公 社 債	1,999	6,152	4,943	5,235	12,293	—	30,625
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
公 社 債	1.80	1.91
外 国 公 社 債	2.85	2.99

(15)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区 分		平成22年度末		平成23年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—	—
	輸 送 用 機 器	—	—	4,856	97.0
精 密 機 器	—	—	148	3.0	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	0	99.9	0	0.0
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		0	0.1	—	—
合 計		0	100.0	5,005	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

## Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(16) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
保 険 約 款 貸 付	18,067	34,091
契 約 者 貸 付	15,612	29,701
保 険 料 振 替 貸 付	2,454	4,389
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	( — )	( — )
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	( — )	( — )
国・国 際 機 関・ 政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体・公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	18,067	34,091

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

## (23)固定資産明細表

## ①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区 分	当 期 首 高 残	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高 残	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
平成 22 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	458	247	15	87	603	471	43.9
	リ ー ス 資 産	647	226	1	227	644	430	40.0
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	92	52	1	36	106	221	67.4
	合 計	1,197	526	17	352	1,354	1,123	45.3
平成 23 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	603	580	8	373	801	294	26.9
	リ ー ス 資 産	644	243	2	265	619	650	51.2
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	106	277	9	119	255	593	69.9
	合 計	1,354	1,101	20	758	1,676	1,537	47.8

## ②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
不 動 産 残 高	603	801
営 業 用	603	801
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

## ③無形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区 分	当 期 首 高 残	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高 残	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
平成 22 年度	ソ フ ト ウ ェ ア	4,573	458	—	917	4,114	950	18.8
	その他の無形固定資産	52	—	52	—	—	—	—
	合 計	4,625	458	52	917	4,114	950	18.8
平成 23 年度	ソ フ ト ウ ェ ア	4,114	—	—	1,013	3,101	1,963	38.8
	その他の無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	4,114	—	—	1,013	3,101	1,963	38.8

## (24)固定資産等処分益明細表

該当ありません。

## (25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
有 形 固 定 資 産	17	18
土 地	—	—
建 物	15	8
リ ー ス 資 産	1	2
そ の 他	1	7
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	17	18

## Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

### (26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

### (27) 海外投融資の状況

#### ① 資産別明細

##### イ. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	平成 22 年度末		平成 23 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	13,788	29.8	17,099	55.8
株 式	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	13,788	29.8	17,099	55.8

##### ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

##### ハ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	平成 22 年度末		平成 23 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公 社 債 ( 円 建 外 債 ) ・ そ の 他	32,554	70.2	13,525	44.2
小 計	32,554	70.2	13,525	44.2

##### 二. 合計

(単位:百万円、%)

区 分	平成 22 年度末		平成 23 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	46,343	100.0	30,625	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。



②地域別構成

(単位:百万円、%)

区分	外国証券						非居住者貸付		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
平成22年度末	北米	23,892	51.6	23,892	51.6	—	—	—	—
	ヨーロッパ	14,650	31.6	14,650	31.6	—	—	—	—
	オセアニア	2,000	4.3	2,000	4.3	—	—	—	—
	アジア	1,052	2.3	1,052	2.3	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	4,747	10.2	4,747	10.2	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	46,343	100.0	46,343	100.0	—	—	—	—	
平成23年度末	北米	23,514	76.8	23,514	76.8	—	—	—	—
	ヨーロッパ	5,668	18.5	5,668	18.5	—	—	—	—
	オセアニア	400	1.3	400	1.3	—	—	—	—
	アジア	1,041	3.4	1,041	3.4	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	30,625	100.0	30,625	100.0	—	—	—	—	

③外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	13,788	100.0	15,083	88.2
ユーロ	—	—	2,016	11.8
その他	—	—	—	—
合計	13,788	100.0	17,099	100.0

(28)海外投融資利回り

(単位:%)

平成22年度	平成23年度
2.62	2.73

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高	摘要
会員権等	17	—	—	—	17	
その他	14	82	76	—	19	
合計	31	82	76	—	37	

## Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

### ⑤ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

#### (1) 有価証券の時価情報

##### ① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

##### ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿 価額	時価	差損益		帳簿 価額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
満期保有目的の債券	866,218	891,992	25,774	27,687	1,913	1,160,655	1,227,648	66,992	68,509	1,516
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	202,439	203,928	1,489	2,981	1,492	480,119	498,296	18,176	19,608	1,432
公 社 債	188,439	190,140	1,701	2,785	1,084	461,329	475,361	14,031	15,392	1,361
株 式	—	—	—	—	—	2,034	5,005	2,971	2,971	—
外 国 証 券	14,000	13,788	△211	195	407	16,755	17,929	1,174	1,244	70
公 社 債	14,000	13,788	△211	195	407	16,755	17,929	1,174	1,244	70
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,068,657	1,095,921	27,263	30,669	3,405	1,640,775	1,725,944	85,169	88,118	2,949
公 社 債	1,022,102	1,048,958	26,856	29,852	2,996	1,609,290	1,690,143	80,852	83,705	2,852
株 式	—	—	—	—	—	2,034	5,005	2,971	2,971	—
外 国 証 券	46,555	46,962	407	816	408	29,451	30,796	1,345	1,442	96
公 社 債	46,555	46,962	407	816	408	29,451	30,796	1,345	1,442	96
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
合 計	0	0

(2) 金銭の信託の時価情報  
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

① 差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△23	—	—	—	△23
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合計	—	△23	—	—	—	△23

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△23百万円)は、損益計算書に計上されています。

② 金利関連

該当ありません。

③ 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約 売建 米ドル(対円)	7,570	—	△25	△25	7,482	—	△23	△23
	買建 米ドル(対円)	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計				△25				△23

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④ 株式関連

該当ありません。

⑤ 債券関連

該当ありません。

⑥ その他

(単位:百万円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション売	—	—	—	—	—	—	—	—
	プロテクション買	1,000	—	△1	△1	—	—	—	—
	合計				△1				—

## VII. 保険会社の運営

### ① リスク管理の体制

P.37～40をご覧ください。

### ② 法令遵守の体制

P.33～35 をご覧ください。

### ③ 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

#### 1. 責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

お客さまへ保険金・給付金などを確実にお支払いするためには、責任準備金を適正かつ十分に積み立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険と異なり、医療政策などの外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積み立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

##### ■ 平準純保険料式による手厚い責任準備金の積み立て

保険業法に定められた積立方式の中で最も手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積み立てています。(標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積み立てています。)

##### ■ 第三分野保険におけるストレス・テストの実施および検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス・テストは、平成10年大蔵省告示第231号の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス・テストが的確に行われるために、リスク管理規程にしたがって社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス・テストを実施したうえで、経理財務部とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

##### ■ 保険計理人による負債十分性テストの実施および確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストの結果に応じて負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積み立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

#### 2. 負債十分性テスト、ストレス・テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%および99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかどうかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

##### ■ 過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、給付内容の危険特性などの観点から分類した「保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分」ごとに、危険選択の効果の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

##### ■ 危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施したうえで、当該部署とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制としています。

### 3. 第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの結果(2011年度末決算期)

第三分野保険におけるストレス・テストの結果、2011年度末において、危険準備金として163百万円の追加積み立てを行っています。また、負債十分性テストの結果、保険料積立金の追加積み立てはありませんでした。

### 4 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)

P.25をご覧ください。

### 5 個人データ保護

P.41～44をご覧ください。

### 6 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、本基本方針を定めます。

#### 1. 取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、「NKSJグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を踏まえ、次に掲げる取組基本方針にもとづき対応します。

##### <1>組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役員等の安全を確保します。

##### <2>反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力の不当要求に対し毅然と対応し、これを拒絶します。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行います。

##### <3>裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

##### <4>外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携します。

##### <5>有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

#### 2. 対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から統括責任部署および責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

##### <1>反社会的勢力との関係遮断

##### <2>反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備

##### <3>対応態勢を整備し、維持・向上させるための取組

##### <4>経営に重大な影響を及ぼす可能性のある不当要求への対応

##### <5>社内規程・対応マニュアル等の整備と継続的な研修活動の実施

## VIII. 特別勘定に関する指標等

### ① 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
	金 額	金 額
個人変額保険	14,950	15,146
個人変額年金保険	—	—
団体年金保険	—	—
特別勘定計	14,950	15,146

### ② 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

#### 当期の運用環境・運用実績(平成23年4月～平成24年3月)

#### ①国際型

主要な投資対象である外国株式市場は、米国経済の回復や欧州債務問題への対策が打ち出されたことなどから年度後半から上昇傾向となったものの、円高の影響が響きインデックスは0.3%の下落となりました。

#### ②株式型

国内株式市場は、欧州債務問題や円高の進行などを背景に下落基調が続きましたが、新年に入ると日銀による追加金融緩和策などを背景に一転して大幅上昇となり、インデックスは1.3%の上昇となりました。

#### ③総合型

欧州債務問題を受けて、安全資産である債券への需要が強まったことから、国内債券市場は上昇しました。また、国内株式市場が上昇したこともあり、インデックスは2.4%の上昇となりました。

#### ※各特別勘定の運用方法(運用の基本的性格)

##### 国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

##### 株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX(東証株価指数)を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

##### 総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組入れます。

3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。



### ③ 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

(1)保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 保 険 ( 有 期 型 )	142	904	128	863
変 額 保 険 ( 終 身 型 )	13,882	98,466	13,368	92,186
合 計	14,024	99,371	13,496	93,050

(2)年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	1,334	8.9	1,320	8.7
有 価 証 券	13,405	89.7	13,642	90.1
公 社 債	5,102	34.1	5,101	33.7
株 式	4,743	31.7	4,863	32.1
外 国 証 券	3,558	23.8	3,676	24.3
公 社 債	1,021	6.8	1,122	7.4
株 式 等	2,537	17.0	2,553	16.9
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	210	1.4	183	1.2
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	14,950	100.0	15,146	100.0

## VIII. 特別勘定に関する指標等

### (3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
	金 額	金 額
利息配当金等収入	278	294
有価証券売却益	208	182
有価証券償還益	0	—
有価証券評価益	288	634
為替差益	22	18
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	364	448
有価証券償還損	0	—
有価証券評価損	789	300
為替差損	23	26
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収 支 差 額	△379	353

### (4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

#### ① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	13,405	△501	13,642	333

#### ② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

#### ③ 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

#### ・ 個人変額年金保険

該当ありません。

## IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

# [参考資料] 2 社合算ベースの指標

当社は、平成23年10月1日に損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併した会社です。  
 [参考資料]では、合併前の業績について、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

## ① 主要業績

### (1) 保有契約高および新契約高

(単位:千件、億円、%)

#### ・保有契約高

区分	平成22年度末		平成23年度末			
	件数	金額	件数		金額	
				前年度末比		前年度末比
個人保険	2,550	159,222	2,820	110.6	173,753	109.1
個人年金保険	69	2,791	70	101.2	2,843	101.9
団体保険	—	30,178	—	—	31,015	102.8
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注)1.個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

※平成22年度末は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

平成23年度末は、NKSJひまわり生命の数値を記載しています。

(単位:千件、億円、%)

#### ・新契約高

区分	平成22年度		平成23年度			
	件数	金額	件数		金額	
				前年度比		前年度比
個人保険	453	30,529	451	99.5	29,542	96.8
個人年金保険	3	144	3	102.1	141	97.4
団体保険	—	321	—	—	429	133.3
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注)1.個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

※平成22年度は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

平成23年度は、平成23年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命および日本興亜生命と、平成23年10月～平成24年3月のNKSJひまわり生命の数値を合算しています。

### (2) 年換算保険料

#### ・保有契約

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
				前年度末比
個人保険	260,189		270,285	103.9
個人年金保険	15,626		15,967	102.2
合計	275,815		286,252	103.8
うち医療保障・生前給付保障等	93,834		102,137	108.8

※平成22年度末は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

平成23年度末は、NKSJひまわり生命の数値を記載しています。

#### ・新契約

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
				前年度比
個人保険	37,337		36,018	96.5
個人年金保険	783		748	95.4
合計	38,121		36,766	96.4
うち医療保障・生前給付保障等	15,026		15,504	103.2

(注)1.年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2.「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

※平成22年度は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

平成23年度は、平成23年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命および日本興亜生命と、平成23年10月～平成24年3月のNKSJひまわり生命の数値を合算しています。

## [参考資料] 2 社会算ベースの指標等

## ② 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成22年度末 要約貸借対照表 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 要約貸借対照表 (平成24年3月31日現在)	比較増減
		金 額	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
現金及び預貯金		56,382	42,764	△13,617
コールローン		599	—	△599
債券貸借取引支払保証金		30,370	—	△30,370
金銭の信託		19,963	—	△19,963
有価証券		1,507,240	1,672,594	165,353
(うち国債)	(	930,646 )	( 1,126,262 )	( 195,616 )
(うち地方債)	(	125,942 )	( 120,094 )	( △5,847 )
(うち社債)	(	388,827 )	( 382,065 )	( △6,761 )
(うち株式)	(	10,932 )	( 9,869 )	( △1,062 )
(うち外国証券)	(	50,891 )	( 34,301 )	( △16,590 )
貸付金		32,949	34,091	1,141
保険約款貸付		32,949	34,091	1,141
有形固定資産		1,611	1,676	65
無形固定資産		6,693	3,101	△3,592
代理店貸		164	137	△26
再保険貸		1,555	1,467	△87
その他資産		36,033	34,092	△1,941
繰延税金資産		21,872	19,343	△2,529
貸倒引当金		△35	△58	△22
<b>資産の部合計</b>		<b>1,715,400</b>	<b>1,809,210</b>	<b>93,809</b>
<b>(負債の部)</b>				
保険契約準備金		1,588,540	1,717,788	129,247
支払備金		25,437	24,615	△822
責任準備金		1,559,315	1,689,139	129,824
契約者配当準備金		3,787	4,034	246
代理店借		3,582	3,466	△116
再保険借		1,358	1,248	△109
その他負債		39,542	7,294	△32,247
未払法人税等		49	43	△6
リース債務		688	687	△0
その他の負債		38,804	6,563	△32,240
役員賞与引当金		—	24	24
退職給付引当金		1,325	1,718	393
役員退職慰労引当金		84	—	△84
価格変動準備金		1,554	1,881	326
<b>負債の部合計</b>		<b>1,635,989</b>	<b>1,733,423</b>	<b>97,434</b>
<b>(純資産の部)</b>				
資本金		37,250	17,250	△20,000
資本剰余金		10,000	30,000	20,000
資本準備金		10,000	10,000	—
その他資本剰余金		—	20,000	20,000
利益剰余金		27,063	15,958	△11,105
利益準備金		4	—	△4
その他利益剰余金		27,059	15,958	△11,101
保険業法施行規則附則第10条積立金		325	325	—
繰越利益剰余金		26,734	15,633	△11,101
株主資本合計		74,313	63,208	△11,105
その他有価証券評価差額金		5,097	12,578	7,480
評価・換算差額等合計		5,097	12,578	7,480
<b>純資産の部合計</b>		<b>79,411</b>	<b>75,786</b>	<b>△3,624</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>1,715,400</b>	<b>1,809,210</b>	<b>93,809</b>

※平成22年度末は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。  
平成23年度末は、NKSJひまわり生命の数値を記載しています。

### 3 損益計算書

(単位:百万円、%)

科 目	年 度	平成22年度	平成23年度	比較増減	増減率
		[平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで]	[平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで]		
		金 額	金 額		
<b>経常収益</b>		<b>385,380</b>	<b>395,288</b>	<b>9,908</b>	<b>2.6</b>
保険料等収入		355,109	360,180	5,071	1.4
(うち保険料)		( 349,877 )	( 356,263 )	( 6,385 )	( 1.8 )
資産運用収益		29,208	32,667	3,459	11.8
(うち利息及び配当金等収入)		( 28,088 )	( 30,403 )	( 2,315 )	( 8.2 )
(うち金銭の信託運用益)		( 385 )	( 125 )	( △259 )	( △67.4 )
(うち有価証券売却益)		( 734 )	( 1,784 )	( 1,050 )	( 142.9 )
(うち特別勘定資産運用益)		( - )	( 353 )	( 353 )	( - )
その他経常収益		1,063	2,440	1,376	129.5
(うち支払備金戻入額)		( - )	( 822 )	( 822 )	( - )
<b>経常費用</b>		<b>383,550</b>	<b>391,063</b>	<b>7,513</b>	<b>2.0</b>
保険金等支払金		177,978	172,819	△5,158	△2.9
(うち保険金)		( 32,810 )	( 32,763 )	( △47 )	( △0.1 )
(うち年金)		( 1,659 )	( 2,001 )	( 341 )	( 20.6 )
(うち給付金)		( 28,127 )	( 28,243 )	( 116 )	( 0.4 )
(うち解約返戻金)		( 109,028 )	( 103,550 )	( △5,477 )	( △5.0 )
(うちその他返戻金)		( 1,143 )	( 1,112 )	( △31 )	( △2.8 )
責任準備金等繰入額		122,036	129,826	7,790	6.4
支払備金繰入額		2,283	-	△2,283	△100.0
責任準備金繰入額		119,750	129,824	10,073	8.4
契約者配当金積立利息繰入額		1	1	0	25.0
資産運用費用		893	659	△233	△26.2
(うち支払利息)		( 95 )	( 103 )	( 8 )	( 8.6 )
(うち有価証券売却損)		( 334 )	( 455 )	( 121 )	( 36.3 )
(うち金融派生商品費用)		( 34 )	( 32 )	( △1 )	( △4.7 )
(うち為替差損)		( 13 )	( 1 )	( △12 )	( △91.7 )
(うち特別勘定資産運用損)		( 379 )	( - )	( △379 )	( △100.0 )
事業費		78,909	82,793	3,883	4.9
その他経常費用		3,733	4,965	1,232	33.0
<b>経常利益</b>		<b>1,830</b>	<b>4,225</b>	<b>2,394</b>	<b>130.9</b>
<b>特別利益</b>		<b>11</b>	<b>-</b>	<b>△11</b>	<b>△100.0</b>
その他特別利益		11	-	△11	△100.0
<b>特別損失</b>		<b>1,281</b>	<b>12,254</b>	<b>10,973</b>	<b>856.4</b>
固定資産等処分損		18	46	28	154.8
価格変動準備金繰入額		218	326	108	49.8
その他特別損失		1,044	11,880	10,836	1,037.2
契約者配当準備金繰入額		2,802	3,093	290	10.4
税引前当期純損失(△)		△2,242	△11,122	△8,880	-
法人税及び住民税		1,459	159	△1,299	△89.0
法人税等調整額		△1,917	△177	1,740	-
法人税等合計		△458	△17	440	-
当期純損失(△)		△1,784	△11,105	△9,321	-

※平成22年度は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。  
平成23年度は、平成23年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命および日本興亜生命と、平成23年10月～平成24年3月のNKSJひまわり生命の数値を合算しています。

## [参考資料] 2 社会算ベースの指標等

## ④ 経常利益等の明細 (基礎利益)

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
基礎利益 A	807	5,845
キャピタル収益	893	1,891
金銭の信託運用益	159	106
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	734	1,784
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	394	505
金銭の信託運用損	11	15
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	334	455
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	34	32
為替差損	13	1
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	499	1,385
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	1,307	7,231
臨時収益	523	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	523	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	3,006
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	2,986
個別貸倒引当金繰入額	—	20
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	523	△3,006
経常利益 A + B + C	1,830	4,225

※平成22年度は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

平成23年度は、平成23年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命および日本興亜生命と、平成23年10月～平成24年3月のNKSJひまわり生命の数値を合算しています。



## I 生命保険会社のディスクロージャーについて

### ディスクロージャーとは

ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。

生命保険会社は、どのような事業を行なっているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。

ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がなされることとなります。

なお、生命保険会社は、法律（保険業法第111条）によって、事業年度（4月1日～3月31日）ごとにディスクロージャー誌（「〇〇生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。）を作成することが義務づけられています。

### 生命保険会社のディスクロージャー誌

#### ◎ディスクロージャー誌の内容

ディスクロージャー誌に掲載する内容についても法令で定められています。

生命保険協会では、生命保険各社に前向きなディスクロージャーを促すために、法令で定められた項目の他に自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」や比較を容易とするための統一様式「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成しています。なお、生命保険各社が「開示基準」にない情報を開示することを妨げるものではありません。

（ディスクロージャー誌の主な内容）

- ・会社の概況…沿革、組織、店舗網、役員、従業員の状況など
- ・業務の内容…主要な業務の内容、経営方針など
- ・事業の概況…商品一覧、営業職員代理店体制、公共福祉活動など
- ・財産の状況…計算書類、不良債権の状況、ソルベンシー・マージン比率、有価証券等の時価情報など
- ・業務の状況…決算業績の概況、契約増加率等の指標、資産運用の概況など
- ・会社の運営…リスク管理の体制、法令遵守の体制、個人データ保護についてなど

#### ◎ディスクロージャー誌をご覧になるには

法令の規定により、7月末までに、ディスクロージャー誌を本社・支社・営業所・事務所などに備え置き、広く閲覧できるようにすることが義務づけられています。また、ホームページにディスクロージャー誌の内容を掲載している生命保険会社も増えてきています。

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国53カ所の地方連絡所や全国の消費生活センターでもご覧いただくことができます。

## II 主な経営指標

### 1. 契約業績の指標

#### ◎契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、保有契約高、新契約高があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

個人保険、団体保険…死亡時の支払金額等の総合計額	} 合計額
個人年金保険…	
年金支払開始前の契約：年金支払開始時における年金原資の額	
年金支払開始後の契約：責任準備金の額	
団体年金保険…責任準備金の額	

ディスクロージャー誌には、「保障機能別保有契約高」を掲載しており、死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障のそれぞれについて、その生命保険会社が保障している金額がわかります（例えば入院保障の額は1日あたりの入院給付金の額の合計額を示しています。詳しくはディスクロージャー誌の該当部分の注を参照してください）。

また、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、新契約などによる契約高の増加と、死亡、満期、解約、失効などによる契約高の減少の状況を「異動状況」の表として掲載しています。

#### ◎年換算保険料

個人保険・個人年金保険とその合計、さらに医療・介護分野（第三分野といわれます。）に関して、それぞれの保有契約・新契約の年換算保険料が開示されています。保険料の支払い方法には、毎月支払う月払いの他に、年払いや契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、死亡保障金額の合計額（個人保険の場合）である契約高は比較のための指標としても優れたものでした。ところが、今では、販売商品もさまざまに生命保険会社ごとに商品構成が異なり、また、特に医療がん介護または個人年金といった、被保険者が生存中のリスクに対して保障する商品が多く販売されるようになっていますが、これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があります。これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

比較、分析対象としている生命保険会社の業績を見る場合、保険種類ごとの特徴を分析したり、契約件数に着目したり、ディスクロージャー誌で経営戦略について書かれている個所とあわせてお読みになることが有効です。

## 2. 収益性の指標

#### ◎基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払いといった保険関係の損益
  - ・資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。）と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収支に対応する収益
- などを表しています。

基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており（予定利率分の責任準備金の増加は責任準備金繰入額に含まれ、実際の運用収支は上記のとおり基礎利益に含まれます。）、基礎利益が十分確保されていれば、保険本業で逆ざやを上回る利益を確保していることとなります。

### ◎逆ざや

かつてない超低金利が続く等の経済環境の変化により、予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収支でまかなえない額が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

上記「基礎利益」の説明のとおり、基礎利益が十分確保されていれば、逆ざやが他の利益で補われており、現在の「逆ざや」状態が続いたとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

なお、各社とも「逆ざや」に耐えうる十分な経営体力をつけるべく、資産構成の見直しや運用リスク管理の徹底、経営の効率化による事業費の圧縮、自己資本の一層の増強などに努めています。

多くの生命保険会社は逆ざや額を開示しています。

### ◎運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかは、運用利回りを見るとわかります。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。これは、経常損益中の資産運用収益－資産運用費用に保険業法第112条評価益を加味したものを、平均の運用額(帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの)で割り算して算出したものです。

$$\text{運用利回り}(\%) = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用} + \text{保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}}$$

## 3. 健全性の指標

### ◎ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、平成9年度決算からこの数値を公表しており、平成12年度決算では、金融商品の時価会計の導入等を踏まえてその計算基準が見直されています。また、平成13年度決算からは、ソルベンシー・マージン比率の算出根拠となっている分子・分母の内訳を開示しています。なお、平成23年度決算からは、信頼性の一層の向上の観点から、分子・分母の算出基準の一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。同時に単体ベースに加え、保険会社又は保険持株会社グループに対する連結ベースのソルベンシー・マージン比率も導入されています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとりえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

### ◎実質資産負債差額(=実質純資産額)

実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反

映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産額ともいいます。

### ◎含み損益

含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持つといえ、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子(ソルベンシー・マージン総額)に算入されます。新聞報道では、有価証券全体や株式の含み損益がとりあげられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」として保有目的及び有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

### ◎変額保険・変額年金保険の最低保証に係る一般勘定への責任準備金の繰入・戻入

変額保険・変額年金保険とは、運用実績によって受け取ることができる死亡保険金額や年金額が変わる保険商品です。運用実績が悪化した場合でも、運用期間中の死亡保険金や解約返戻金、運用期間終了時の運用資産額、年金受取額の総額等をあらかじめ定めた最低保証額として保険会社によりてん補される特徴を有する保険商品があります。この特徴を変額保険・変額年金保険の最低保証といいます。

最低保証に係る一般勘定の責任準備金とは、保険会社が変額保険・変額年金保険等の将来の保険金・年金・給付金の支払いに備えて積み立てている準備金です。最低保証に係る一般勘定の責任準備金を繰り入れた場合は基礎利益を減少させる要因に、また、最低保証に係る一般勘定の責任準備金を戻し入れた場合は基礎利益を増加させる要因となります。

## 4. その他

### ◎一般勘定と特別勘定

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。一般勘定は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野(厚生年金基金保険、国民年金基金保険等)においても、一部特別勘定を設けています。

### ◎税効果会計

税効果会計は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。したがって、従来の会計では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金(未払税金)として資産(負債)計上される場合には繰延税金資産(負債)として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減(「その他有価証券」にかかわるものは除く)を法人税等調整額として損益計算書に表示します(繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の適用に伴い生じます)。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積み立てといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

## 用語解説

## 貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)
1 現金及び預貯金 現金 預貯金	19 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 契約者配当準備金
2 コールローン	20 代理店借
3 買現先勘定	21 再保険借
4 債券貸借取引支払保証金	22 短期社債
5 買入金銭債権	23 社債
6 商品有価証券	24 新株予約権付社債
7 金銭の信託	25 その他負債 売現先勘定 債券貸借取引受入担保金 借入金 未払法人税等 未払金 未払費用 前受収益 預り金 預り保証金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 リース債務 資産除去債務 仮受金 その他の負債
8 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券	26 退職給付引当金
9 貸付金 保険約款貸付 一般貸付	27 役員退職慰労引当金
10 有形固定資産 土地 建物 リース資産 建物仮勘定 その他の有形固定資産	28 価格変動準備金
11 無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産	29 金融商品取引責任準備金
12 代理店貸	30 繰延税金負債
13 再保険貸	31 再評価に係る繰延税金負債
14 その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 仮払金 その他の資産	32 支払承諾
15 繰延税金資産	負債の部合計
16 再評価に係る繰延税金資産	(純資産の部)
17 支払承諾見返	33 資本金
18 貸倒引当金 (控除項目として計上)	34 新株式申込証拠金
資産の部合計	35 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金
	36 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 海外投資等損失引当金 退職手当積立金 社会厚生事業増進積立金 不動産圧縮積立金 別途積立金 〇〇積立金 繰越利益剰余金
	37 自己株式
	38 自己株式申込証拠金
	株主資本合計
	39 その他有価証券評価差額金
	40 繰延ヘッジ損益
	41 土地再評価差額金
	評価・換算差額等合計
	42 新株予約権
	純資産の部合計
	負債及び純資産の部合計

## 損益計算書

(経常損益)	(特別損益)
1 経常収益	12 特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 負ののれん発生益 その他特別利益
2 保険料等収入 保険料 再保険収入	13 特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失
3 資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 貸倒引当金戻入額 その他運用収益 特別勘定資産運用益	14 契約者配当準備金繰入額
4 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益	15 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)
5 経常費用	16 法人税及び住民税
6 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料	17 法人税等調整額
7 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額	18 法人税等合計
8 資産運用費用 支払利息 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損	19 当期純利益 (又は当期純損失)
9 事業費	
10 その他経常費用 保険金据置支払金 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
11 経常利益(又は経常損失)	



## 貸借対照表の用語

### 資産の部

#### 1 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金(外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など)や、短期間の運用目的で預金(定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金)として保有しています。

#### 2 コールローン

他の金融機関に対して行う短期間(1日~2週間程度)の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

#### 3 買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

#### 4 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として差し入れた額を計上します。

#### 5 買入金銭債権

下記「8 有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマースルーパー(CP)や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書などがあります。

#### 6 商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

#### 7 金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のごとです。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

#### 8 有価証券 (国債・地方債・社債・株式・外国証券・その他の証券)

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

#### 9 貸付金 (保険約款貸付・一般貸付)

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

#### 10 有形固定資産 (土地・建物・リース資産・建設仮勘定・その他の有形固定資産)

有形固定資産には、土地・建物・リース資産・建設仮勘定・その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、リース資産とはリース物件・リース投資資産、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のごとです。その他の有形固定資産とは有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車・コンピュータ・備品などが含まれます。

#### 11 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェア、リース資産などが含まれます。

#### 12 代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金(着金)されていない場合などに発生します。

#### 13 再保険貸

再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する再保険会社に対する債権(未収金額)の総額です。

#### 14 その他資産 (未収金・未収収益・預託金・金融派生商品など)

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

\*金融派生商品(資産の部)

金融派生商品(デリバティブ)取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産・負債にそれぞれ表示します。

#### 15 繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

#### 16 再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合の、税効果相当額を計上します。

#### 17 支払承諾見返

(「32 支払承諾」の解説をご参照ください)

#### 18 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額をあらかじめ準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定にもとづき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

\*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

\*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

### 負債の部

#### 19 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払準備金、責任準備金、社員(契約者)配当準備金があります。

\*支払準備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な額を積み立てる準備金のごとです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由がすでに発生したと考えられる金額についても、支払準備金に積み立てることとしています。

\*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。責任準

備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

#### \*社員(契約者)配当準備金

社員(契約者)配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

#### 20 代理店借

代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

#### 21 再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です。

#### 22 短期社債

自社の発行した短期社債の額を計上します。

#### 23 社債

自社の発行した社債の額を計上します。

#### 24 新株予約権付社債

株式会社において使用される勘定科目で、自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

#### 25 その他負債 (債券貸借取引受入担保金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品・リース債務など)

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金、リース物件に係る債務や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。

##### \*金融派生商品(負債の部)

(「金融派生商品(資産の部)」の解説をご参照ください)

##### \*債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引(レボ取引)により担保として受け入れた額を計上します(「債券貸借取引支払保証金」の解説をご参照ください)。

#### 26 退職給付引当金

退職給付債務の額(退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額)に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識過去勤務債務とします。また、数理計算上の差異とは、年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更などにより発生した差異をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識数理計算上の差異とします。

#### 27 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、会社の役員(取締役・監査役・執行役など)に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上します。

#### 28 価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

#### 29 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第48条の3第1項の規定にもとづき、金融商品取引取次業務などの認可を受けた生命保険会社が、金融商品取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

#### 30 繰延税金負債

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

#### 31 再評価に係る繰延税金負債

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合、税効果相当額を計上します(「土地評価差額金」の解説をご参照ください)。

#### 32 支払承諾

生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼にもとづき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権(代わって弁済したお金を返してもらおう権利)を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

#### 純資産の部

#### 33 資本金

保険業法第6条の規定により、保険会社については、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

#### 34 新株式申込証拠金

決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

#### 35 資本剰余金

資本剰余金とは、株主などからの出資額(または負担額)のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金及びその他資本剰余金などがあります。

#### 36 利益剰余金

利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰越利益剰余金などがあります。

##### \*利益準備金

会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。

##### \*任意積立金

剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社においては、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。

##### \*繰越利益剰余金

利益剰余金のうち、利益準備金及び任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰越利益剰余金については、相互会社の当期末処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

#### 37 自己株式

株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社及び連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

#### 38 自己株式申込証拠金

自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

#### 39 その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

#### 40 繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益または評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。

#### 41 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、平成10年度から平成13年度までの決算で、一度だけ実施することが認められました。

#### 42 新株予約権

株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金または資本準備金に振替えます。

### 損益計算書の用語

#### 経常損益

##### 1 経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

##### 2 保険料等収入（保険料・再保険収入）

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

##### 3 資産運用収益（利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など）

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

##### \*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

##### \*商品有価証券運用益

商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。

##### \*金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」(次頁)に計上します。

##### \*売買目的有価証券運用益

商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずるすべての損益(売却損益・償還損益・利息配当金等収入・評価損益等)を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。

##### \*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券売却益:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する売却益を計上。

・株式等売却益:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する売却益を計上。

・外国証券売却益:外国証券から発生する売却益を計上。

##### \*有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額(金利調整差額を除く)を計上します。

##### \*金融派生商品収益

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益及び期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

##### \*為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算したときに円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益がでた場合は「為替差益」に、損がでた場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買及び期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目(「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」)に含まれています。

##### \*貸倒引当金戻入額

(「貸倒引当金繰入額」の解説をご参照ください)

##### \*その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。

##### \*特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずるすべての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

##### 4 その他経常収益（保険金据置受入金等）

主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。

##### \*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客様によっては一度にその全額を必要としないケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します(「保険金据置支払金」の解説もご参照ください)。

##### \*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金繰入額」の解説をご参照ください)。

##### \*支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金繰入額」の解説をご参照ください)。

##### 5 経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

##### 6 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

##### 7 責任準備金繰入額

(支払備金繰入額、責任準備金繰入額、社員(契約者)配当金積立利息繰入額)

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法(洗い替え方式)により積み立てられます。損益計算書の表示は、(繰入額-戻入額)の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額-支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額-支払備金戻入額として表示されます。

##### \*契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

##### 8 資産運用費用（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

##### \*支払利息

生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利息、預り金



利息、保険金・給付金等の支払遅延利息などがあります。

**\*商品有価証券運用損**

(「商品有価証券運用益」の解説をご参照ください)

**\*金銭の信託運用損**

信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。

**\*売買目的有価証券運用損**

(「売買目的有価証券運用益」の解説をご参照ください)

**\*有価証券売却損**

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します(「有価証券売却益」の解説をご参照ください)。

**\*有価証券評価損**

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券評価損:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する評価損を計上。

・株式等評価損:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する評価損を計上。

・外国証券評価損:外国証券から発生する評価損を計上。

**\*有価証券償還損**

公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額(金利調整差額を除く)を計上します。

**\*金融派生商品費用**

(「金融派生商品収益」の解説をご参照ください)

**\*為替差損**

(「為替差益」の解説をご参照ください)

**\*貸倒引当金繰入額**

資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額には、当期の計上金額(繰入金額)から前期に計上した金額(戻入金額)を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当金の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として計上します。

**\*貸付金償却**

貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。

**\*賃貸用不動産等減価償却費**

減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き)のうち、投資用不動産・動産などに係るものを計上します。

**\*その他運用費用**

上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、(1)投資に係る税金(消費税、固定資産税など)、(2)投資用不動産に係る費用のうち、a)賃借料等、b)登記手数料、c)維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。

**\*特別勘定資産運用損**

(「特別勘定資産運用益」の解説をご参照ください)

**9 事業費**

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

**10 その他経常費用**

主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係るものは資産運用費用に計上します。

**\*保険金据置支払金**

保険金、給付金を生命保険会社に据置している場合、受取人からの請

求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。

**\*税金**

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税・都市計画税などがあります。

**\*減価償却費**

減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きで、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」において計上します。

**\*退職給付引当金繰入額**

退職給付引当金の前期末・当期末の差額を計上します。

**11 経常利益(又は経常損失)**

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

**特別損益**

**12 特別利益**

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。

**\*固定資産等処分益**

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突発的に発生することから、特別利益の中に含めています。

**\*保険業法第112条評価益**

保険業法第112条にもとづいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、監督当局の認可を受けたうえで、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金及び配当準備金として積み立てることが認められています。

**13 特別損失**

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

**\*固定資産等処分損**

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊しなど)、災害・盗難による損失、及び累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失も計上します。

**\*減損損失**

固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。

**\*価格変動準備金繰入額**

価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します(「価格変動準備金」の解説もご参照ください)。

**\*金融商品取引責任準備金繰入額**

金融商品取引責任準備金への繰入額を計上します。

**\*不動産圧縮損**

法人税法、租税特別措置法の規定にもとづき、不動産の交換・換地・買換・取用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減

額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われます。不動産圧縮損相当額については剰余金(利益金)処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

#### 14 契約者配当準備金繰入額

株式会社において使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。

#### 15 税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります(株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではないため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っていません)。

#### 16 法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税の合計金額です。

#### 17 法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券にかかるものを除く)を期首と期末と比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス(△)で表示します。

#### 18 法人税等合計

法人税及び住民税、法人税等調整額の合計金額です。

#### 19 当期純利益(又は当期純損失)

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

### その他の用語

#### 1 標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていましたが、平成7年に改正、平成8年4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された平成8年4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式:平準純保険料式

予定死亡率:(社)日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したものを  
平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する  
保険契約…生保標準生命表1996(死亡保険用、年金開始後用)に基づく予定死亡率  
平成19年4月1日以降締結する保険契約…生保標準生命表2007(死亡保険用、年金開始後用)・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

予定利率:平成11年3月31日までに締結した保険契約…年2.75%  
平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに  
締結した保険契約……………年2.00%  
平成13年4月1日以降締結する保険契約……………年1.50%

#### 2 責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式(「標準責任準備金」の解説を参照してください)、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

### 3 再保険

生命保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

#### 4 格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が異なります。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも「依頼格付け」と「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

#### 5 三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金当支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差(死差)」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。

「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

#### 6 エンベディッド・バリュー(EV)

エンベディッド・バリューとは、一般的に株主価値の一部であり、「修正純資産」と「保有契約価値」(保有契約から将来生じる利益の現在価値)を合計した額です。

なお、エンベディッド・バリューの計算は、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだものであることに留意する必要があります。

#### 7 金融ADR制度

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続(ADR)のことです。お客さまが、生命保険会社等の金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合に活用することができます。

裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。なお、ディスクロージャー誌には、指定紛争解決機関の商号又は名称等、金融ADR制度への対応内容に関して記載する必要があります。

---

「NKSJひまわり生命の現状2012」は  
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ

NKSJひまわり生命保険株式会社 経営企画部 Tel 03-6742-2000

作成・発行 2012年7月 経営企画部

# NKSJひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

TEL 03(6742)3111(代表)

ホームページアドレス <http://www.nksj-himawari.co.jp/>

